

木曾岬町 都市計画マスタープラン

安全・安心な暮らしを守り
きずなを深め
活力ある都市と豊かな自然が共生するまち



平成29年3月
木曾岬町

目 次

第1章 計画概要

- 1-1 都市計画マスタープランの位置づけ 1
- 1-2 見直しの背景 2
- 1-3 都市計画マスタープランの目標年次と対象範囲 3

第2章 前提条件の整理

- 2-1 上位計画の整理 4
- 2-2 関連計画の整理 11
- 2-3 法適用・規制の範囲と内容 16

第3章 現況整理

- 3-1 自然的条件 20
- 3-2 歴史的条件 25
- 3-3 人口・世帯 26
- 3-4 土地利用等 31
- 3-5 産業構造 38
- 3-6 交通体系 41
- 3-7 市街化動向 45
- 3-8 都市基盤整備状況 47
- 3-9 公共公益施設の現況 51
- 3-10 住民意向の整理 52
- 3-11 現況特性のまとめ 58

第4章 現行都市計画マスタープランの検証

- 4-1 現行都市計画マスタープランの検証 60
- 4-2 検証の結果 65

第5章 まちづくりの基本課題 66

第6章 全体まちづくり構想

- 6-1 まちづくりの理念と目標 68
- 6-2 将来フレーム 71
- 6-3 将来都市像 73
- 6-4 分野別まちづくりの方針 76

第7章 地域別構想

- 7-1 地域の設定 87
- 7-2 北部地域 88
- 7-3 南部地域 96

第8章 推進方策

- 8-1 まちづくりの推進体制 104
- 8-2 都市計画マスタープランの進行・管理 105

参考 地域別構想の現況

- 参考1 北部地域の現況 参考-1
- 参考2 南部地域の現況 参考-10

第 1 章 計画概要

1-1 都市計画マスタープランの位置づけ

木曾岬町都市計画マスタープランとは、都市計画法第 18 条の 2 に示される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」となるものであり、木曾岬町第 5 次総合計画等の上位計画を踏まえ、木曾岬町（以下、「本町」と称す）における都市の将来像や土地利用などの基本的方向性を明らかにするとともに、まちづくりの方針を定めることにより、本町におけるまちづくりの総合的な指針となります。

木曾岬町都市計画マスタープランが有する役割は、以下のとおりです。

① 実現すべき具体的な都市の将来像を示す

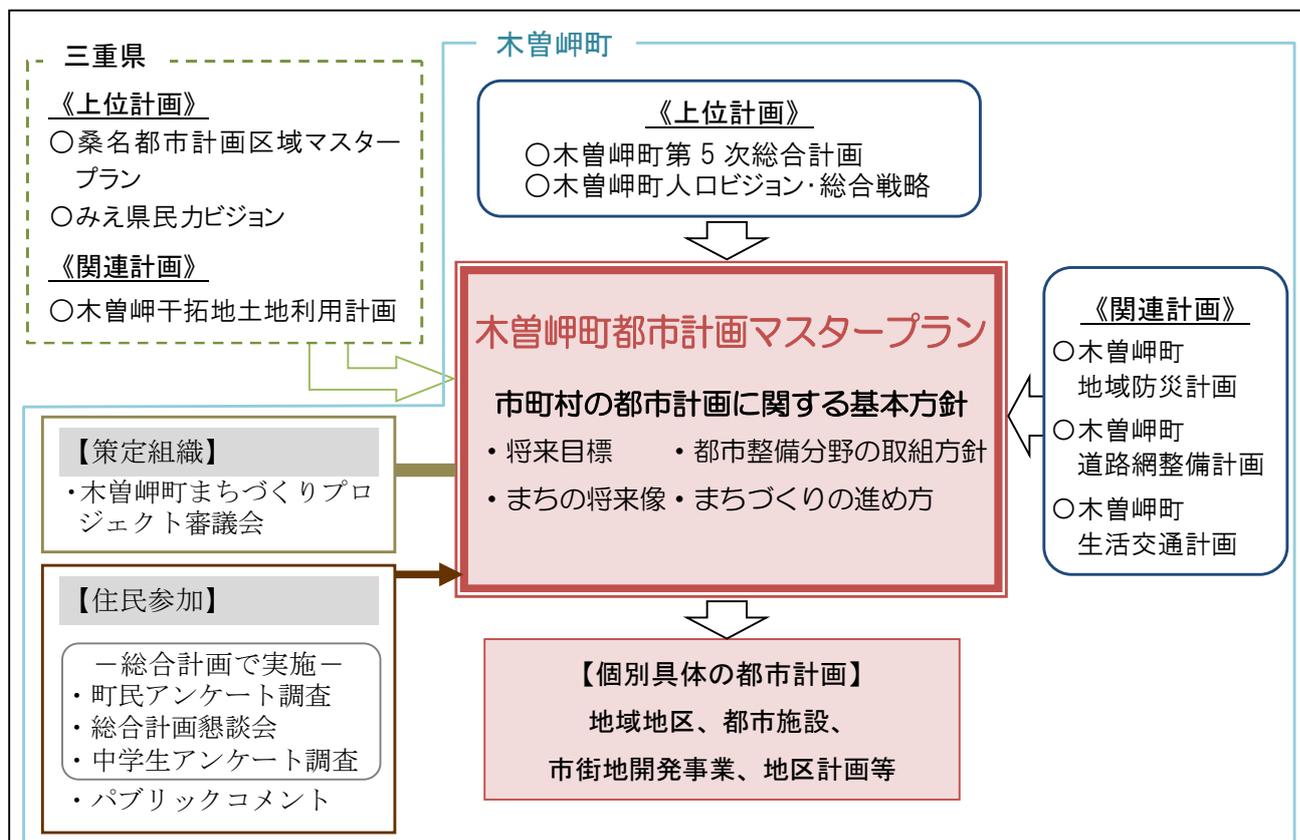
これからの本町のまちづくりについて、町民に分かりやすい表現で、実現すべき具体的な都市の将来像やまちづくりの方針を明らかにします。

② 個別具体的な都市計画の決定・変更の指針となる

都市計画を決定・変更する際の指針となるもので、土地利用、都市施設、地区計画などの具体的な個別の都市計画について、相互の調整を図ります。

③ 町民や事業者の理解、具体の都市計画の合意形成を図る

まちづくりの将来像を、町民、事業者、行政が共通の目標として共有することにより、住民、事業者の都市計画に対する理解を深め、各種の都市計画関連施策への合意形成や事業への参画を容易にします。



1-2 見直しの背景

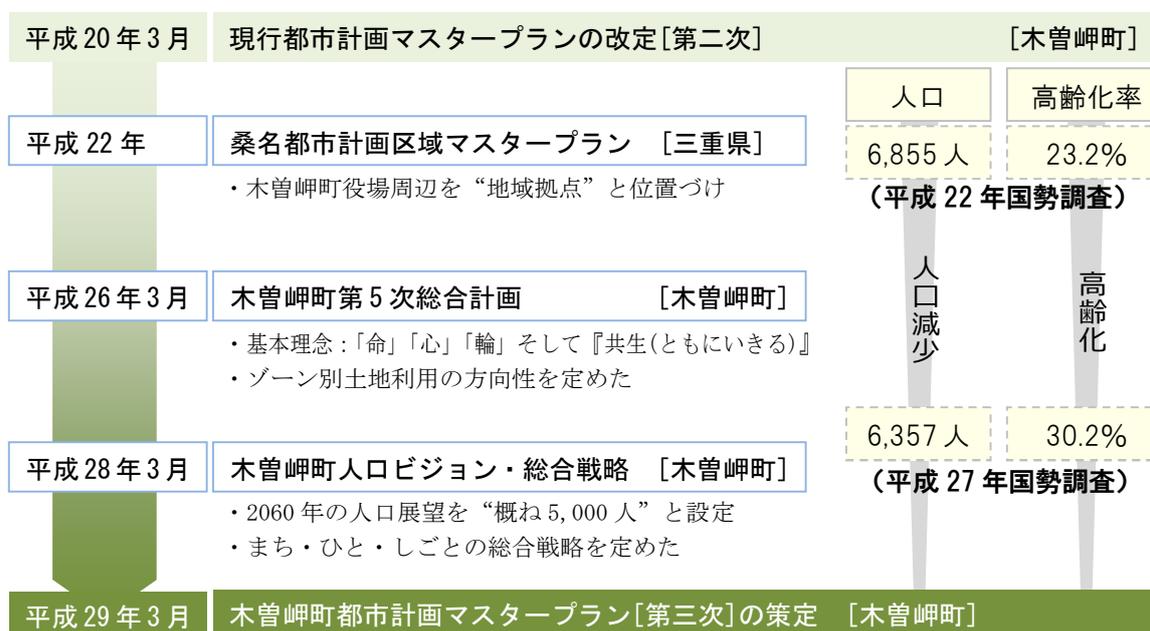
これまで本町においては、平成12年3月に第一次木曾岬町都市計画マスタープランを策定し、商業施設の市街化編入等により、平成20年3月に第二次となる木曾岬町都市計画マスタープランを改定しました。

平成20年3月に改定した第二次の都市計画マスタープラン（以下、現行都市計画マスタープラン）から概ね9年が経過しようとするなか、人口減少や本格的な高齢化社会の到来、大規模災害の発生の懸念など、都市を取り巻く環境が大きく変化してきました。

そのような中で、本町では平成26年3月に「木曾岬町第5次総合計画」、平成28年3月に「木曾岬町人口ビジョン・総合戦略」が策定され、新たなまちづくりの目標や方向性が示され、三重県においては、「桑名都市計画区域マスタープラン」が平成22年に策定されました。

また、木曾岬干拓地においては平成26年12月にメガソーラー事業が開始されたとともに、都市的土地利用への移行に向け、事業が進んでいます。さらに、木曾岬町役場は、機能的で災害に強く、新たな交流を生む中心施設として、複合型施設が平成28年11月に一部供用を開始しました。

このような変化を受け、現行都市計画マスタープランの検証を踏まえ、時流を的確に捉えた都市計画マスタープランを策定する必要があります。

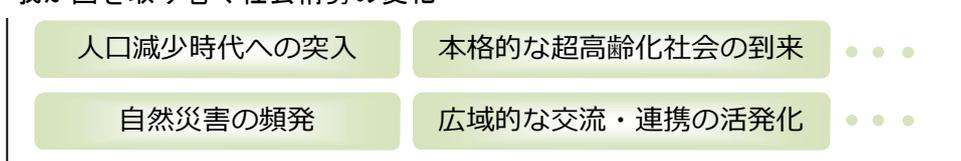


■現行都市計画マスタープランからの経緯

参考：捉えるべき情勢の変化

本格的な超高齢化社会の到来や自然災害の頻発など、我が国を取り巻く社会情勢は大きく変化しつつあり、さらに今後もより厳しい方向へ向かうことが予想されています。

～我が国を取り巻く社会情勢の変化～



こうした中、平成25年12月に「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が制定されたことを受け、三重県において地震被害想定の結果が公表されました。

また、「都市再生特別措置法」の改正や「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正により、『コンパクト+ネットワーク』の考え方で、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直す方向性の検討が進んでいます。さらに、「まち・ひと・しごと創生法」の制定により、各地域がそれぞれの特徴を活かし、自律的で持続的な社会の創生に向け、取組が進められています。

H25年12月	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の制定（内閣府）	法改正
H26年3月	地震被害想定結果の公表（三重県）	社会情勢
H26年8月	都市再生特別措置法の改正（国土交通省）	法改正
H26年11月	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正（国土交通省）	法改正
	まち・ひと・しごと創生法の制定（内閣府）	法改正

■法改正などの経緯

1-3 都市計画マスタープランの目標年次と対象範囲

都市計画運用指針では、「おおむね20年度の都市の姿を展望した上で」計画を策定することとなっています。木曾岬町都市計画マスタープランは、平成29年度を初年度として、概ね20年後を目標年次とし、木曾岬町第5次総合計画などの各種計画との整合を図るため、適宜見直しを行うこととします。

木曾岬町都市計画マスタープランの目標年次：平成49年度

都市計画法の適用は原則として都市計画区域が対象となります。本町は町域全域が都市計画区域に指定されており、町全体の発展を考えた場合、自然環境の保全や交通網の整備など、市街地と農地部を一体的に捉え、検討する必要があります。そのため、木曾岬町都市計画マスタープランは、木曾岬町全域を対象範囲とします。

木曾岬町都市計画マスタープランの対象範囲：木曾岬町全域

第2章 前提条件の整理

2-1 上位計画の整理

(1) 木曾岬町第5次総合計画

(策定年月：平成26年3月)

① 計画期間

基本構想：平成26年度～平成35年度までの10年間

基本計画：前期基本計画は平成26年度～平成30年度までの5年間

後期基本計画は平成31年度～平成35年度までの5年間

② まちづくりの基本理念

～「命」「心」「輪」そして『共生（ともに生きる）』～



③ 将来像

「暮らしを守り 豊かな心と活力を育む きずな深めるまち」

豊かな自然の恵みの中であって、川と海の災害から財産が守られた安全な暮らしの中で、豊かな心と文化を育み、活力ある人材と産業が育つまちをめざします。このようなまちを実現するため、明るく未来に向かって、町民同士のきずなを深めるまちづくりを進めます。



④ 土地利用の方向性

- ・新たな住宅用地や工業用地を確保するために、人口フレームに合わせて新市街地の形成を図ります。
- ・河口部に位置し伊勢湾に面した本町の特性を踏まえて、河川や輪中堤の防災対策を強化するとともに、河川等の自然景観を憩いの場として活かします。
- ・生活サービスを提供する商業機能の集積を図り、コンパクトで便利な居住地域を形成します。
- ・農業農村の維持・発展を図るために、都市的土地利用との調整を図りながら農地の保全を図ります。
- ・木曾岬干拓地において、メガソーラー事業を契機に、新たな都市的土地利用等の実現をめざします。



ゾーン別の土地利用の方向

① 住居ゾーン

- ・定住人口を確保するため、住宅団地の再生や未利用の住宅地の活用を図るとともに、既存の住宅地と連担する地区において新たに住宅地の確保を図ります。
- ・安全・安心、快適に生活できるよう、輪中堤に沿って災害に強い生活道路や防災機能等を備えた公園などを充実するなど、良好な居住環境を形成します。

② 商業・工業ゾーン

- ・国道23号の沿線地区において、商業地等の形成を図ります。
- ・既存の工業地と商業地を連携した地区や、鍋田川沿いにおいて工業立地を促進するとともに、工業用地の拡大を図ります。

③ 農業ゾーン

- ・生産性の高い農業の振興を図るとともに、無秩序な農地転用を抑制し、農地の保全を図ります。

④ 開発整備ゾーン

- ・木曾岬干拓地においては、伊勢湾岸道路北側における公共の利用が開始されたストックヤード及び野外広場の都市的土地利用の開発整備計画の策定とその実現を関係機関とともに進めます。
- ・また、新エネルギーランド以南における開発整備の方向について検討を進めます。

⑤ 河川・水域

- ・木曾川と鍋田川等の水辺については、防災機能を強化するとともに、豊かな水辺や水質の保全等、親水景観施設の整備を図ります。

■土地利用構想図

(2) 木曾岬町人口ビジョン・総合戦略

(策定年月：平成 28 年 3 月)

1. 木曾岬町人口ビジョン

① 目標年度

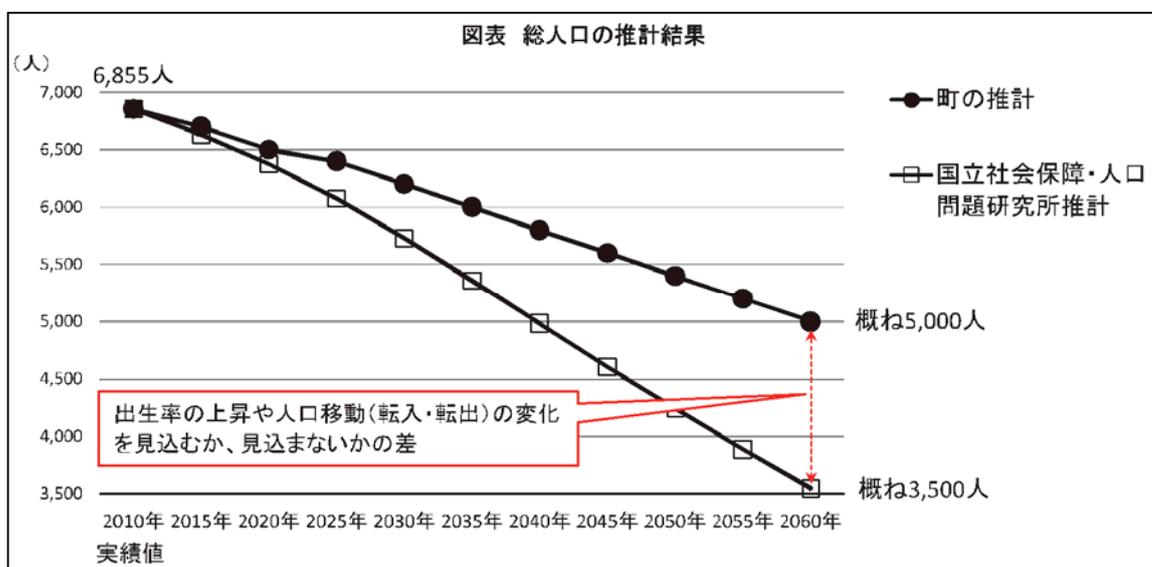
平成 72 年度

② 人口ビジョン策定の目的

今後の中長期的な人口推移が与える社会的・経済的な影響について分析を行った上で、今後の地域社会の活性化に向けた将来展望、方向性を明らかにするもの

③ 人口の将来展望

【将来の目標人口】2060年（平成72年）の総人口 概ね5,000人



■総人口の推計結果

④ 目指すべき将来の3つの方向性

- 中学生が、若い女性が、定年を迎えた人がずっと住み続けたいと思えるまち
- 町内で働いても、町外で働いても、どちらでも暮らしやすいまち
- 人との出会いや地域間の連携・交流が盛んなまち

～具体的な方向性～

- ・第1次産業、第2次産業、第3次産業とバランスよく雇用があるまち（第1次産業の6次産業化、小売業・サービス業の活性化等）
- ・町外で就職しても通いやすいまち
- ・比較的安価で良質な住宅が確保できるまち
- ・中学生がまちの魅力を20個言えるまち
- ・町民同士や町外の人との魅力的な出会いの場があるまち
- ・交流人口の多いまち
- ・防災・減災対策が充実しているまち

2. 木曾岬町総合戦略

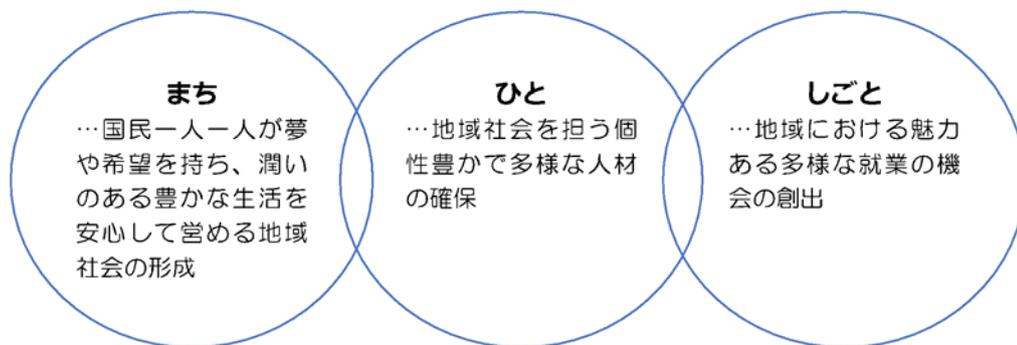
① 計画期間

平成27年度から平成31年度までの5年間

② 総合戦略策定の目的

人口減少克服・地方創世を目的として、これまでにない危機感を持って「産官学金労言」が連携し、戦略的な施策を総合的に推進するために策定

③ 総合戦略策の基本的な考え方



■まち・ひと・しごとの創生

④ 基本目標

- 基本目標1 第1次産業、第2次産業、第3次産業とバランスよく雇用があるまち
- 基本目標2 住み続けたいまち・Uターン・Iターンしたいまち
- 基本目標3 結婚・出産・子育て・教育をきめ細かく支援するまち
- 基本目標4 安全・安心の暮らしと“小規模共生型”のまち

(3) みえ県民力ビジョン

(策定年月：平成24年4月)

① 目標年次

平成24年度から概ね10年先を見据えた戦略計画

② 基本理念

県民力でめざす「幸福実感日本一」の三重

- ・安全・安心への備え
- ・今ある力の発揮と新しい力の開拓
- ・自立し、行動する県民（アクティブ・シチズン）へ
- ・県民力による「協創」の三重づくり

③ 政策展開の基本方向と政策

基本理念の実現に向けて、『政策展開の基本方向（三つの柱）』を定めるとともに、その下に16の『政策』を位置づけています。



(4) 桑名都市計画区域マスタープラン**(基準年：平成22年)****① 目標年次**

概ね10年間（基準年を平成22年、目標年次を平成32年）

② 都市計画の理念と目標**『風土と現代が交わる舞台に活力があふれるまち』**

三重県の中核的圏域として、わが国屈指の産業集積と地域の自然環境や歴史・文化を基盤に、県内の経済を牽引し続けるとともに、地域の個性にあった都市環境を創出し、持続的に発展する都市を将来目標に掲げます。

(1) 持続可能な地域づくり

—都市機能の集約化と広域連携による中核的圏域づくり—

(2) 地域活力の維持・向上

—更なる産業集積と広域交流促進による活力ある圏域づくり—

(3) 安全で快適な生活環境の創造

—災害に強く、人にやさしい圏域づくり—

(4) 美しく魅力と個性にあふれる地域づくり

—魅力と個性を生み出す地域づくりによる多様性のある圏域づくり—

(5) 県民が主役の地域づくり

③ 地域拠点の位置づけ

生活圏内の居住者が徒歩又は公共交通等により、到達可能な主要駅、役場・支所等を中心に、日常サービスを受けられる都市機能の集約を図る区域を『地域拠点』として位置づけています。

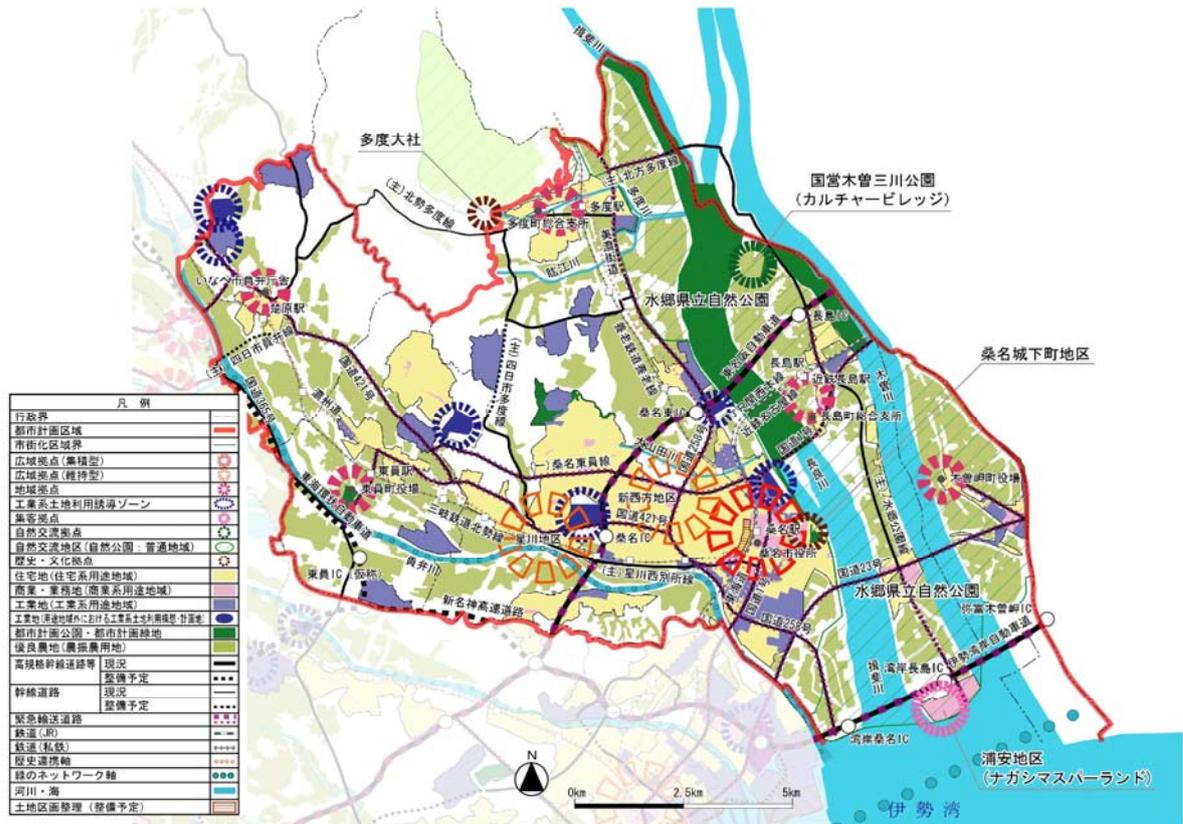
地域拠点は、圏域において位置づけた広域拠点と連携して集約型都市構造の骨格を構築するものであり、日常サービス機能の維持・集約を図ることで地域コミュニティの維持・増進を促進し、良好な居住環境の創出及び定住人口の維持を図るとされています。

木曾岬町では「木曾岬町役場周辺」が位置づけられています。

■地域拠点

市町村	区域名
桑名市	多度町総合支所（養老鉄道多度駅）周辺
	長島町総合支所（近鉄長島駅、JR長島駅）周辺
木曾岬町	木曾岬町役場周辺
東員町	東員町役場（三岐鉄道東員駅）周辺
いなべ市	員弁庁舎（三岐鉄道楚原駅）周辺

④ 土地利用構想図



■都市利用構想図

⑤ 木曾岬干拓地の位置づけ

木曾岬干拓地は、工業系土地利用への転換について検討することが位置づけられています。

2-2 関連計画の整理

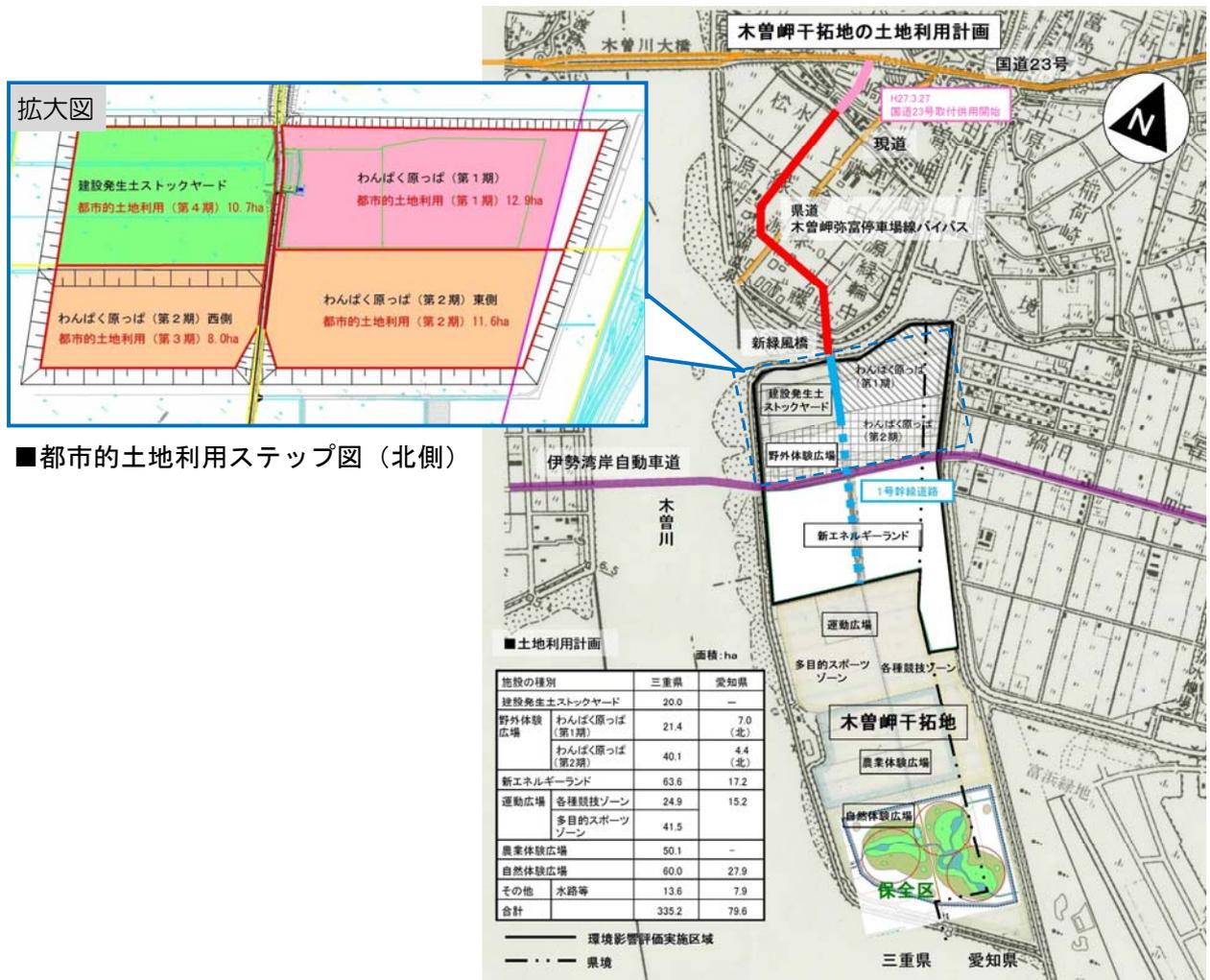
(1) 木曾岬干拓地土地利用計画

(策定年月：平成 27 年 3 月)

① 土地利用計画

伊勢湾岸自動車道以北（北側）は、5年間の公共利用が経過した区域から、段階的に都市的土地利用に移行する計画となっています。対象区域は4つの区画に分かれており、平成30年から順次、都市的土地利用が開始される計画となっています。

メガソーラー事業が行われている新エネルギーランドより南側については、将来的には、北側と同様に、都市的土地利用を図っていく計画となっていますが、まずは公共的土地利用として運動広場、農業体験広場などの整備を進める計画となっています。



■木曾岬干拓地の土地利用計画図

■都市的土地利用移行スケジュール（北側）

(年度)

土地利用区域	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
都市的土地利用(第1期)	H25~公共利用			H30~都市的土地利用								
都市的土地利用(第2期)	H27~公共利用					H32~都市的土地利用						
都市的土地利用(第3期)	H27~公共利用							H34~都市的土地利用				
都市的土地利用(第4期)	H18~公共利用									H36~都市的土地利用		
	H26~H29建設発生土受入(H29盛土造成完了)											

(2) 木曾岬町地域防災計画**(策定年月：平成27年8月)****風水害対策編****① 計画の目的**

町の地域に係る災害対策を、各防災関係機関が総合的、計画的に推進し、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって社会秩序の維持と公共の福祉を確保することを目的としています。

② 計画の基本方針

- ・ゲリラ豪雨や将来起こりうる巨大台風の襲来から、本町域に発生しうる高潮・洪水災害による被害の減災を目指し、広域的な避難体制の確立
- ・国、県及び関係市町、関係機関等との広域的な連携協力のもと、高潮・洪水災害による“水害犠牲者ゼロ”の実現を目指し、適切な広域避難体制を整備

③ 防災対策の推進

- ・本庁舎建て替えの推進
- ・国土交通省が整備する河川防災ステーションへの「源緑水防センター（仮称）」の整備
- ・「自助」・「共助」・「公助」による取組の強化
- ・要配慮者（災害時要援護者）対策の推進
- ・防災教育の充実

地震・津波対策編**① 基本的な考え方**

- ・“防災の日常化”という概念のもと、町や県、防災関係機関が防災対策の中心となつてあらためて災害予防・減災対策、発災後対策、復旧・復興対策に取り組む
- ・事業者、地域、住民等が果たすべき責務、役割を明確にし、「自助」「共助」「公助」が一体となつた防災対策体制の構築を目指していく

② 検討課題と防災対策の推進

- ・津波対策の充実
- ・津波災害時の防災拠点・津波避難施設の整備推進
- ・軟弱地盤に対する施策の検討
- ・避難路の整備
- ・「自助」・「共助」・「公助」による取組の強化
- ・要配慮者（災害時要援護者）対策の推進
- ・防災教育の充実
- ・復旧・復興計画の充実
- ・防災長期年計画の策定

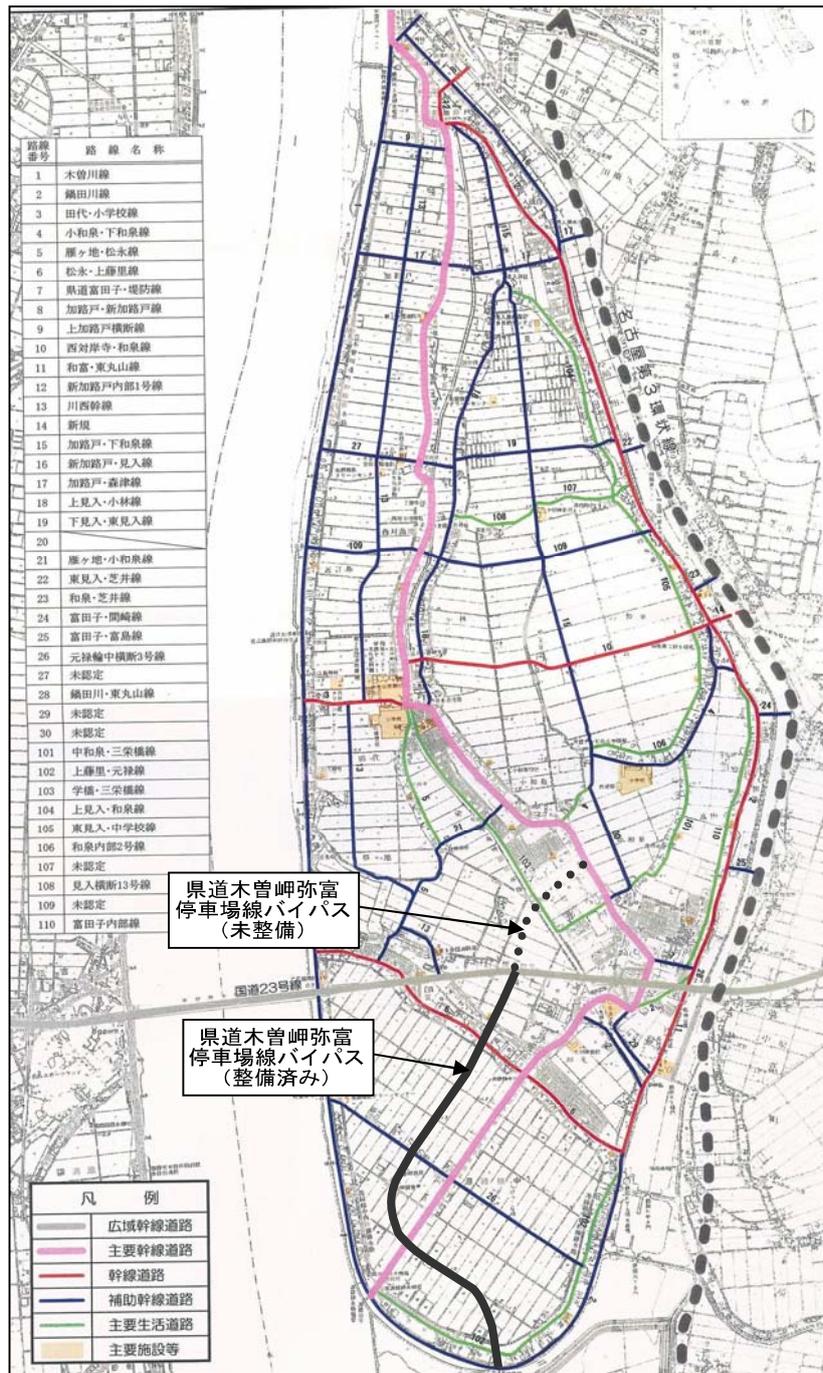
(3) 木曾岬町道路網整備計画

(策定年月：平成13年3月)

① 基本方針

町内幹線道路については、集落や主要な施設間の連絡性を重視した町内の骨格としての道路整備を進めるとされています。

一方、集落内の主要な道路については、歩行者の安全性に配慮するとともに、コミュニティの場としての活用を目指すとしています。



■町道整備構想図（平成13年3月時点の構想図）

※県道木曾岬弥富停車場線バイパスは、平成13年時点の道路整備計画では位置づけがなかったが、現在、国道23号以南の区間は整備済みであり、以北の区間は、整備中である。

② 幹線道路の整備方針

- ・国道については、既に整備済みであり、現在の幹線道路としての機能を維持していく
- ・県道については、歩道の設置を含めた望ましい道路幅員・断面構成によって、整備を働きかける
- ・町道については、道路の段階構成や沿道状況にも配慮して、道路幅員構成を検討する

③ 主要生活道路の整備方針

- ・集落の骨格となる集散道路や幹線道路へのアプローチ道路となる主要な生活道路については、歩行者が安心して歩ける道路を目指す
- ・車の走行速度を極力抑制し、交流の場としての生活空間の確保に努める
- ・コミュニティ道路を模範に、歩行者の安全性に配慮した道路の整備を図る

(4) 木曾岬町生活交通計画

(策定年月：平成23年3月)

① 基本方針

「木曾岬町第4次総合計画後期基本計画」を踏まえ、以下のとおり設定している。

■多様な利用目的に対応した中央線の使いやすさを向上させる

- ・町唯一の公共交通手段として、朝夕の通勤・通学、昼間の通院・買い物とほぼ一日中一定の利用者が存在する。その需要に対応するため、各時間帯と利用目的に応じた使いやすい弥富駅までのアクセスを実現する。

■中央線から離れた周辺住民の移動手段を確保する

- ・車を利用しにくい高齢者を中心に、中央線から離れた周辺地域について、利用実態やニーズにあわせた柔軟な移動手段を確保する。

② 計画の目標

「木曾岬町第4次総合計画 後期基本計画」と整合を図り、本計画の目標を年間バス乗車人員130,000人/年とする。(平成21年度利用者数約95,000人)

③ 実施施策

- (1) 朝夕の運行便数の増加
- (2) バスの輸送能力の向上
- (3) 最終便の延長
- (4) 割引制度の導入
- (5) 周辺部をまわる運行ルートの導入



■実施施策イメージ

2-3 法適用・規制の範囲と内容

都市計画法による地域地区、農業振興地域の整備に関する法律（以下、農振法）による農業振興地域及び農用地、自然環境保全法による自然環境保全地域等の土地利用規制の現状を把握する。

(1) 法規制の種類

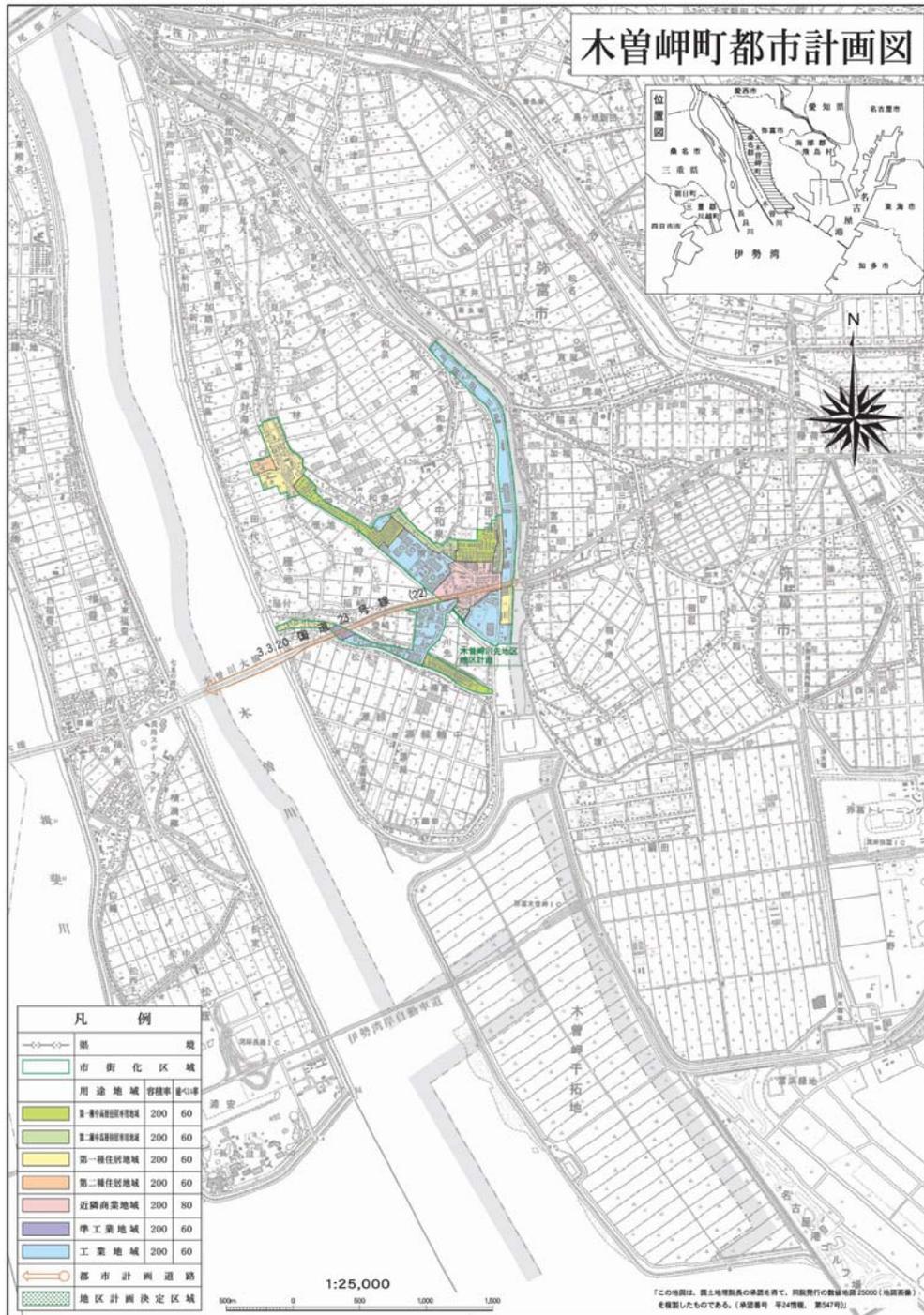
法適用・規制の範囲（面積）と内容を以下に示すとともに、次頁以降に範囲（図）を示します。

■法適用・規制の種類

法適用・規制	内 容	面 積	備 考
都市計画法	都市計画区域	1572.0ha	平成24年度都市計画基礎調査
	市街化区域	101.9ha	
	第一種中高層住居専用地域	19.1ha	
	第二種中高層住居専用地域	6.2ha	
	第一種住居地域	13.6ha	
	第二種住居地域	1.7ha	
	近隣商業地域	12.2ha	
	準工業地域	1.3ha	
	工業地域	47.8ha	
	市街化調整区域	1470.1ha	
農 振 法	農業振興地域	720.1ha	平成27年確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況 (平成27年12月31日時点)
	農用地区域	529.9ha	
自然公園法	自然公園区域	1219.0ha	平成22年度都市計画基礎調査
河 川 法	河川区域及び河川保全区域	516.7ha	図上求積

(2) 地域地区（用途地域）の状況

都市計画法により定められる都市計画区域は、本町全域となっており、市街化区域は、本町の中央部から南部にかけて指定されています。市街化区域内における地域地区としては、第一種中高層住居専用地域・第二種中高層住居専用地域・第一種住居地域・第二種住居地域・近隣商業地域・準工業地域・工業地域の7つの用途地域が指定されていますが、特に工業地域の用途面積の割合が大きくなっています。



■木曾岬町都市計画図

(3) 農振法による農業振興地域及び農用地区域

農業振興地域は、木曾岬干拓地を除く市街化調整区域のほぼ全域で指定されており、面積は720.1haです。農用地区域面積は529.9haとなっています。

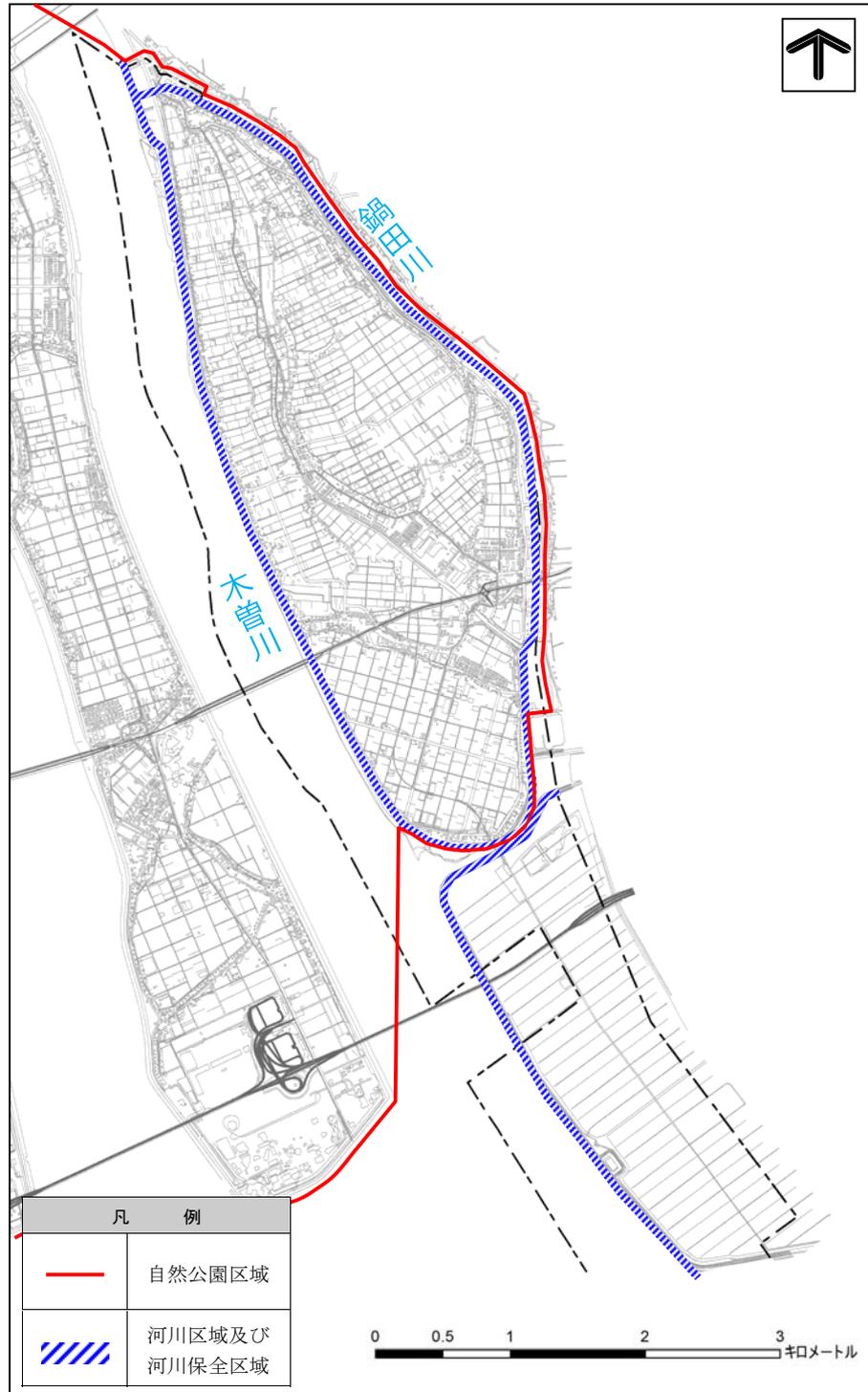


資料（図面）：平成22年度都市計画基礎調査

■ 農業振興地域及び農用地区域

(4) その他法規制区域

自然公園法による自然公園区域は、木曾岬干拓地を除く本町全域であり、河川法による河川区域及び河川保全区域は、一級河川である木曾川、鍋田川が指定されています。



■その他法規制区域

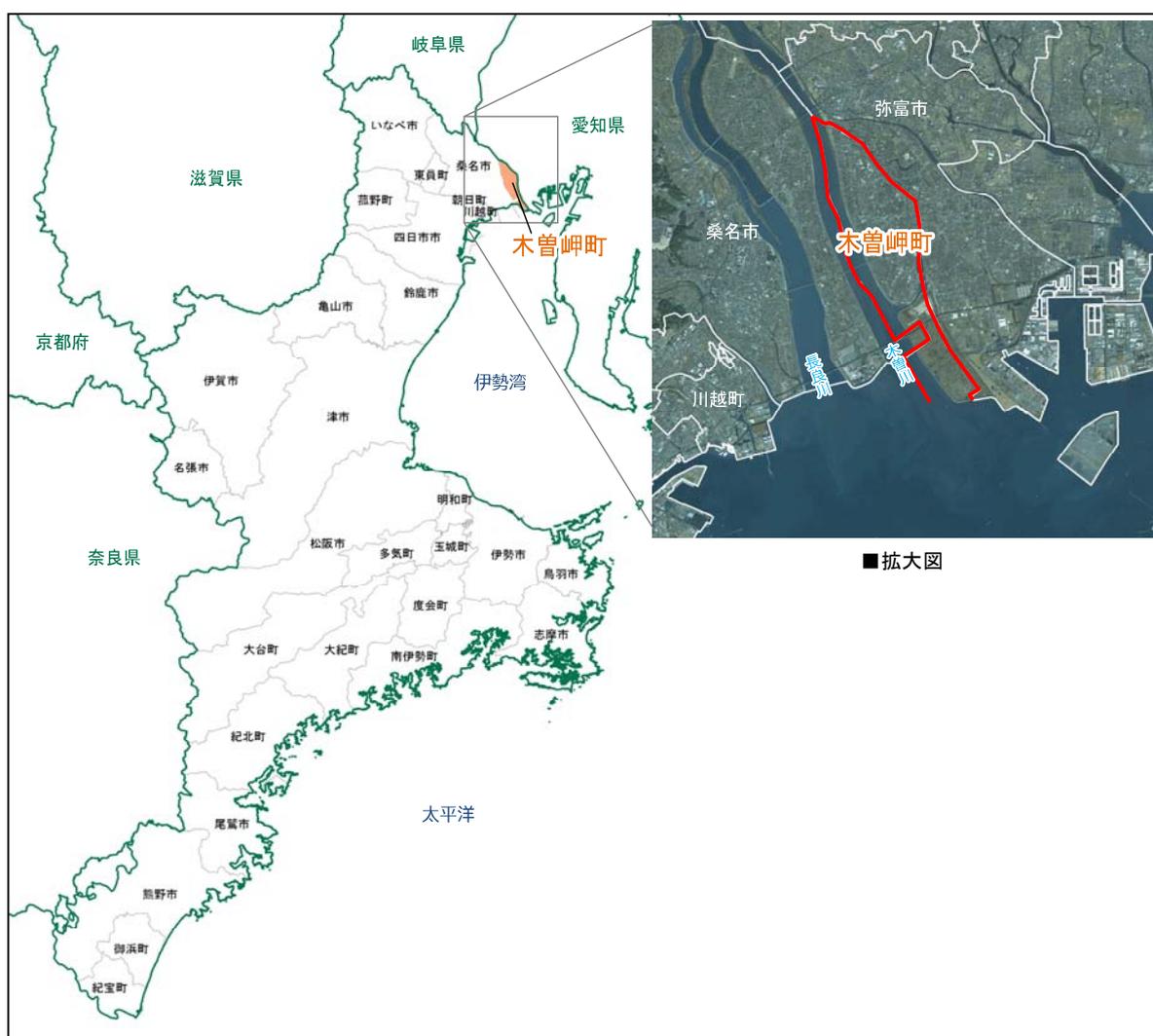
第3章 現況整理

3-1 自然的条件

(1) 位置

本町は三重県の北東部、桑名郡に位置し、町域は東西 2.12km、南北 10.18km、総面積 15.72km²です。東は愛知県弥富市、西は木曾川を隔て桑名市に接し、三重県と愛知県との結節地域に位置しています。

また、中部の大都市である名古屋市には車で約1時間という距離にありながら、南は伊勢湾に面しており、豊かな自然環境と美しい景観が多く残されています。



■拡大図

■位置図

(2) 地形・地質・植生区分

① 地形

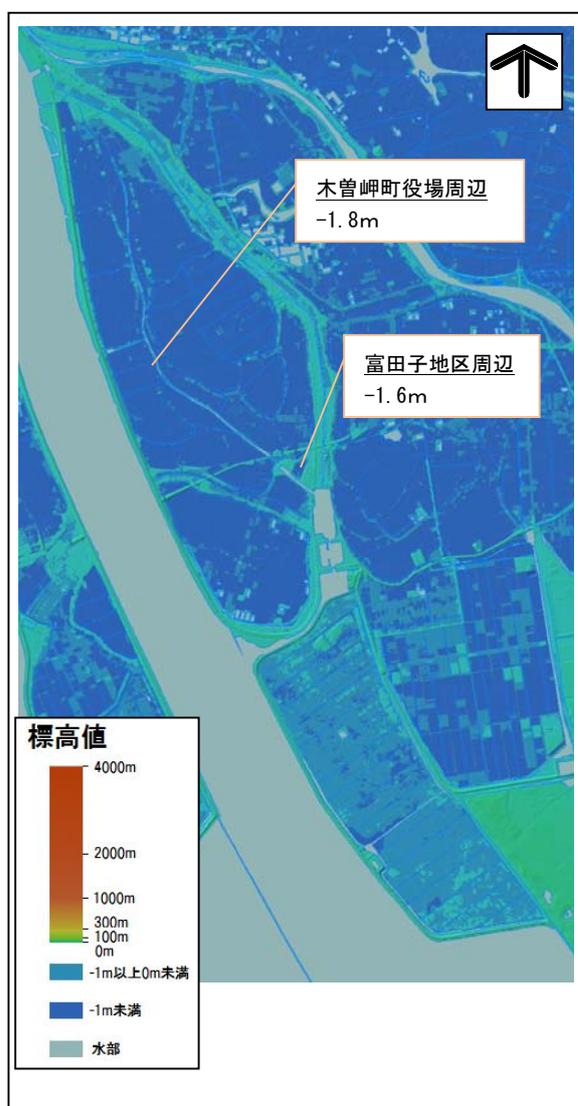
本町は、木曽川河口のデルタ地帯に位置し、町域のほとんどが海拔ゼロメートル地帯となっており、平坦な低湿地帯となっています。

② 地質

木曽川およびその支流の堆積土で形成された沖積層です。

③ 植生

市街地を除く、大半の部分が、水田雑草群落で、一部畑地雑草群落がみられます。また、木曽川・鍋田川沿いにヨシ群落が見られます。



資料：国土交通省ハザードマップポータルサイト
重ねるハザードマップ

■標高

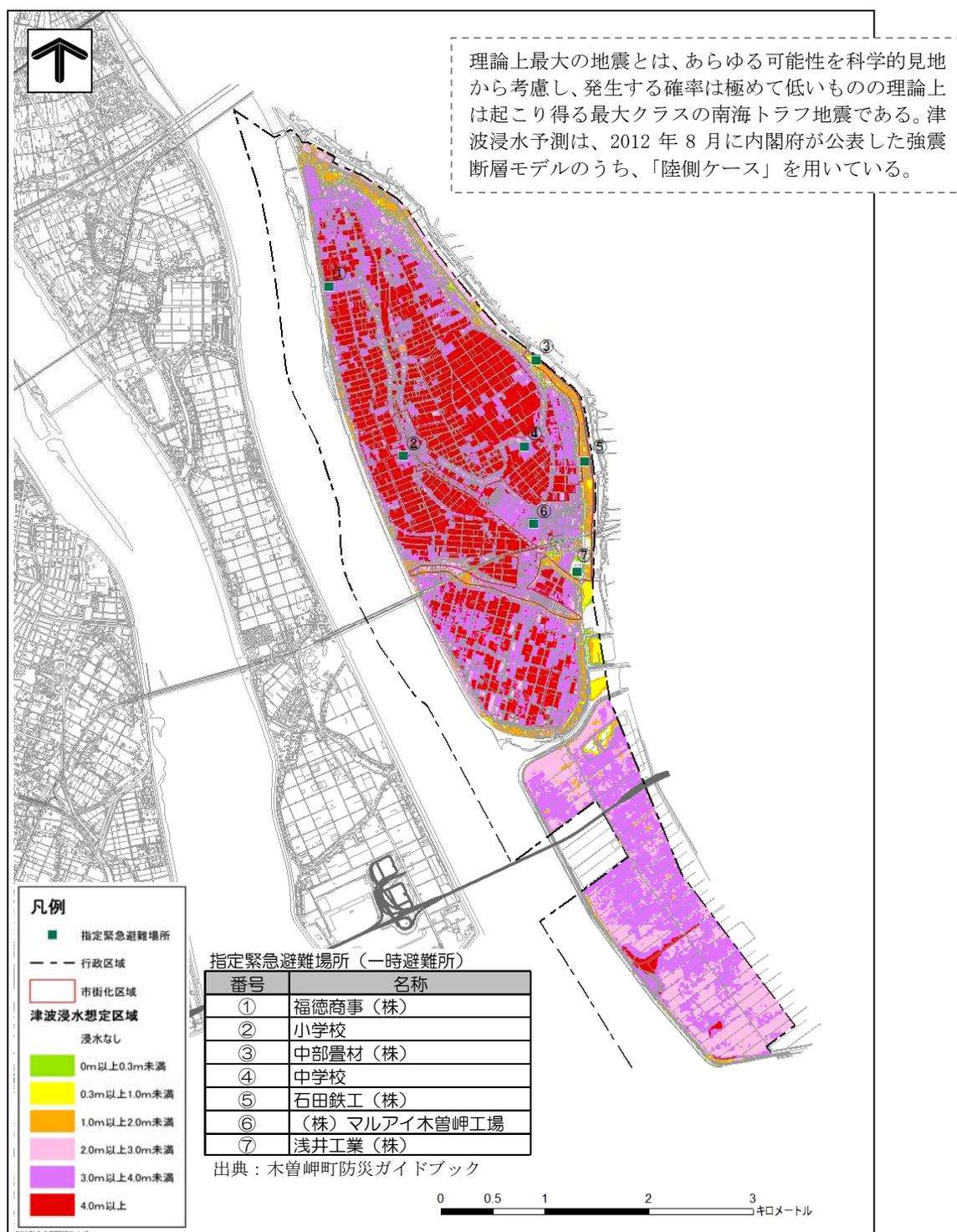


資料：第5回自然環境保全基礎調査

■植生

(3) 津波浸水予測

津波浸水予測（理論上最大）をみると、町域のほぼ全域が津波浸水想定区域となっています。特に、北部の大半の地域で浸水が「4.0m以上」もしくは、「3.0m以上4.0m未満」と想定されています。木曾岬干拓地の伊勢湾岸自動車道北側の都市的土地利用に移行するエリアについては、安全な都市基盤の創出に向け、盛土造成が進められています。

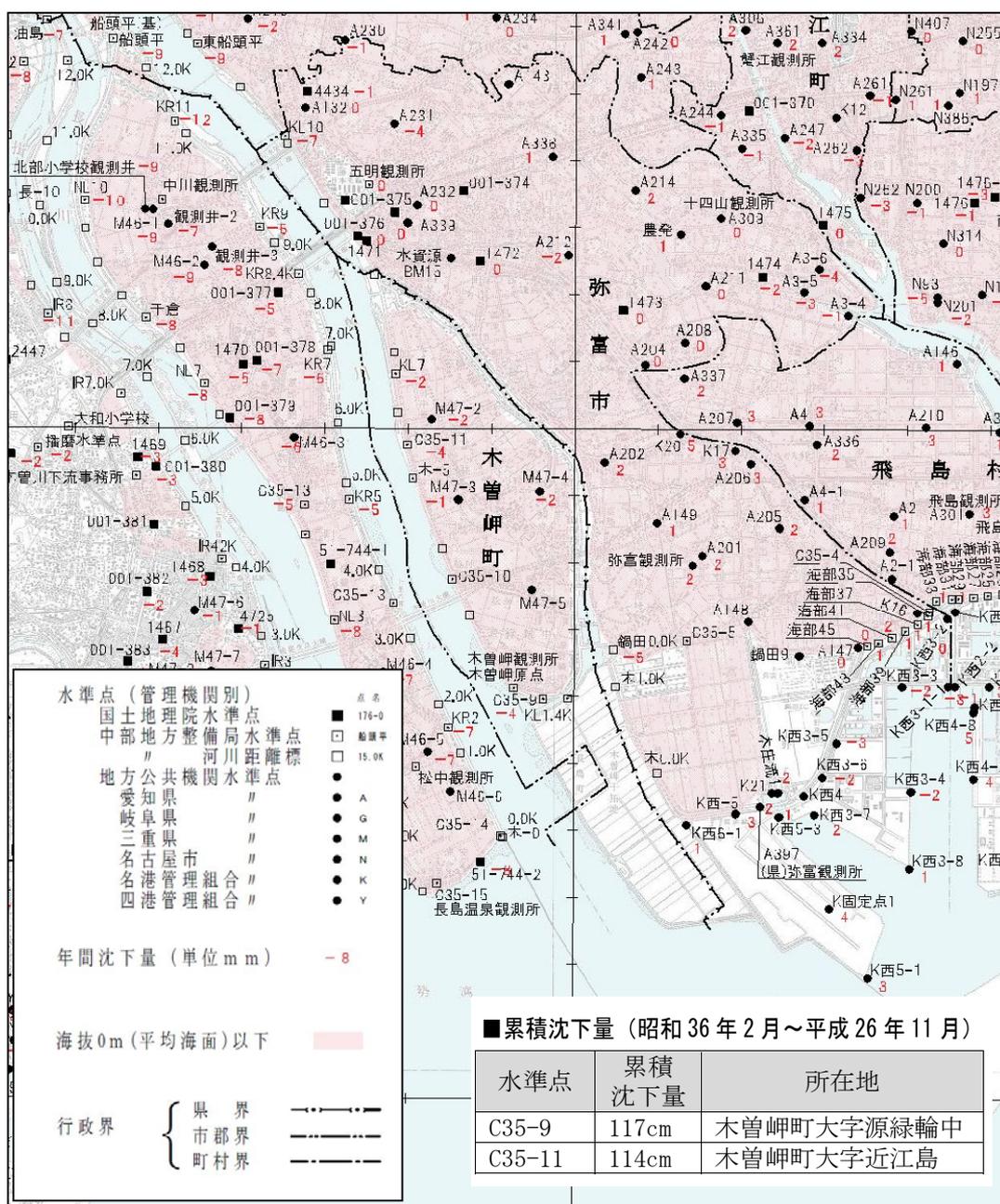


■ 津波浸水深（理論上最大）

(4) 地盤沈下状況

本町は、地盤が軟弱な木曾川のデルタ地帯に位置するため、現在でもわずかに地盤沈下が続いています。年間沈下量は、大きいところでは-4.0mm程度となっていますが、近年では、地盤沈下対策関連事業が実施されるなど、さまざまな対策により沈下量が沈静化しています。

なお、昭和36年2月から平成26年11月の累積沈下量は、C35-9地点では117cm、C35-11地点では114cmとなっており、これは東海三県の中でも沈下量が大きい地点となっています。

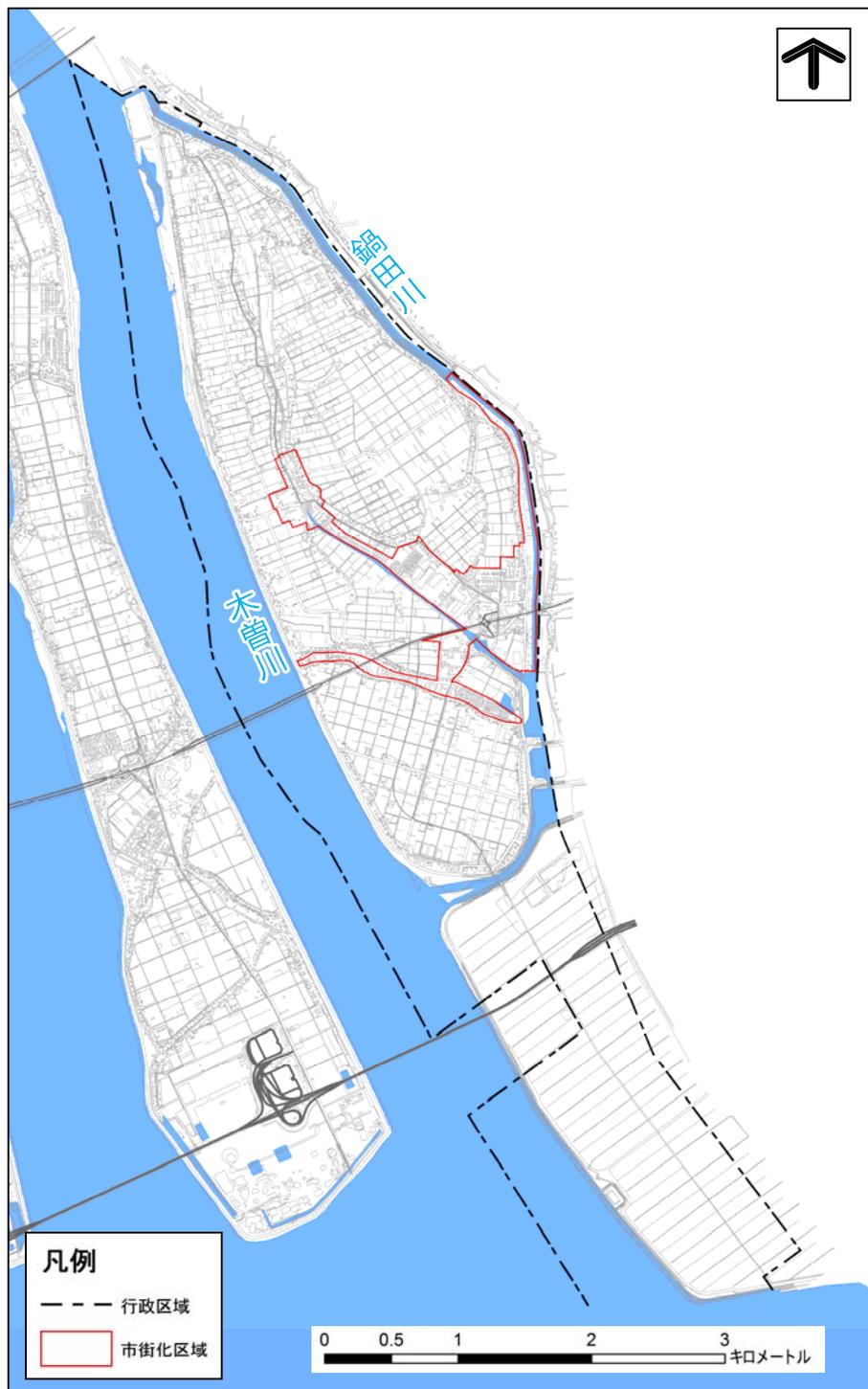


資料：平成26年における濃尾平野の地盤沈下の状況（東海三県地盤沈下調査会）

■地盤沈下等量線図

(5) 河川

本町には、一級河川である木曾川が町の西部を、鍋田川が町の東部を流下し、いずれも伊勢湾に注いでいます。



■河川

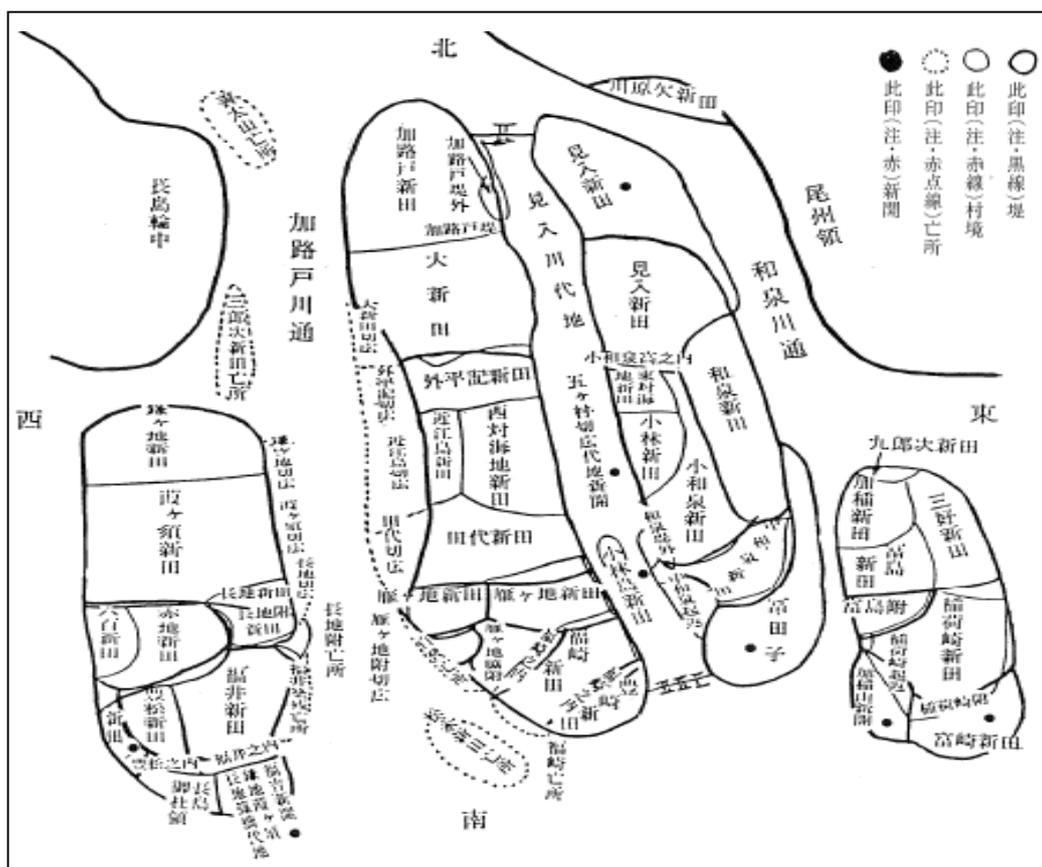
3-2 歴史的條件

(1) 都市形成の歴史と沿革

本町は、木曾川河口の三角州を干拓して、寛延2年（1625年）に北端の加路戸新田が開拓されたのを始めとして、加路戸輪中と見入輪中が一つとなり加路戸輪中が形成されました。次いでその下流に白鷺川を隔てて松永、白鷺が開発され、つづいて源緑、藤里が開発され源緑輪中が形成されました。

明治20年代には、木曾三川改修工事が施行され、白鷺川が締め切られて加路戸輪中と陸つづきとなりましたが、木曾川の川幅を広げたため加路戸から源緑に至る木曾川通りが削られました。その後、昭和34年の伊勢湾台風の災害復旧、すなわち高潮対策事業として再び木曾川の川幅を広げることとなり、加路戸、大新田の一部が削られましたが、その代償として鍋田川を締め切り、土地を造成し新加路戸ができました。次いで、その下流も埋め立てられ和富ができ木曾岬村となりました。

その一方では、国道23号の開通などの様々な進展に伴い人口は飛躍的に増加し、都市近郊農村として目覚ましい発展を続けてきた背景をもち、平成元年には村制から町制へ移行し、現在の木曾岬町が誕生するに至っています。



出典：村制定100年記念 ふるさとのあゆみ

■干拓時の状況

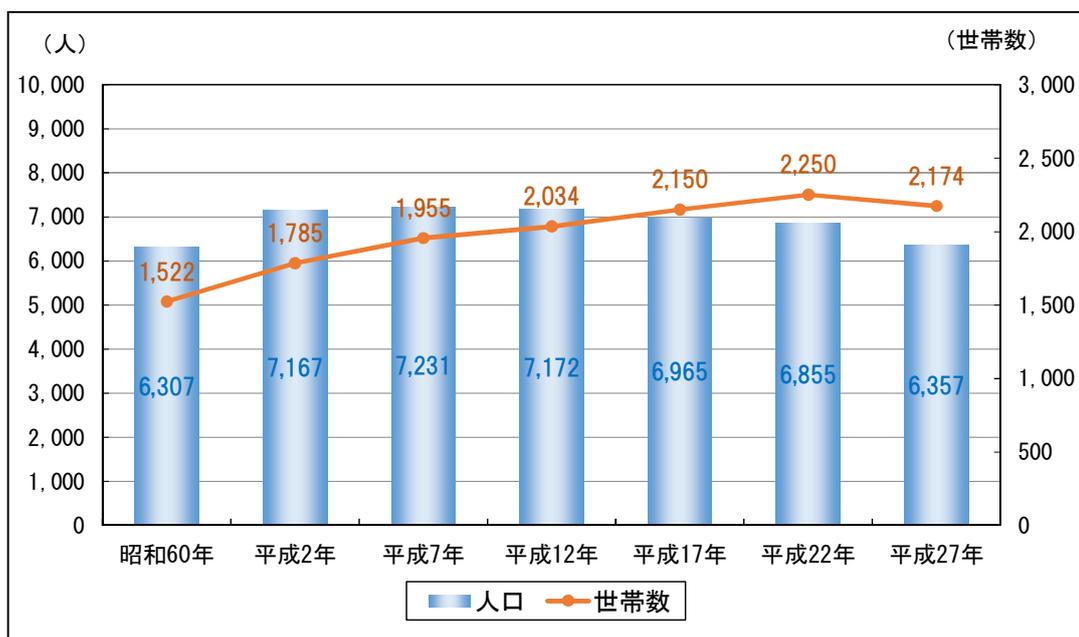
3-3 人口・世帯

(1) 人口・世帯数

本町の人口は平成7年の7,231人をピークに減少傾向にあり、平成27年時点では6,357人となっています。

世帯数は平成22年まで増加を続け、平成22年の2,250世帯をピークに減少に転じています。

また、1世帯当たりの人員は、昭和60年の4.14人/世帯から減少を続け、平成27年時点では2.92人/世帯となっており、核家族化が進んでいると考えられます。



資料：国勢調査

■人口および世帯数の推移

■人口および世帯数

年次	男	女	人口	世帯数	1世帯 当たり人員
昭和60年	3,132	3,175	6,307	1,522	4.14
平成2年	3,565	3,602	7,167	1,785	4.02
平成7年	3,631	3,600	7,231	1,955	3.70
平成12年	3,586	3,586	7,172	2,034	3.53
平成17年	3,469	3,496	6,965	2,150	3.24
平成22年	3,430	3,425	6,855	2,250	3.05
平成27年	3,153	3,204	6,357	2,174	2.92

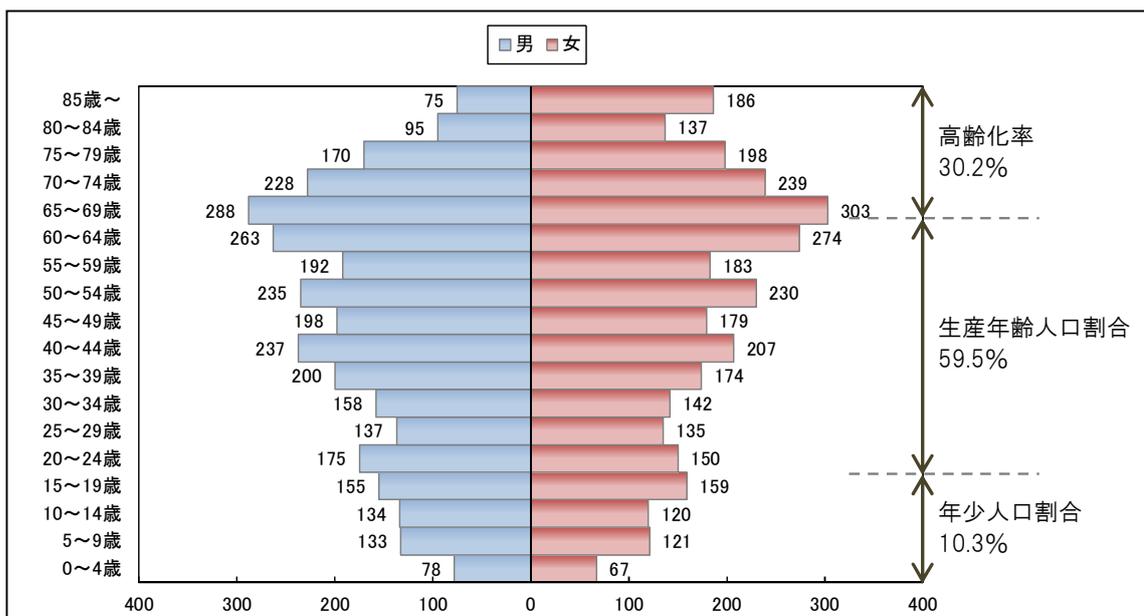
資料：国勢調査

(2) 人口構成

平成 27 年時点の人口ピラミッドは 65～69 歳が最も多く、“つぼ型” をしています。

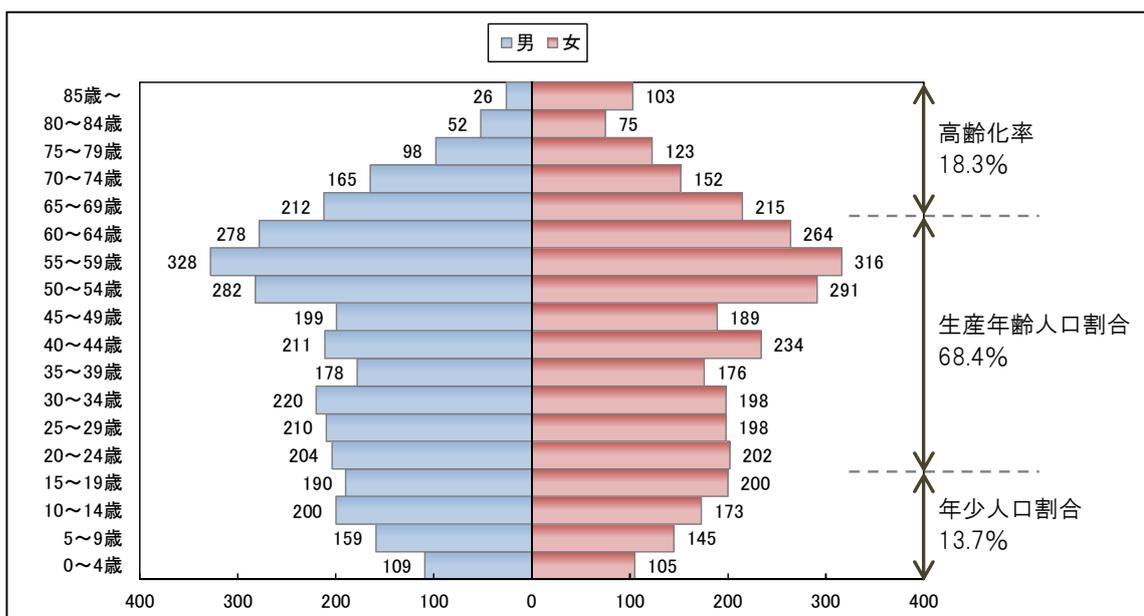
平成 17 年時点と比較すると、全体的に高齢層が多くなっていることに加え、年少人口が大きく減っています。

高齢化率は平成 27 年時点では 30.2% となっており、平成 17 年時点の 18.3% と比較すると、約 12% 増加しており、高齢化が進行しています。



資料：平成 27 年国勢調査

■ 年齢 5 歳階級別人口ピラミッド (平成 27 年)



資料：平成 17 年国勢調査

■ 年齢 5 歳階級別人口ピラミッド (平成 17 年)

(3) 産業別就業人口

就業者数は平成7年の4,130人をピークに減少しており、平成22年時点では3,732人となっています。そのうち、第三次産業が最も多く2,008人、次いで第二次産業が1,289人となっています。第三次産業の就業者数は平成17年まで増加し、平成22年は横ばいを示しています。第二次産業の就業者数は平成7年をピークに減少に転じ、第一次産業の就業者数は一貫して減少しています。

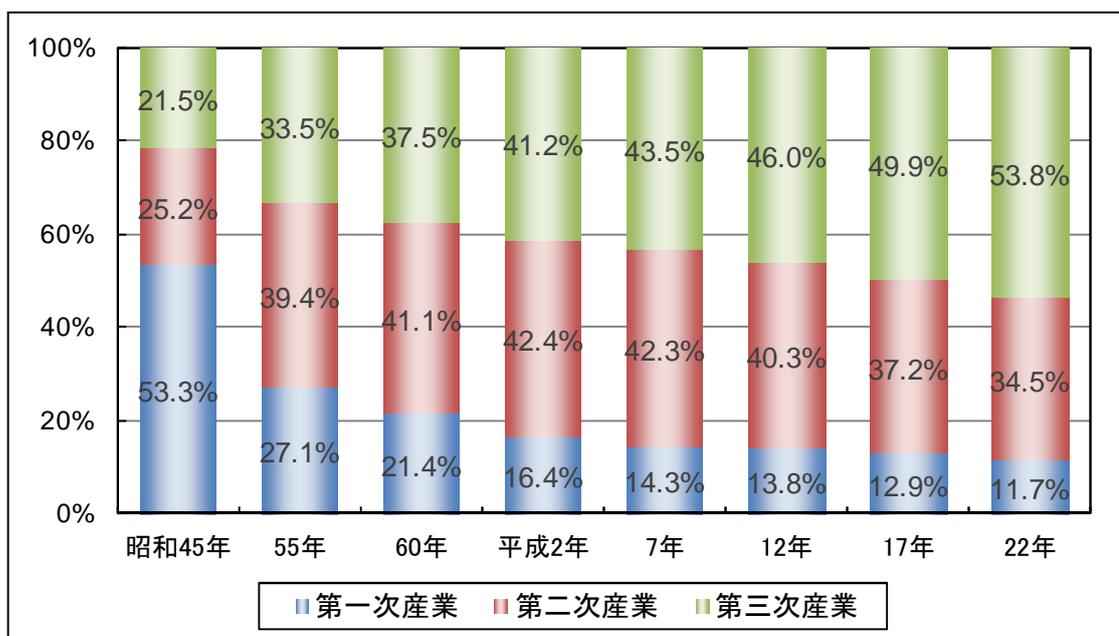
割合で見ると、昭和55年時点では第一次産業から第三次産業まで概ねそれぞれ3割程度でしたが、平成22年時点では第三次産業が半数以上を占め、第二次産業が34.5%、第一次産業は11.7%となっています。

■産業別就業者数

(単位：人)

年次	第一次産業	第二次産業	第三次産業	合計
昭和45年	958	453	387	1,798
55年	689	1,001	852	2,542
60年	697	1,338	1,223	3,258
平成2年	628	1,622	1,574	3,824
7年	589	1,746	1,795	4,130
12年	562	1,643	1,876	4,081
17年	517	1,496	2,005	4,018
22年	435	1,289	2,008	3,732

資料：国勢調査



資料：国勢調査

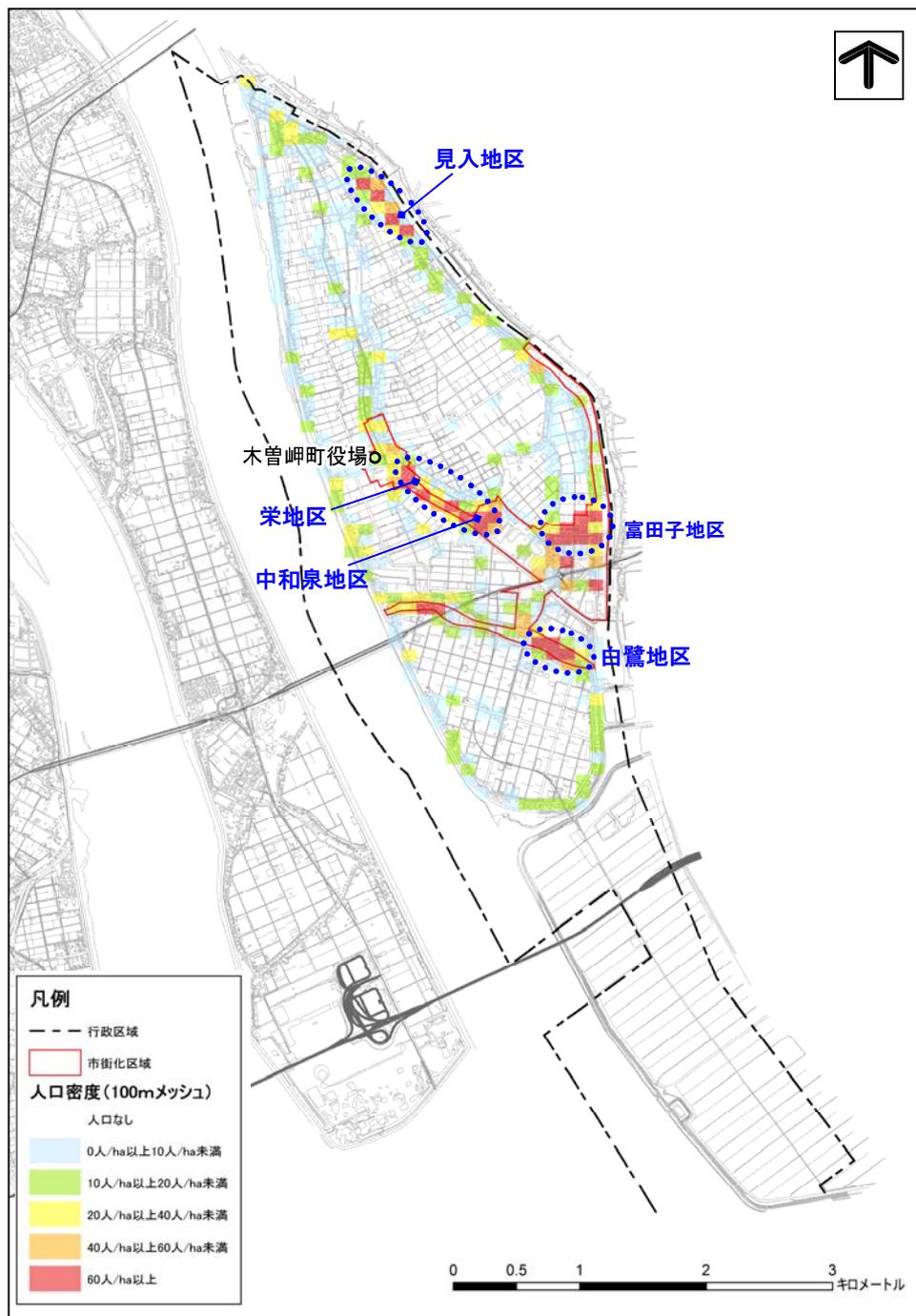
■産業別就業者割合の推移

(4) 人口密度

人口集中地区※の目安である 40 人/ha を超える地域は、市街化区域内の富田子地区、栄地区、中和泉地区、白鷺地区などでみられ、市街化調整区域では、見入地区で見られますが、その他の地区は低密度となっています。なお、本町内には人口集中地区はありません。

※人口集中地区

1)原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、2)それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域

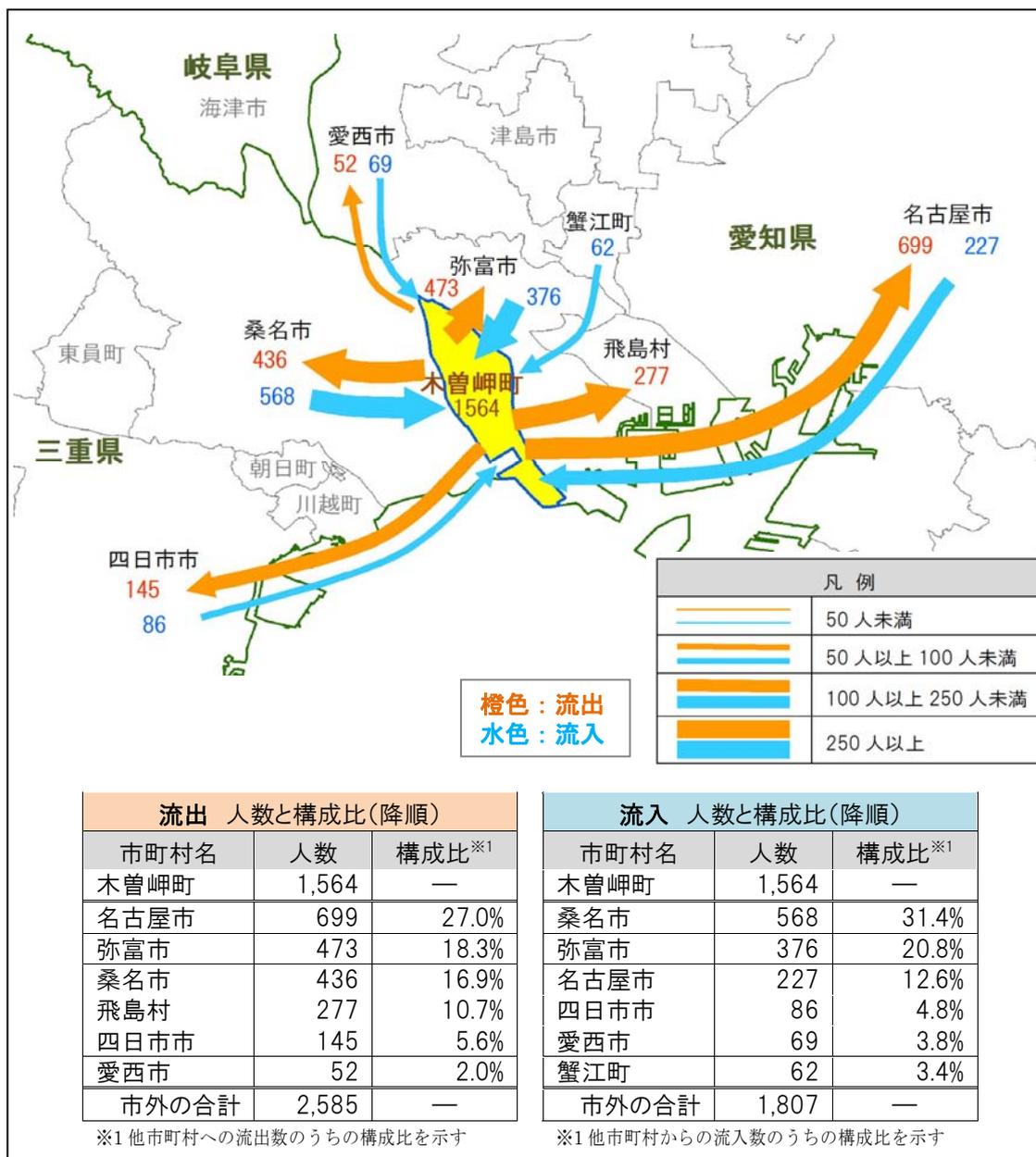


資料：平成22年国勢調査

■人口密度分布図（100mメッシュ）

(5) 通勤・通学流動

本町の通勤・通学の流動は、市外への流出が 2,585 人に対して、市外からの流入は 1,807 人と大幅な流出超過となっています。主な流出先としては、名古屋市が最も多く、次いで隣接する弥富市や桑名市が多くなっています。また流入元としては桑名市や弥富市が多くなっています。



資料：平成 22 年国勢調査

■通勤・通学流動

3-4 土地利用等

(1) 土地利用面積の推移

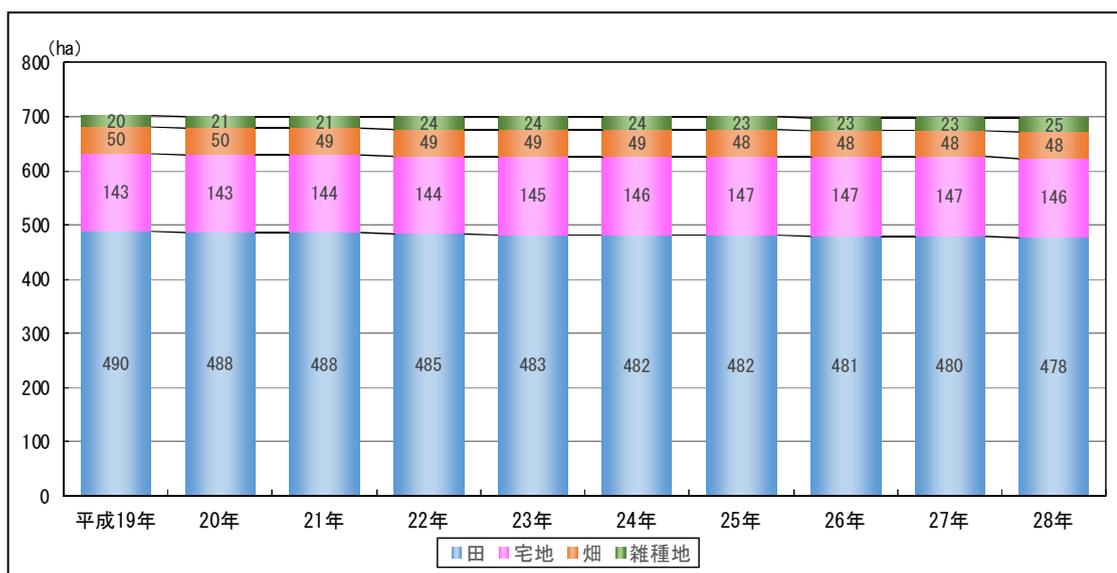
農用地である「田」は減少が続いており、平成19年からの10年間で12ha減少しています。「畑」はほぼ横ばいで推移しています。「宅地」は10年間で3ha増えており、「雑種地」は20haから25haと、5ha増加しています。

■用途別民有地面積の推移

(単位：ha)

年次	田	畑	宅地	雑種地	備考
平成19年	490	50	143	20	H18.1.1 現在
20年	488	50	143	21	H18.10.1 現在
21年	488	49	144	21	H19.10.1 現在
22年	485	49	144	24	H20.10.1 現在
23年	483	49	145	24	H21.10.1 現在
24年	482	49	146	24	H22.10.1 現在
25年	482	48	147	23	H23.10.1 現在
26年	481	48	147	23	H24.10.1 現在
27年	480	48	147	23	H25.10.1 現在
28年	478	48	146	25	H26.10.1 現在

資料：三重県統計書



資料：三重県統計書

■用途別民有地面積の推移

(2) 土地利用現況

本町の土地利用現況は、農地が大部分を占めています。

住宅地は、中央部の市街化区域を中心に集中しており、商業地は国道 23 号付近に多く、町中央部の役場周辺にも点在している状況にあります。工業地は国道 23 号沿線に集中して立地しており、交通の利便性を生かした土地利用が見られます。鍋田川沿いにも商業地や工業地が広がっています。

市街化区域の人口は 3,694 人で、人口密度は 36.3 人/ha となっています。一方、市街化調整区域の人口は 3,161 人であり、市街化区域と同程度の人口となっています。

■土地利用の現況

(単位：ha)

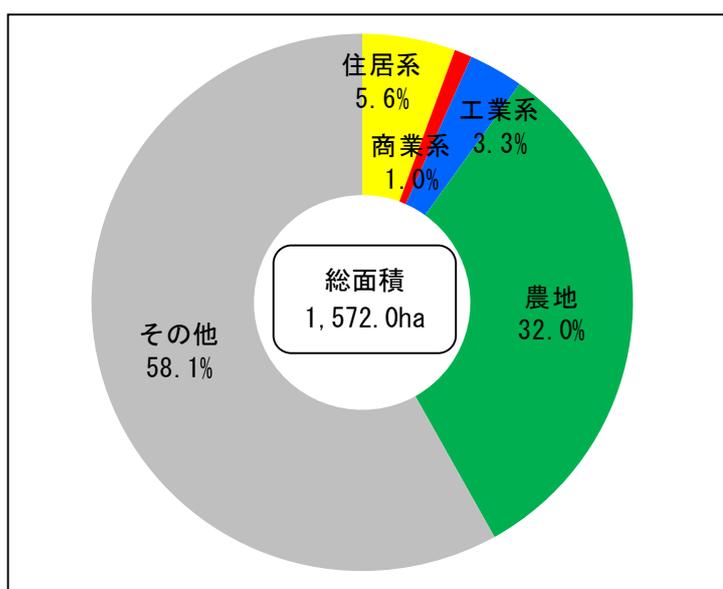
区 分	宅 地			非宅地			合計
	住居系	商業系	工業系	農地	山林・原野	その他	
都市計画区域	87.5	16.4	51.4	503.0	0.0	913.7	1,572.0
市街化区域	23.3	10.8	32.7	3.1	0.0	32.0	101.9
市街化調整区域	64.2	5.6	18.7	499.9	0.0	881.7	1,470.1

資料：平成 24 年度都市計画基礎調査

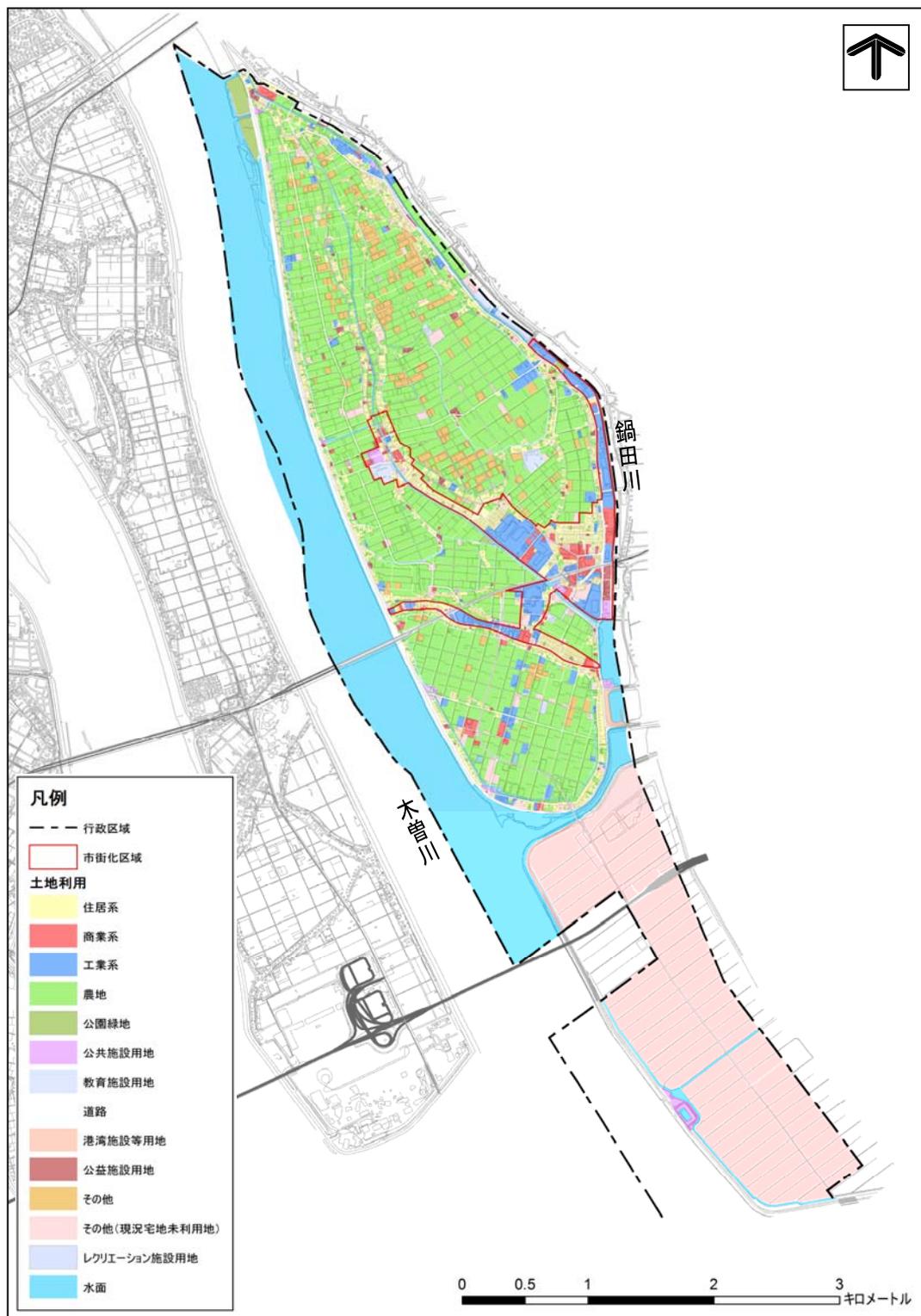
■人口等

区 分	可住地面積 (ha)	平成 22 年人口 (人)	人口密度 (人/ha)	可住地人口 密度(人/ha)
都市計画区域	134.4	6,855	4.4	51.0
市街化区域	45.9	3,694	36.3	80.5
市街化調整区域	88.5	3,161	2.2	35.7

資料：平成 24 年度都市計画基礎調査



■土地利用の現況



資料：平成24年度都市計画基礎調査

■土地利用現況図

(3) 市街化区域内の未利用地

市街化区域内の未利用地は、下図のとおり、「農地」や「遊休土地」が住宅地や工業地等、都市的土地利用の中に、小規模ではありますが点在しています。

なお、一部地域は、平成28年度時点で、都市的土地利用がされています。



資料：平成24年度都市計画基礎調査

■未利用地図

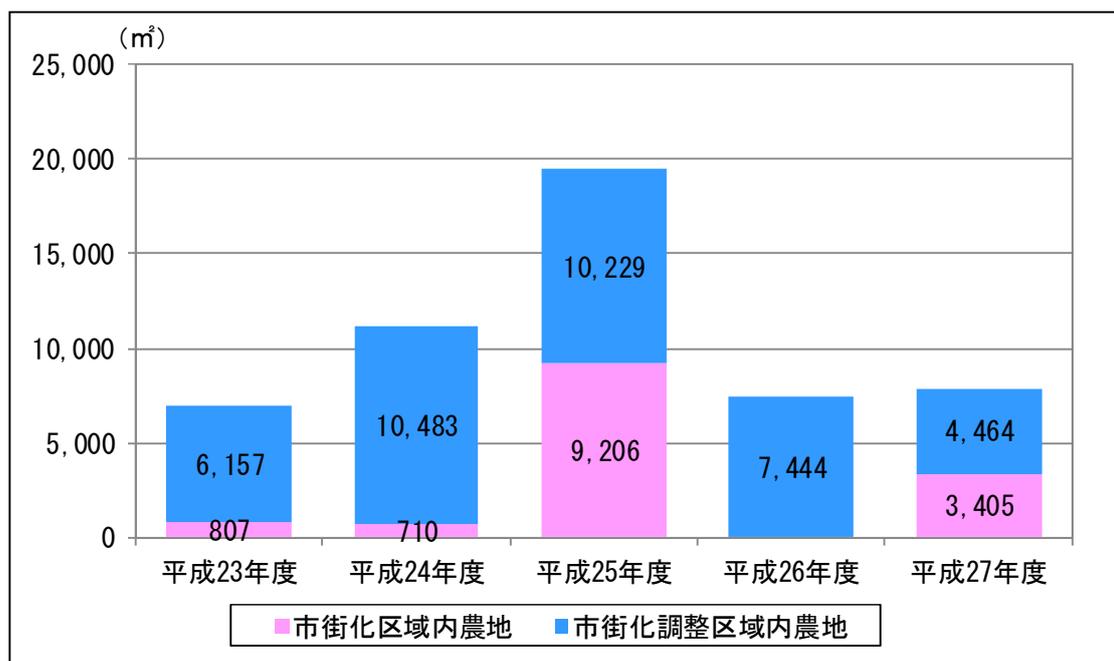
(4) 土地利用転換の動向（農地転用の動向）

農地転用の動向をみると、平成23年度から平成27年度までの5年間における市街化区域内の農地転用は約1.4ha、市街化調整区域内の農地転用は約3.9haでした。

市街化調整区域では、毎年0.5～1.0haが農地転用されています。

■農地転用面積の推移

区分		農地転用面積・件数					合計
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
市街化区域内 (用途地域内)	面積(ha)	0.081	0.071	0.921	0.000	0.341	1.413
	件数(件)	5	3	2	0	2	12
市街化調整区域内 (用途区域外)	面積(ha)	0.616	1.048	1.023	0.744	0.446	3.878
	件数(件)	10	16	13	18	15	72
合計	面積(ha)	0.696	1.119	1.943	0.744	0.787	5.291
	件数(件)	15	19	15	18	17	84



■農地転用面積の推移

(5) 地価の動向

本町の住宅地及び商業地の地価動向の推移をみると、下落傾向を示しています。商業地は平成21年から平成27年の各2年間で概ね7~8%下落しています。

平成17年から平成27年の10年間の商業地の下落幅は約32%となっており、大幅に下落しています。

■地価の動向

(単位：円/㎡)

基準値		平成15年	平成17年	平成19年	平成21年	平成23年	平成25年	平成27年
用途	所在地							
住宅地	A	67,000	59,200	56,300	53,600	49,300	—	—
住宅地	B	—	—	53,000	50,500	46,800	43,700	40,600
住宅地	C	64,500	—	—	—	—	—	—
商業地	D	73,600	65,100	61,000	57,500	52,600	48,500	44,500
調整区域内宅地	E	23,800	—	—	—	—	—	—
住宅地の対前々年比		—	—	—	▲4.8%	▲7.7%	—	—
商業地の対前々年比		—	▲11.5%	▲6.3%	▲5.7%	▲8.5%	▲7.8%	▲8.2%
調整区域内宅地の対前々年比		—	—	—	—	—	—	—

注) 住宅地の対前々年比は、調査対象所在地が同一で比較可能な場合のみ集計

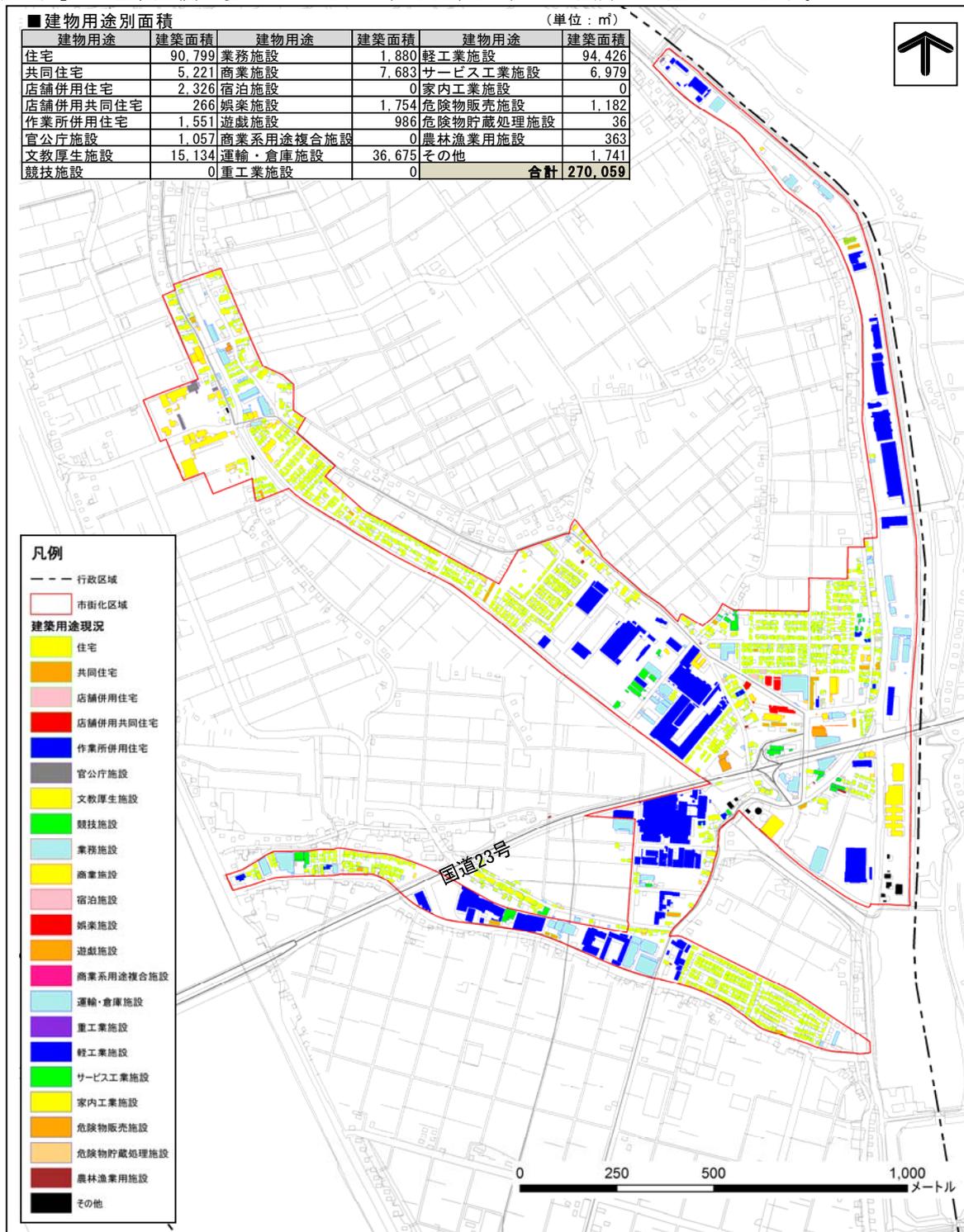
資料：三重県地価調査

(参考) 基準値の所在地

基準値		住所
用途	所在地	
住宅地	A	大字栄6番56
住宅地	B	大字富田子字三の割310番22
住宅地	C	大字富田子字三の割310番40
商業地	D	大字富田子字三の割275番6外
調整区域内宅地	E	大字新加路戸275番2外

(6) 市街化区域内の建物用途現況

市街化区域内の建物用途をみると、富田子地区や鍋田川沿いに「軽工業施設」が分布しており、その他は「住宅」が広く分布しています。「軽工業施設」や「住宅」に次いで「運輸・倉庫施設」の建築面積が多くなっており、市街化区域内の各所に点在しています。



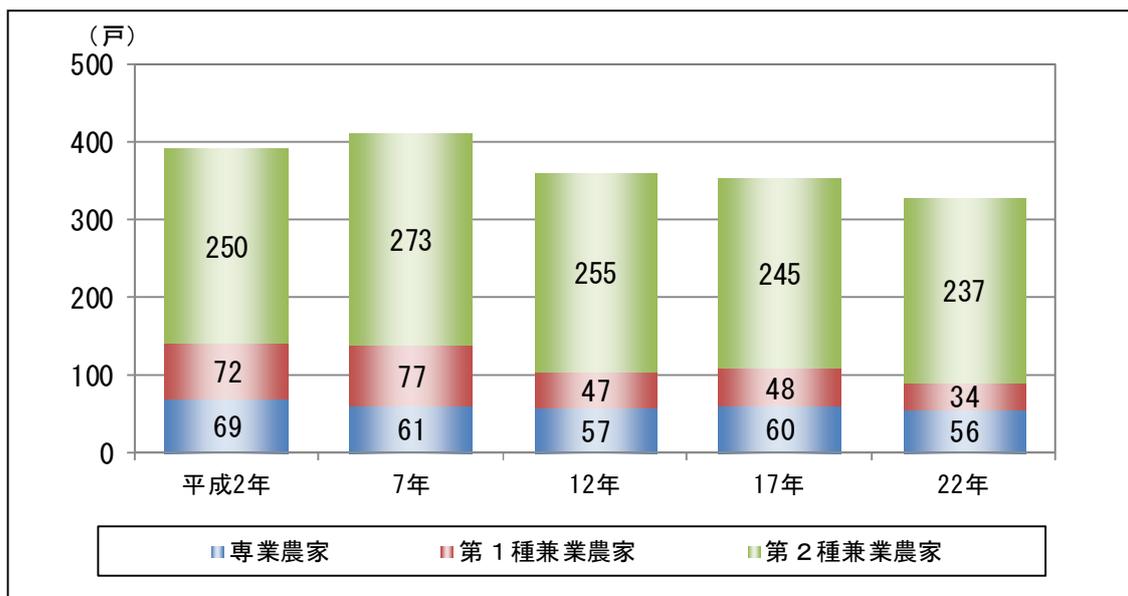
資料：平成22年度都市計画基礎調査

■建物用途現況図

3-5 産業構造

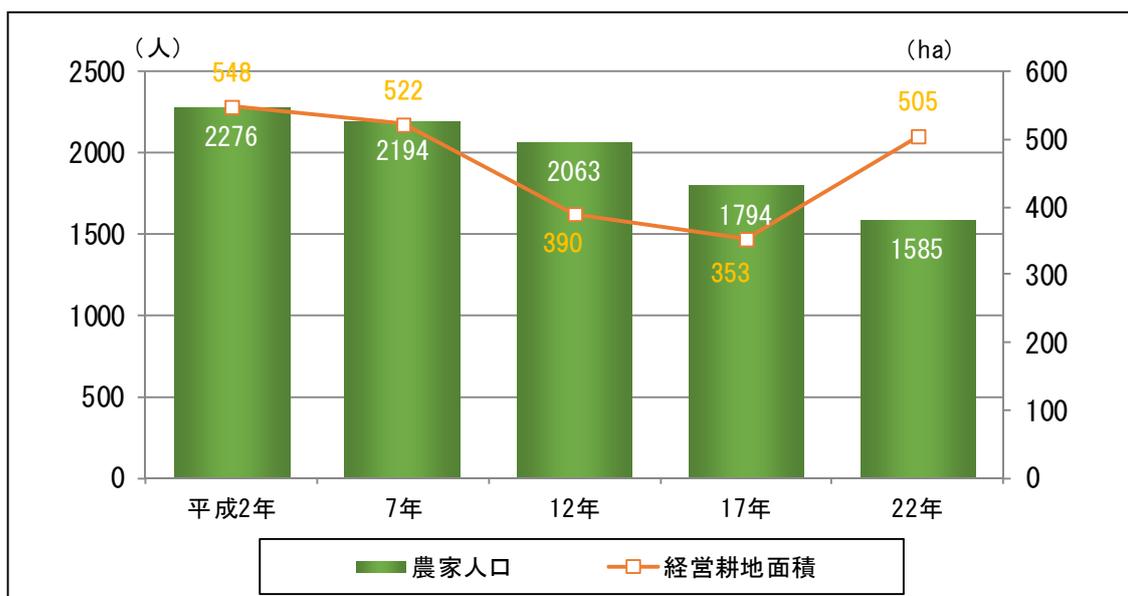
(1) 農業

農家戸数は「専業農家」「第1種兼業農家」「第2種兼業農家」ともに減少傾向を示しており、農家人口は平成12年から平成22年で約500人減り、平成22年時点では、約1,600人となっています。経営耕地面積は平成17年までは減少を示していましたが、平成22年は増加に転じています。



資料：農林業センサス

■ 農家戸数の推移



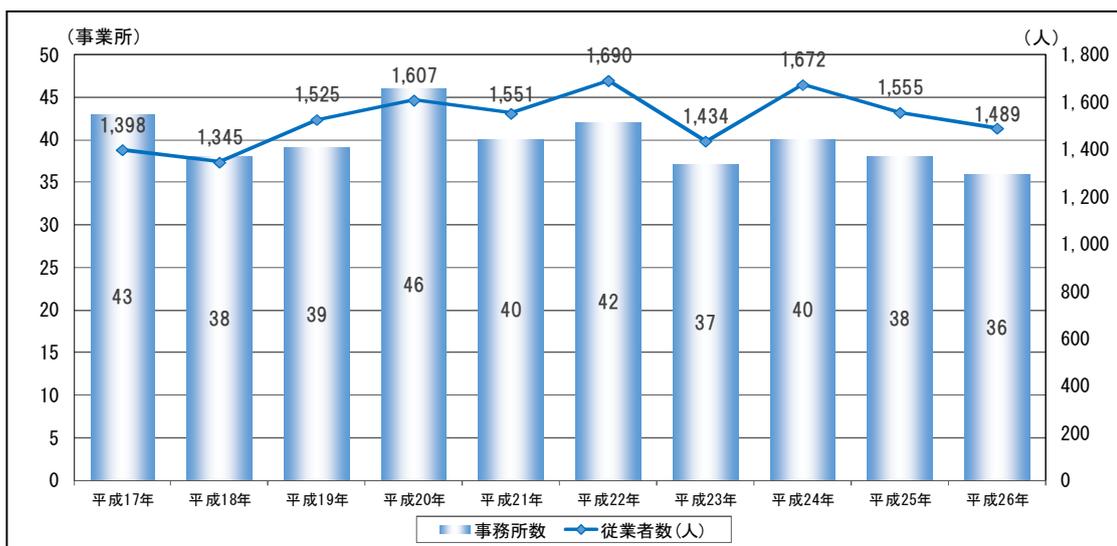
資料：農林業センサス

■ 経営農地面積と農家人口の推移

(2) 工業

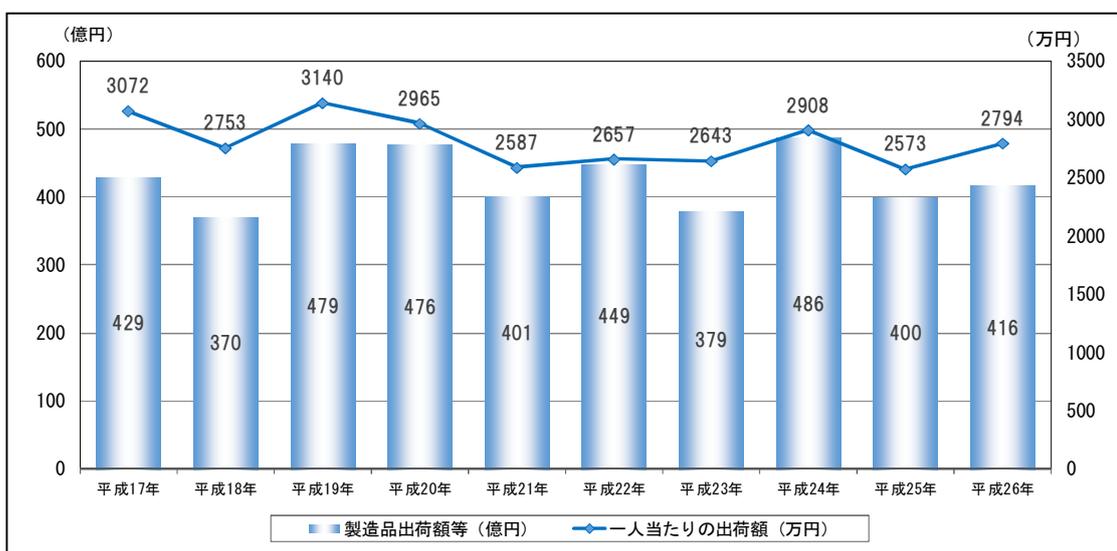
事業所数は、平成20年まではほぼ横ばい傾向ですが、平成20年の46事業所をピークに減少傾向を示しています。従業者数は、平成24年以降は、減少傾向を示しています。

製品出荷額等は、平成19年以降は概ね横ばい傾向となっています。従業者一人当たり販売額については、平成17年や平成19年時点では3,000万円を超えていましたが、平成21年以降では、2,500万円から2,900万円程度となっています。



資料：工業統計

■事業所数・従業者数の推移



資料：工業統計

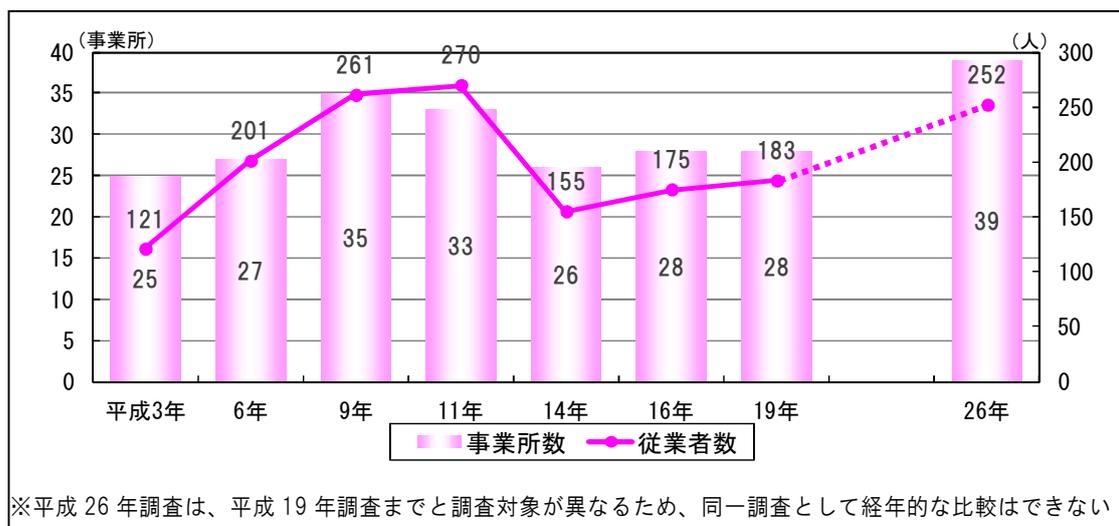
■製品出荷額等及び従業者一人当たり販売額の推移

(3) 商業

平成26年の調査は、平成19年までの調査と調査対象が異なるため、経年の比較をすることができません。そのため、平成19年までの経年変化を比較すると、事業所数と従業員数については、平成11年以降減少しており、平成14年から平成19年は概ね横ばい傾向となっています。

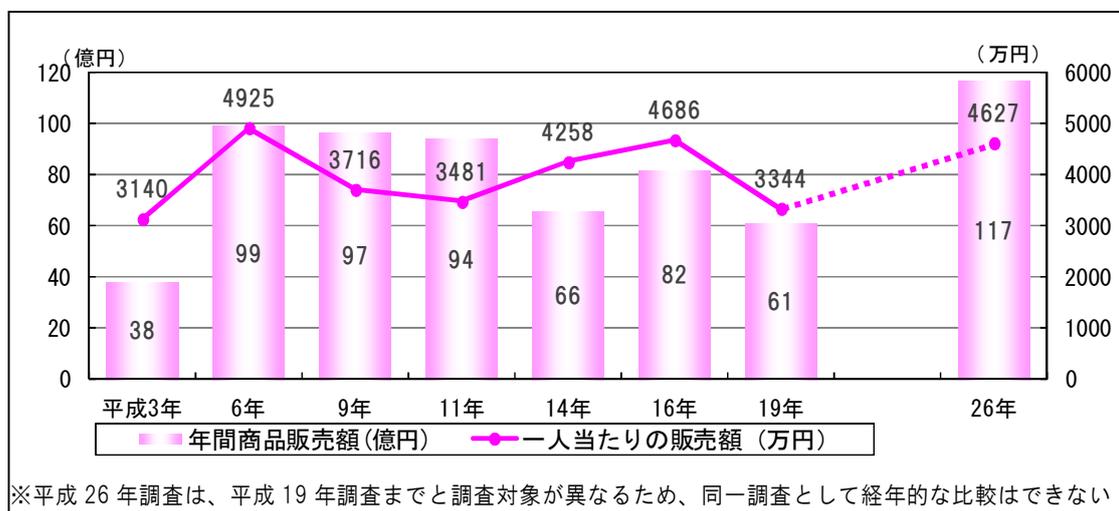
一人当たりの販売額は、平成16年から平成19年にかけて、大幅に減少しています。

また、平成26年の一事業所当たりの年間販売額と一人当たりの年間販売額は、三重県の平均と比較し、大きく上回っています。



■事業所数・従業者数の推移

資料：商業統計



■商品販売額の推移及び従業者一人当たり販売額の推移

資料：商業統計

■年間販売額

(単位：万円)

《平成26年》	木曾岬町	三重県
一事業所当たりの年間販売額	29,900	14,576
従業者一人当たりの年間販売額	4,627	2,515

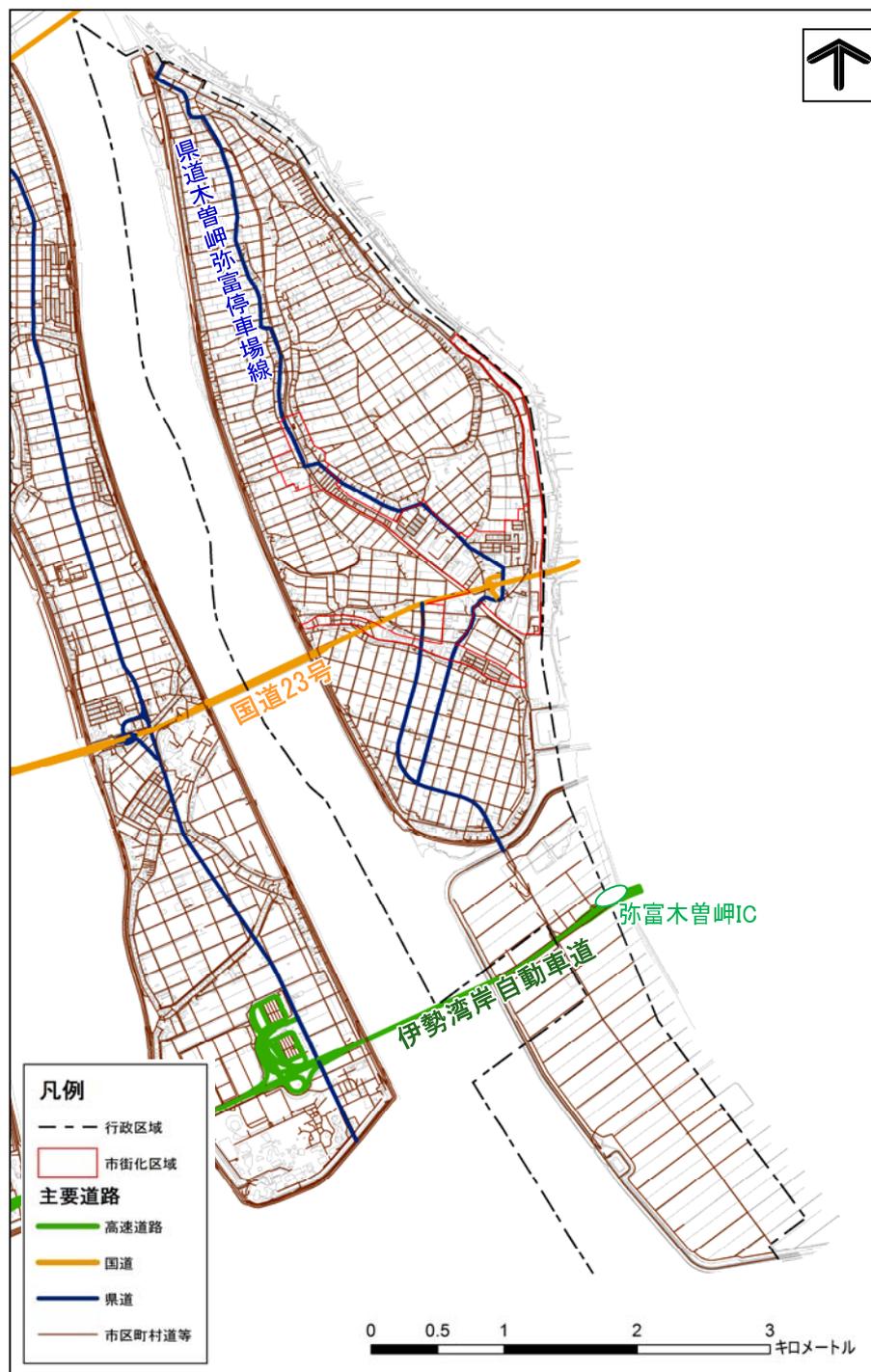
資料：三重県統計書

3-6 交通体系

(1) 道路網の現況

東西幹線として国道 23 号があり、南北幹線として県道木曾岬弥富停車場線があるほか、合計 260 路線の町道で本町の道路網を形成しています。

また、平成 22 年度道路交通センサスより、各道路の平日 12 時間交通量は、伊勢湾岸自動車道は、約 45,000 台、国道 23 号は約 20,000 台、県道木曾岬弥富停車場線は約 1,200 台となっています。



資料：国土地理院基盤地図情報

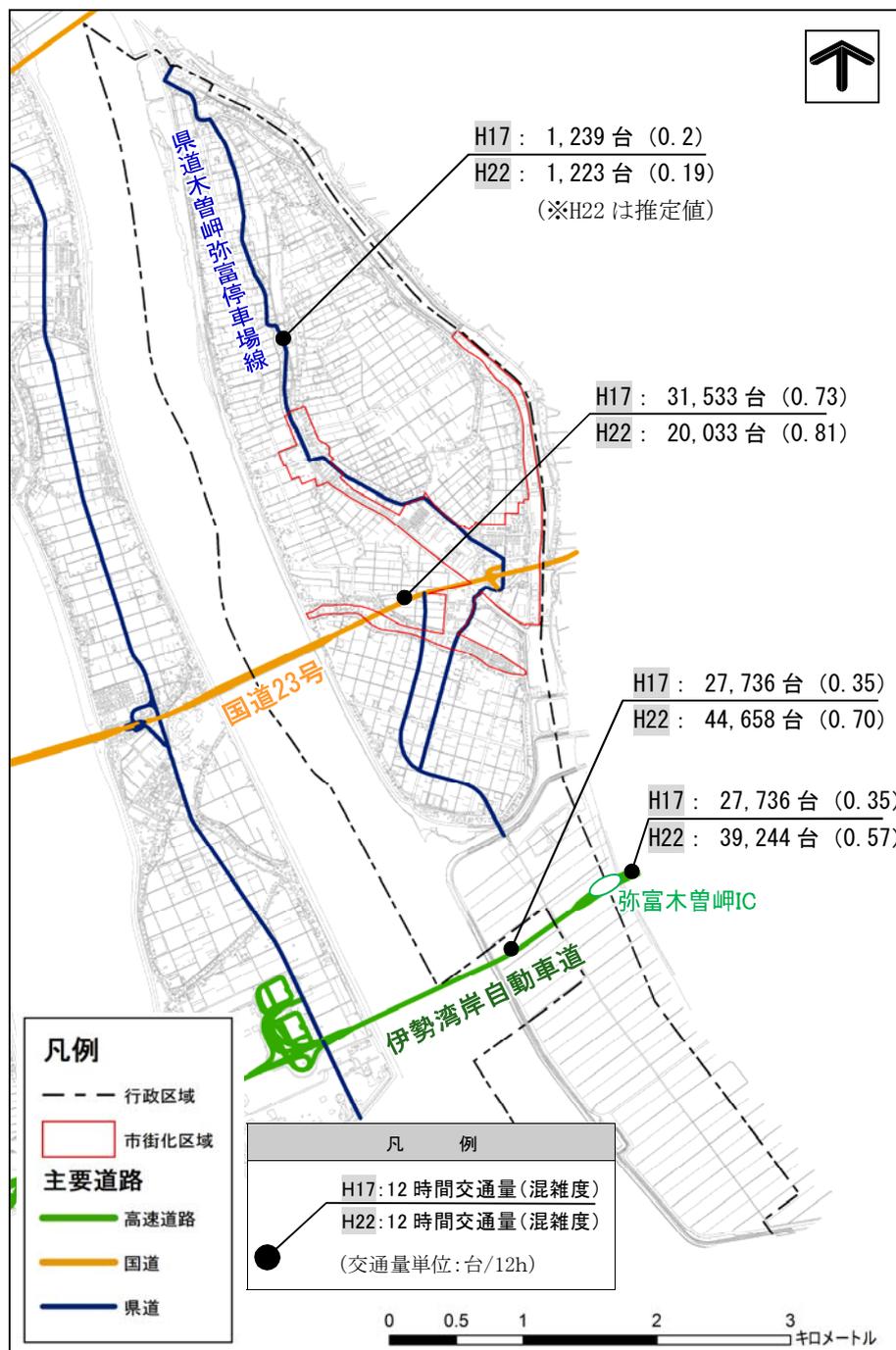
■主要な道路

■路線別舗装率および改良率

種別	路線別	管内延長	舗装率	改良率
国道	23号	境界未定につき 約2,250m	100.0%	100.0%
県道	木曾岬弥富停車場線	7,486m	90.2%	64.2%
町道	1級町道(9路線)	24,548m	100.0%	68.7%
	2級町道(9路線)	10,203m	100.0%	40.9%
	その他(242路線)	86,701m	99.1%	65.1%

県道：平成27年4月1日現在（資料：木曾岬町資料）

町道：平成23年4月1日現在（資料：木曾岬町第5次総合計画）



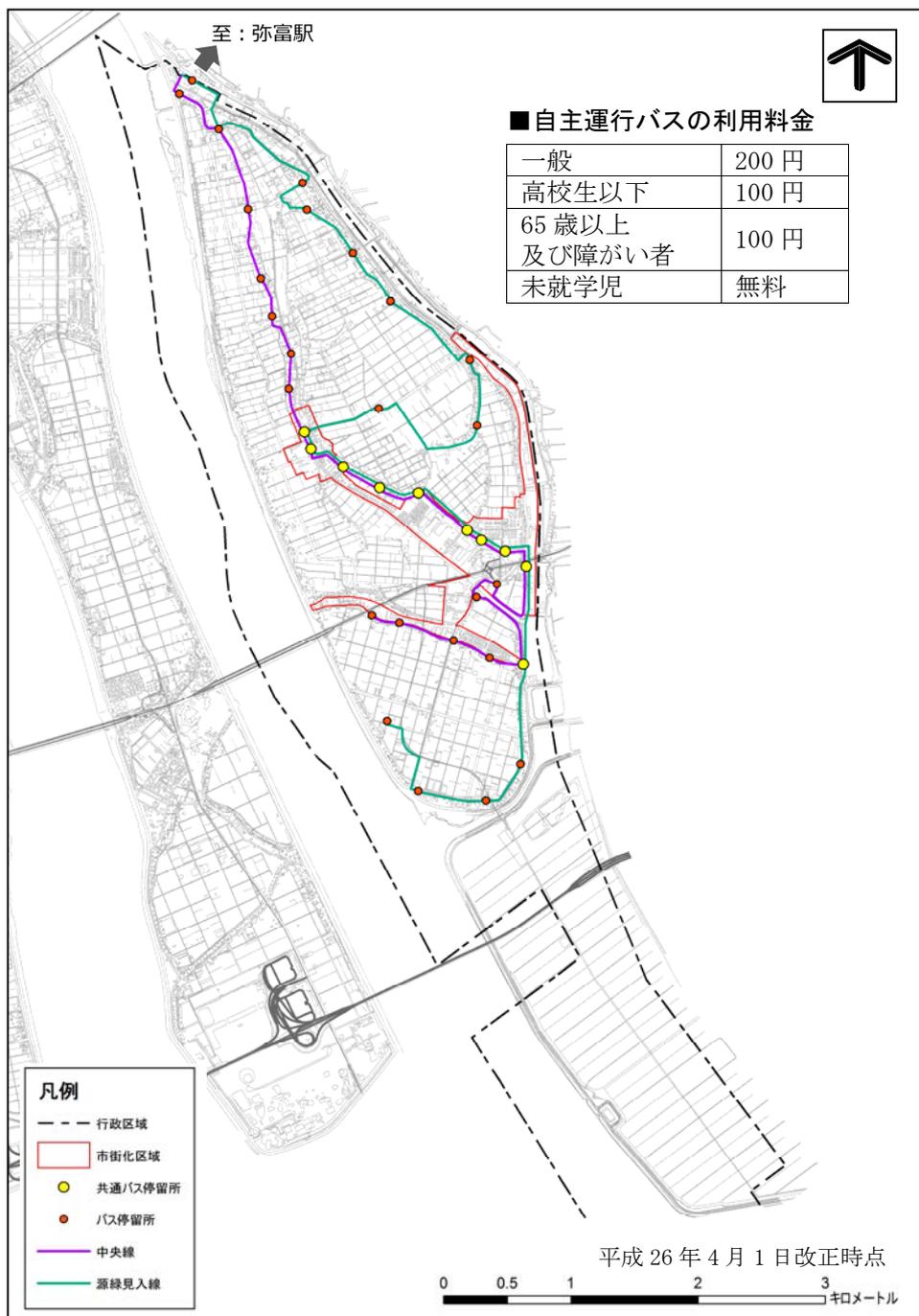
資料：平成22年度道路交通センサス

■路線別交通量および混雑度

(2) 鉄道・バス等の公共交通機関

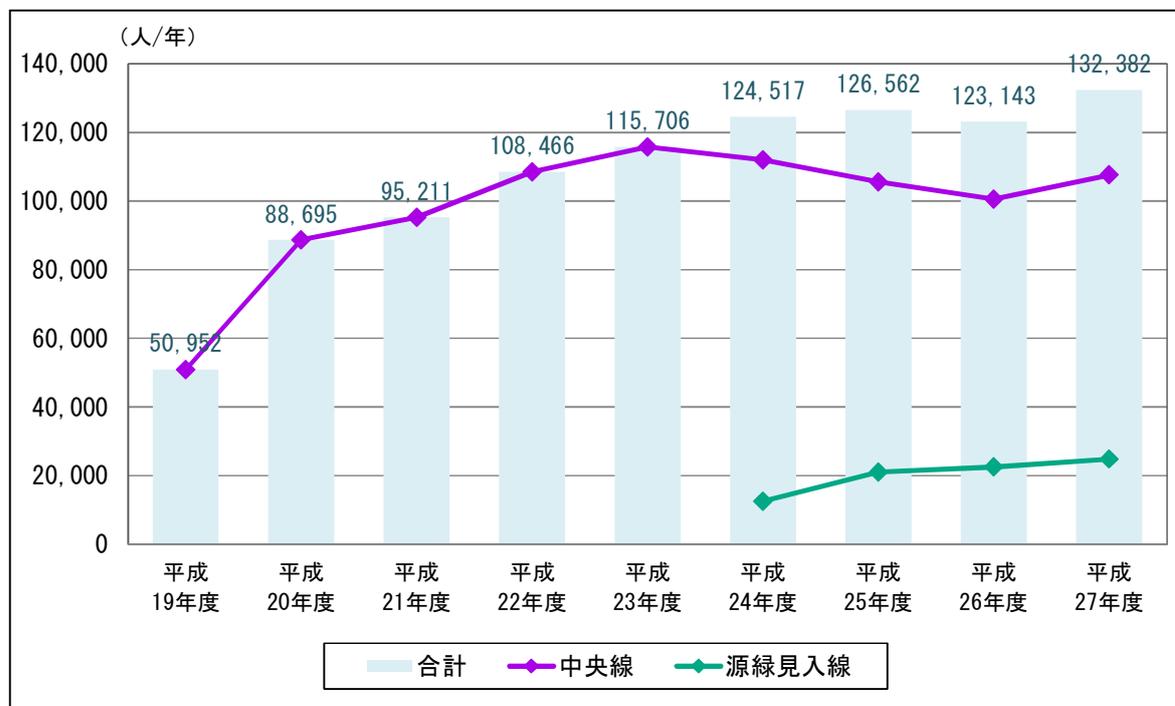
鉄道は町の北側にJR関西本線、近鉄名古屋線が通っているものの本町内は通過しておらず、隣接する弥富市のJR関西本線、近鉄名古屋線、名鉄尾西線の弥富駅が最寄り駅となっています。

一方、バス路線については、自主運行バスが本町から弥富駅へ「中央線」と「源緑見入線」の2路線が毎日運行しています。運行本数は「中央線」が往復16本/日、「源緑見入線」が往復7本/日となっています。



■自主運行バスの路線網図

「中央線」は平成19年4月1日に運行を開始し、「源緑見入線」は平成24年7月1日に運行を開始していますが、運行開始以降、自主運行バスの利用者は増加しています。「中央線」は、平成20年度の利用者数は88,695人であったのに対し、平成27年度時点では、132,382人となっており、伸び率は50%程度となっています。



■自主運行バスの利用者の推移

3-7 市街化動向

(1) 開発動向

本町の開発動向をみると、大規模なものでは町東部の鍋田川沿線の「鍋田川工業団地」が平成8年に完了しています。また、町中央部を南に流れる中央幹線排水路沿いや市街化区域の南端部において団地等の開発が行われています。

■開発の動向

図面 No.	名称	位置	面積 (ha)	開発手法	事業 認可年	備考
1	見入辰高団地	見入字辰高	6.5	開発行為	S45	完了検査済
2	小林団地	小林	1.6	〃	S63	完了検査済
3	栄団地 1	栄	0.3	〃	S48	完了検査済
4	〃 2	〃	0.7	〃	S57	完了検査済
5	〃 3	〃	0.6	〃	S48	完了検査済
6	〃 4	〃	0.7	〃	S49	完了検査済
7	〃 5	〃	0.3	〃	S50	完了検査済
8	〃 6	〃	1.1	〃	—	完了検査済
9	〃 7	〃	0.4	〃	—	完了検査済
10	中和泉団地	中和泉	0.3	〃	—	完了検査済
11	名西ニュータウン	〃	3.1	〃	S55	完了検査済
12	南栄団地	栄	0.4	〃	S48	完了検査済
13	新富田子団地 1	富田子	1.6	〃	S48	完了検査済
14	〃 2	〃	1.0	〃	—	完了検査済
15	東富田子団地 1	〃	0.4	〃	S58	完了検査済
16	〃 2	〃	3.3	〃	H1	完了検査済
17	〃 3	〃	0.4	〃	H6	完了検査済
18	かおるヶ丘団地	〃	0.9	〃	—	完了検査済
19	丸山団地	〃	0.7	〃	S48	完了検査済
20	西白鷺川団地 1	白鷺	0.2	〃	S55	完了検査済
21	〃 2	〃	1.8	〃	S48	完了検査済
22	白鷺川工業団地	〃	5.3	〃	S48	完了検査済
23	藤里台団地	〃	2.2	〃	S48	完了検査済
24	なぎさ台団地	〃	2.4	〃	S62	完了検査済
25	鍋田川工業団地	〃	10.0	〃	H7	完了検査済
26	富田子地区団地	富田子	0.3	〃	H15	完了検査済
27	南栄地区団地	栄	0.3	〃	H16	完了検査済
28	中和泉地区団地	中和泉	0.4	〃	H17	完了検査済



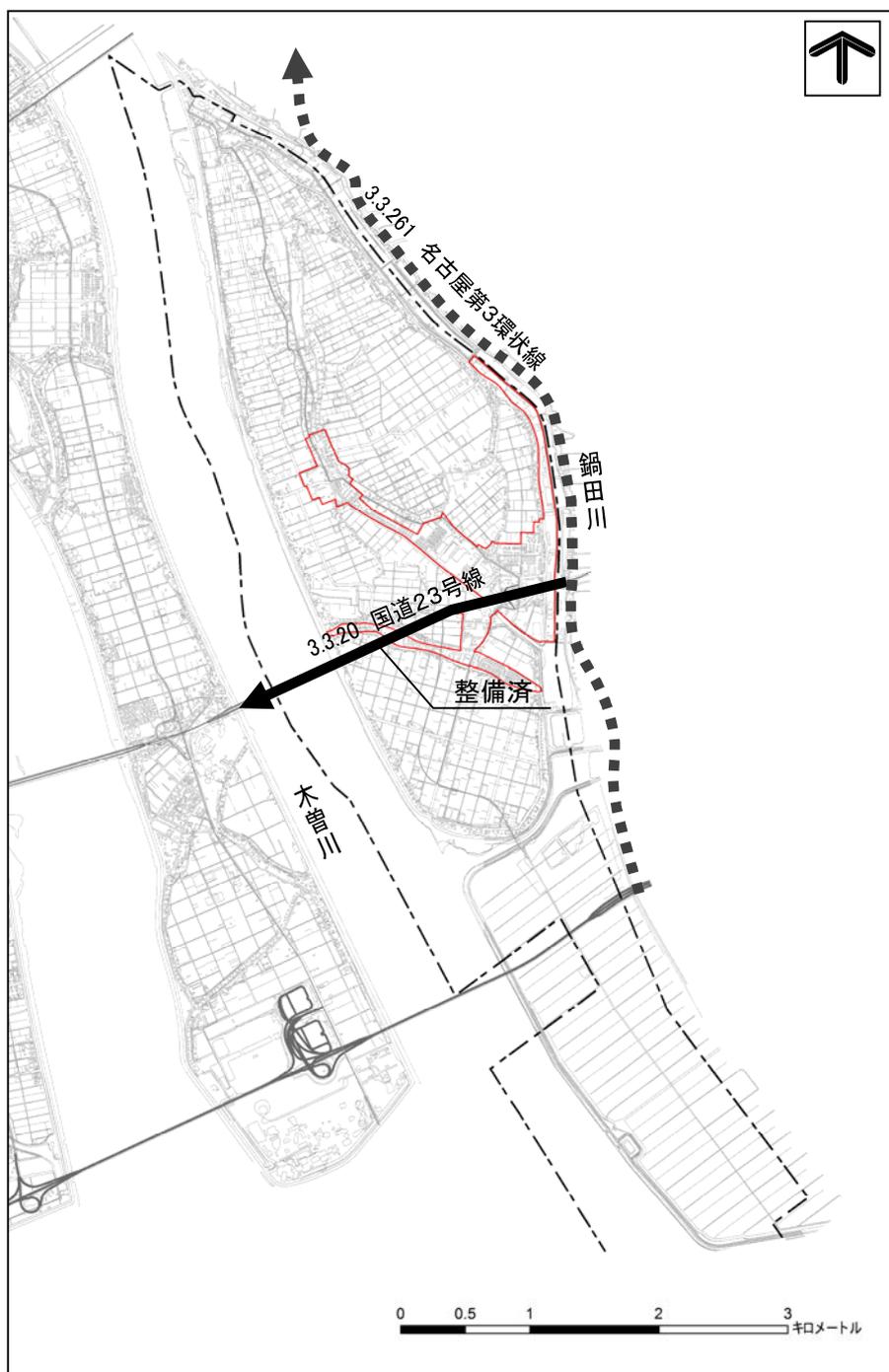
■開発の動向

3-8 都市基盤整備状況

(1) 都市計画道路整備状況

本町の中央部を広域幹線道路である国道23号が東西に通っており、これが本町における唯一の都市計画道路（名称：3・3・20 国道23号線）です。幅員は22mで整備済みです。

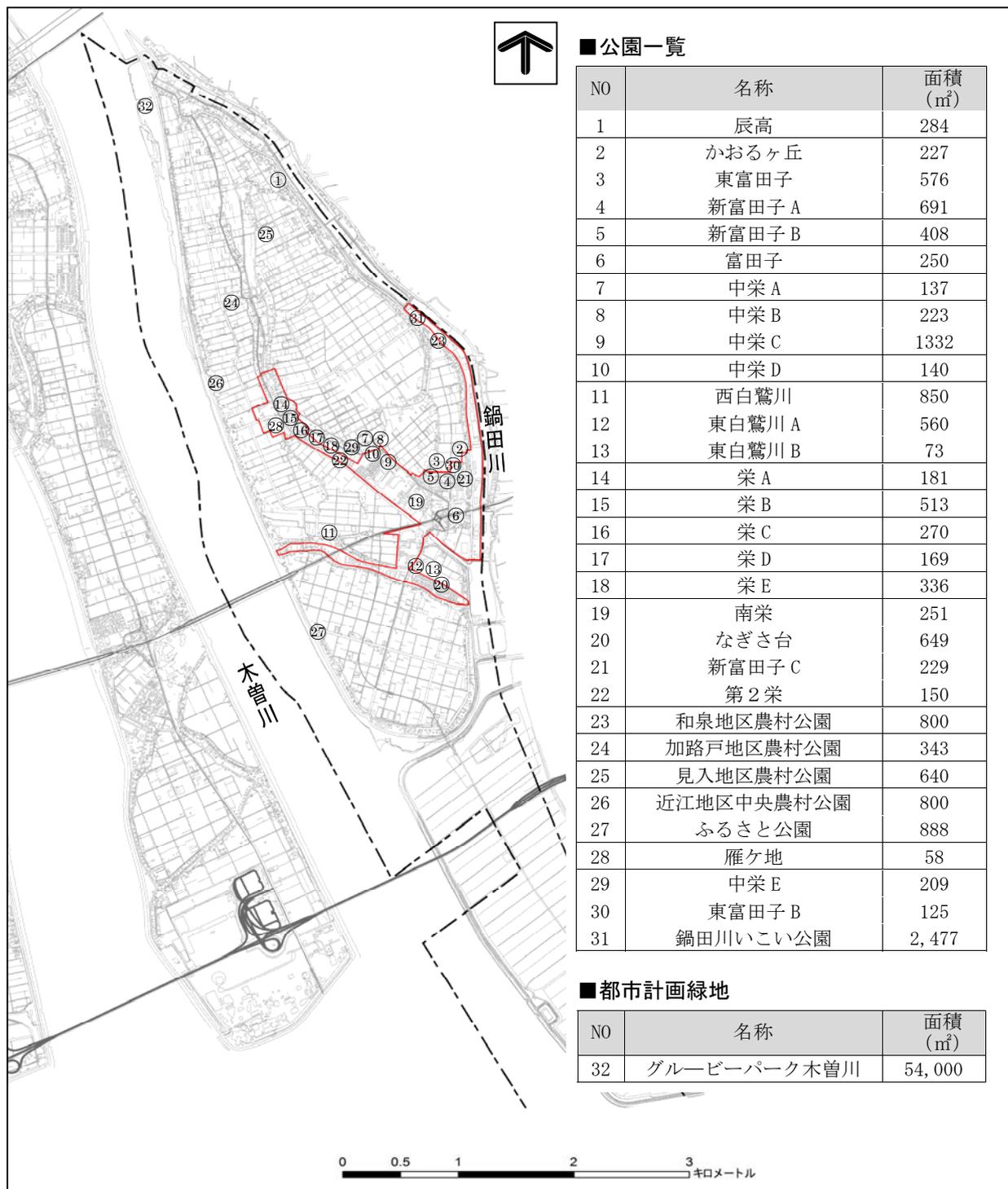
また、隣接する弥富市に都市計画道路（名称：3・3・261 名古屋第3環状線）が計画されています。



■ 都市計画道路整備状況

(2) 公園

公園は、広場公園規模の公園が市街化区域内に集中して分布しています。また、都市計画緑地として、町北部に「グルービーパーク木曽川」が整備されています。



(3) 排水対策状況

本町の地盤は、大半が海拔ゼロメートル地帯であり、機械排水を行っている状況です。

町の北側については、これまで、湛水被害を未然に防止するための湛水防除事業が行われ、3つの流域に排水機場を適切に配置し、排水対策が行われています。

木曾岬干拓地等の区域においても関係機関との協働のもと、排水対策が行われています。

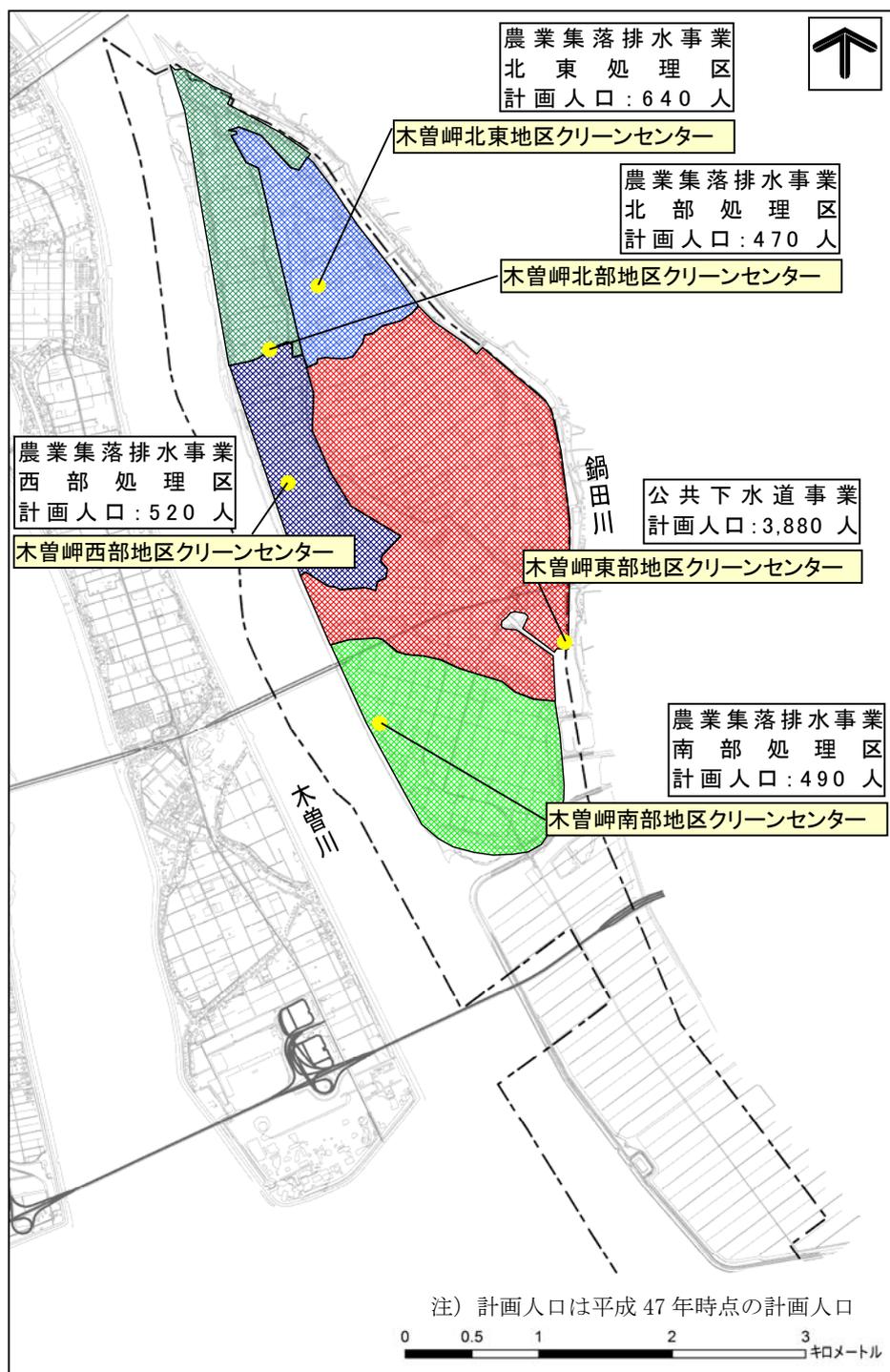


■排水路網および排水機場

(4) 下水道等

町内全域において、下水道（市街地：公共下水道事業、市街化調整区域：農業集落排水事業）の整備が行われています。

公共下水道事業については、木曾岬東部地区クリーンセンターで、その他の農業集落排水事業については、4つの地区に区分され、それぞれの地区のクリーンセンターにおいて処理されています。



■下水道処理区域およびクリーンセンター位置図

3-9 公共公益施設の現況

(1) 公共公益施設

本町には、教育機関として小学校と、中学校がそれぞれ1か所ずつ整備されています。また、福祉センター、保健センター等の福祉施設や、木曾岬郵便局、文化資料館等が木曾岬町役場周辺に位置しており、町の中心的機能を有しています。なお、木曾岬町役場、文化資料館、保健センター等を集約し、防災拠点ともなる木曾岬町複合型施設が、平成28年11月に一部供用を開始しました。

コミュニティ施設としては、北部公民館、東部公民館があり、コミュニティ活動や文化活動の場となっています。

なお、平成29年2月に公共施設等総合管理計画が策定され、公共施設等の管理や施設の運営に関する方向性が示されました。



■公共公益施設位置図

3-10 住民意向の整理

(1) 町民アンケート調査結果

① 調査概要

第5次総合計画策定時に、町民の考え方を把握することを目的に実施した「木曾岬町の未来を考える町民アンケート調査」の結果より、町民の意向を把握しました。

町民アンケート調査の調査概要は以下の通りです。

■町民アンケート調査の調査概要

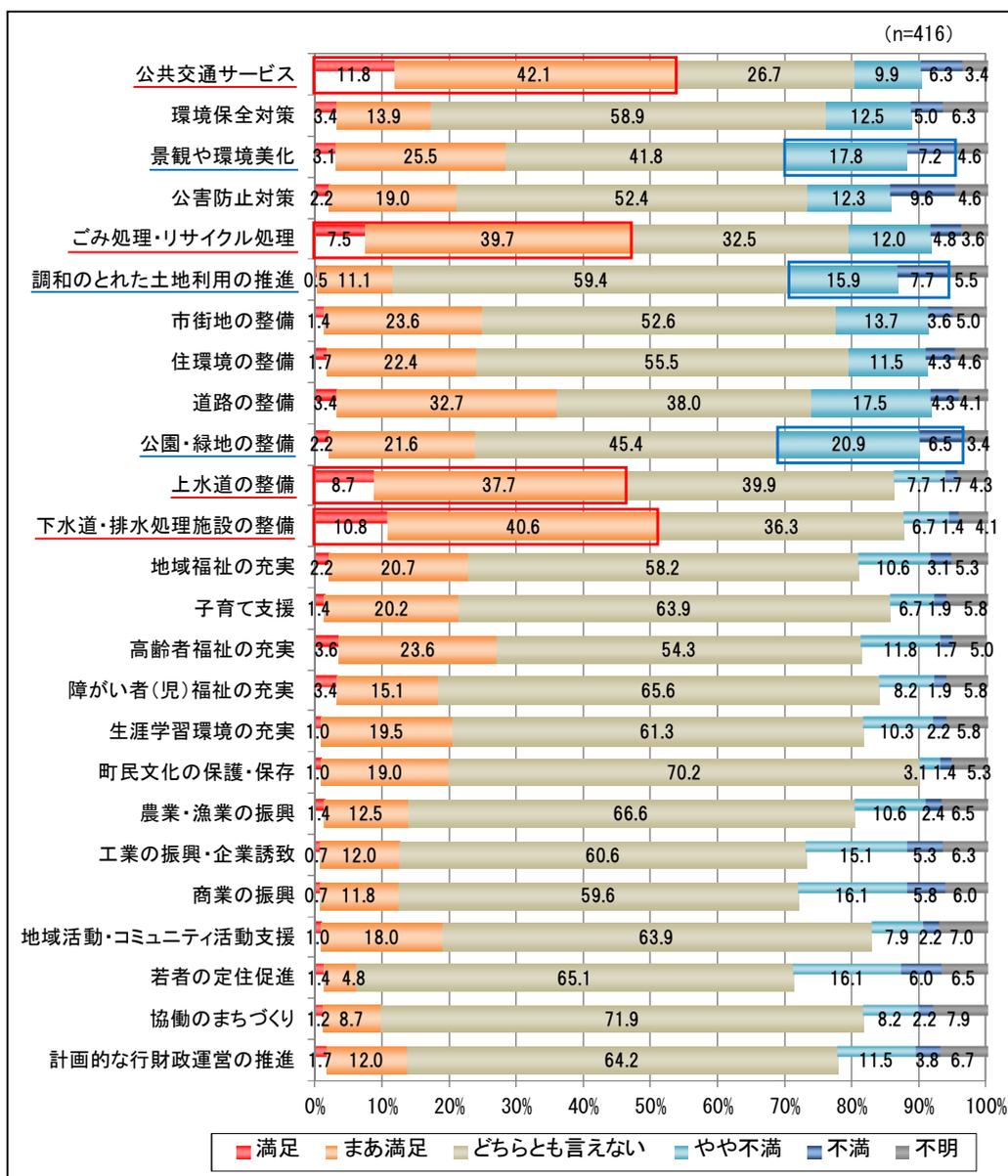
調査対象	木曾岬町にお住まいの20歳以上の男女
抽出方法	無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収
調査時期	平成24年11月
配布数	1,000票
回収数	418票
回収率	41.8%
無効票数	2票（無回答）
有効回収数	416票
有効回収率	41.6%

次ページ以降に、都市計画マスタープランに係る住民意向の結果を整理します。

② 施策に対する満足度

木曾岬町第5次総合計画策定時のアンケート調査（平成24年11月実施）における、施策に対する満足度について、「満足」と「まあ満足」を合わせた“満足している”と回答した人は、『公共交通サービス』が53.9%と最も多く、次いで『下水道・排水施設処理の整備』51.4%、『ごみ処理・リサイクル処理』47.2%、『上水道の整備』46.4%となっています。

一方、「不満」と「やや不満」を合わせた“不満である”と回答した人は、『公園・緑地の整備』が27.4%と最も多く、次いで『景観や環境美化』25.0%、『調和のとれた土地利用の推進』23.6%となっています。



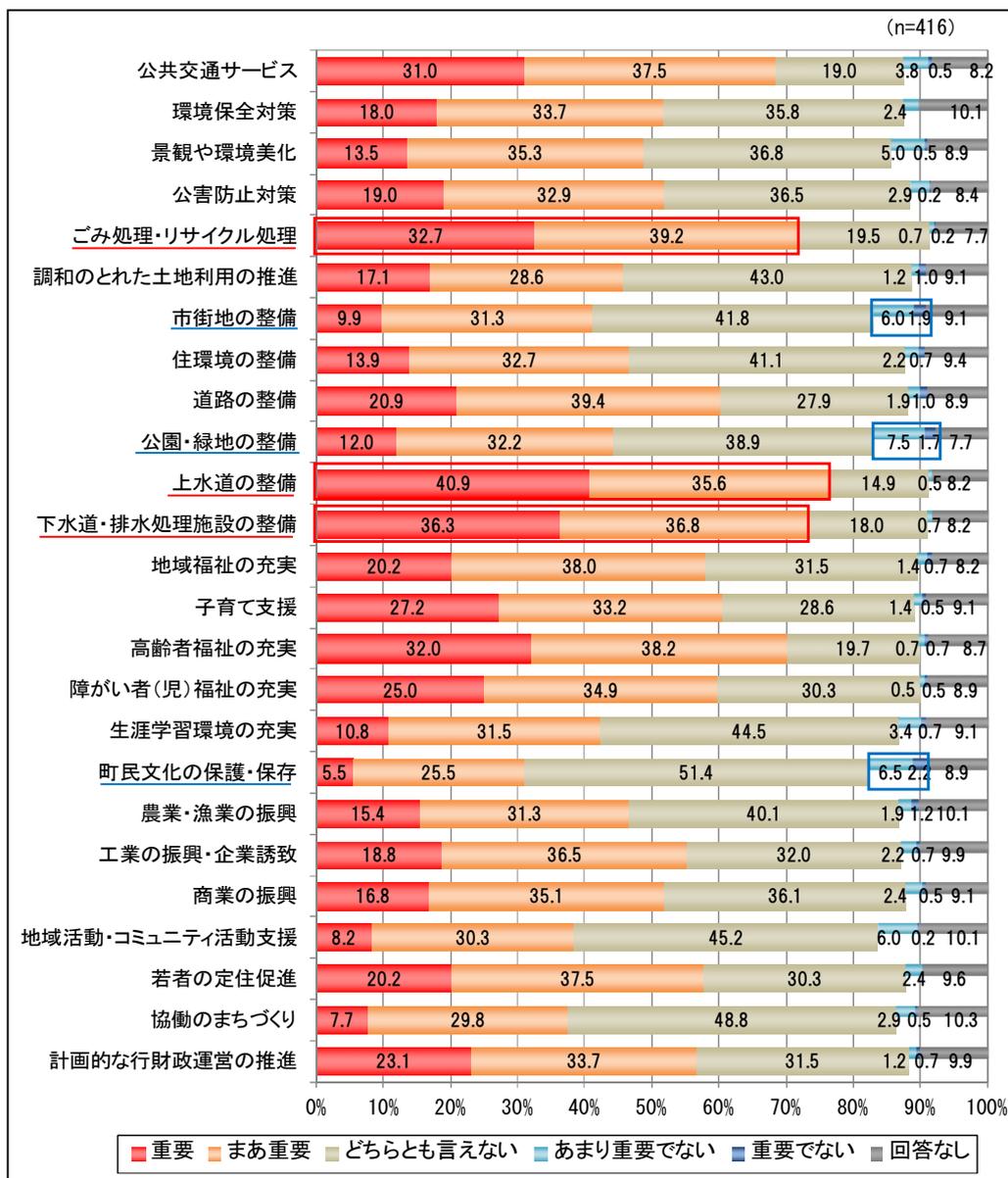
資料：木曾岬町の将来を考える町民アンケート調査（平成24年11月実施）

■施策に対する満足度（都市計画に関する設問を抜粋）

③ 施策に対する重要度

施策に対する重要度について、「重要」と「まあ重要」を合わせた“重要である”と回答した人は、『上水道の整備』が76.5%と最も多く、次いで『下水道・排水処理施設の整備』73.1%、『ごみ処理・リサイクル施設』71.9%となっています。

一方、「重要でない」と「あまり重要でない」を合わせた“重要でない”と回答した人は、『公園・緑地の整備』が9.2%と最も多く、次いで『町民文化の保護・保存』8.7%、『市街地の整備』7.9%となっています。



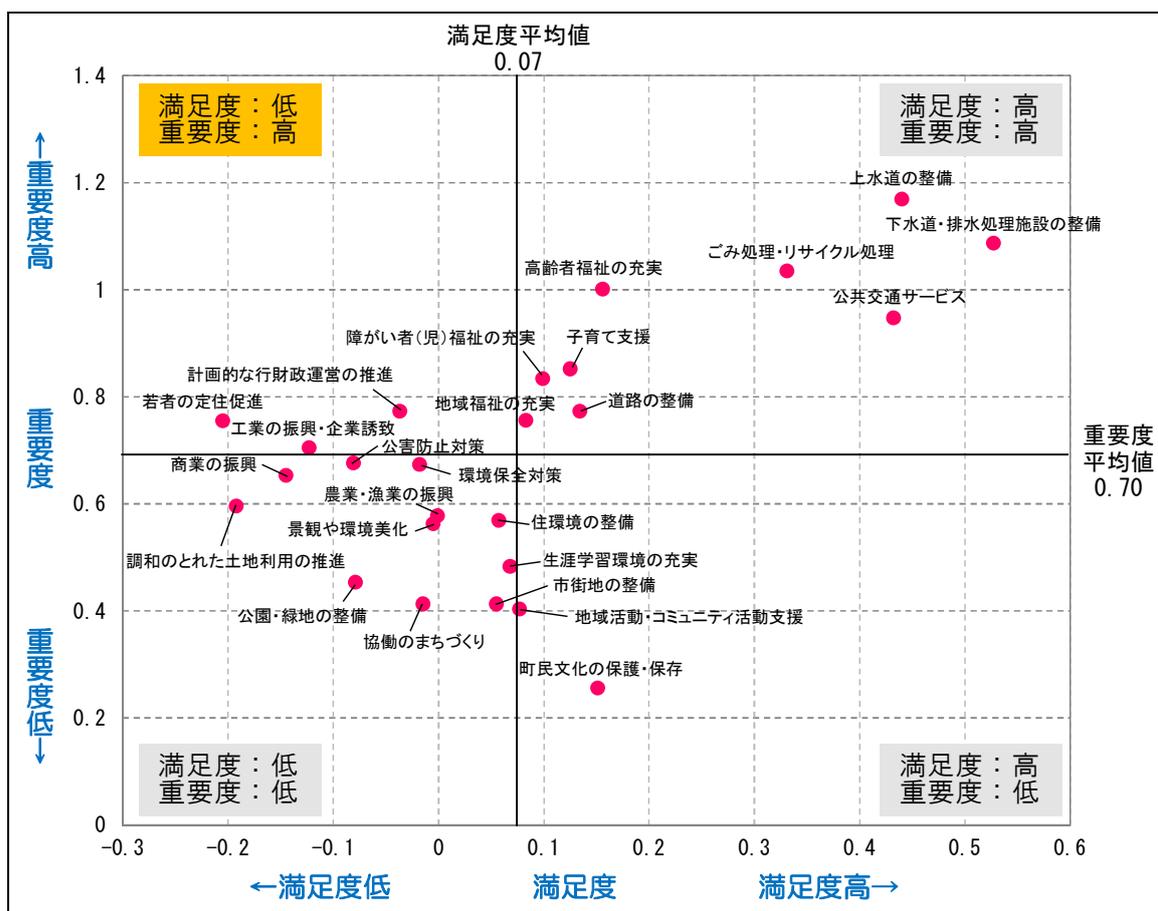
資料：木曾岬町の将来を考える町民アンケート調査（平成24年11月実施）

■施策に対する重要度（都市計画に関する設問を抜粋）

④ 満足度と重要度の関係

満足度を横軸、重要度を縦軸とし、各施策の相関関係を整理しました。

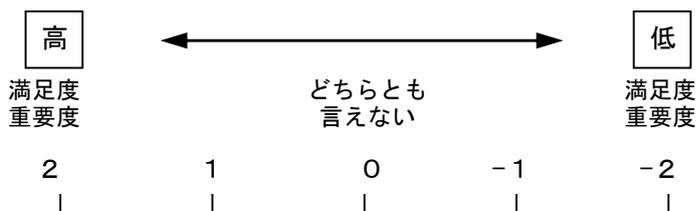
縦横の平均線（横：満足度平均値 0.73、縦：重要度平均値 0.69）で区切ること、4つの領域に分けることができます。これにより、満足度が平均よりも低く、重要度が平均よりも高い領域（第二象限）には、『計画的な行財政運営の推進』『若者定住促進』『工業の振興・企業誘致』の施策があります。



■ 施策に対する重要度・満足度（都市計画に関する設問を抜粋）

（参考：評点の計算方法）

満足度と重要度は5段階で評価し、施策ごとに平均値を算出している。
満足度と重要度共に以下のように数値化している。



(2) 総合計画懇談会

第5次総合計画策定時の座談会において出された意見のうち、まちづくりに関する意見を整理しました。

■座談会の開催概要

回数	開催日	議題
第1回	平成25年5月11日(土)	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画とまちづくりサロンについて ・基調講演 『地域の宝を磨き 人が輝くと地域が元気になる』 ・座談会 『木曾岬町の“魅力”や“困りごと”を出し合おう』
第2回	平成25年6月1日(土)	<ul style="list-style-type: none"> ・前回の振り返り ・座談会 『木曾岬町でこれから進めるべき取組みを考えよう』

■座談会で出された木曾岬町の魅力や問題など

魅力・良いところ	<ul style="list-style-type: none"> ・住みやすい。 ・自然が豊か。 ・名古屋市に近い。 ・安心して子育てができる。 ・農産物が豊富。新鮮でおいしい。食が安心・安全。
問題・困っているところ	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の買い物の場소가乏しく、車がないと生活しにくい。 ・交通の便が悪い。 ・交通事故や火災が増えている気がする。 ・避難場소가整備不足。防災訓練参加者が少ない。 ・若者が他市町に流出している。

■座談会で出された木曾岬町の今後の取組について

防災	<ul style="list-style-type: none"> ・防災意識を高める。 ・浸水地区にある防災資材倉庫を、できるだけ高い場所に移動する。 ・防災について学べる機会をつくる。 ・要配慮者を把握し、助ける方策を教える。
農・食	<ul style="list-style-type: none"> ・「農」を活用した取組みを活発にする。 ・耕作放棄地を活用した貸農園等を企画する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者のみ世帯の生活実態と課題を把握する。 ・企業を積極的に誘致し、若者が働ける場소를確保する。

(3) 中学生アンケート

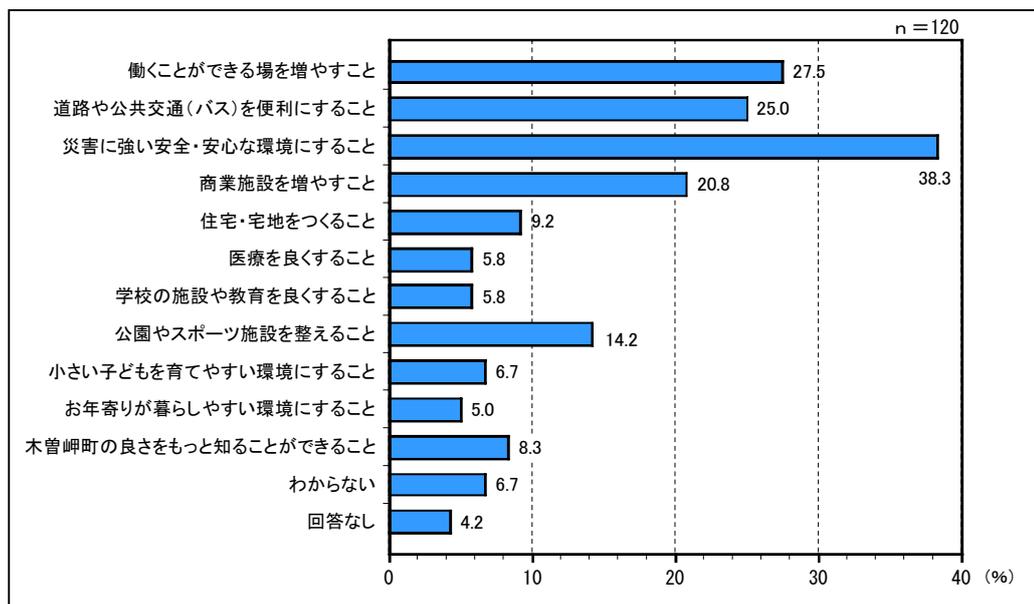
第5次総合計画策定時に、将来の木曾岬町の担い手となる中学生の考え方を把握することを目的に実施した「木曾岬町の未来を考える中学生アンケート調査」の結果より、中学生の意向を把握しました。

中学生アンケート調査の調査概要は以下の通りです。

■中学生アンケート調査の概要

調査対象	木曾岬中学校に通っている1年生、2年生
調査方法	学校での配布・回収
調査時期	平成25年1月
配布数	120票
回収数	120票
回収率	100%

中学生を対象にしたアンケート調査結果では、「災害に強い安全・安心な環境にすること」が最も高く、全体の38.3%となっている。次いで「働くことができる場を増やすこと」で27.5%、「道路や公共交通（バス）を便利にすること」が25.0%となっています。



■住み続けるために力を入れるべきこと

3-11 現況特性のまとめ

現況整理を踏まえ、本町の特性を整理します。

(1) 自然環境

- ◆南北に細長い町域であり、町域のほとんどが海拔ゼロメートル地帯で、平坦な低湿地帯となっています。
- ◆町域のほぼ全域が津波浸水想定区域となっており、標高が高い地域を除き、津波浸水深は3.0m以上と想定されています。
- ◆地盤沈下が続いています。様々な対策により沈下量は沈静化傾向にあります。

(2) 人口動向

① 人口

- ◆人口は平成7年をピークに減少しており、平成27年時点で、6,357人となっています。
- ◆高齢化率は平成27年時点で30.2%であり、今後さらに高齢化が進行すると予想されています。
- ◆人口密度は市中心部の一部地域では40人/haを超えています。その他の地域では低密度地域が広がっています。

② 産業等の人口

- ◆通勤・通学流動は、流入と比較し流出が大幅に多く、特に名古屋市や弥富市への流出が多くなっています。
- ◆第一次産業の就業者数は、一貫して減少しており、第二次産業の就業者数は、平成7年をピークに減少に転じています。第三次産業は平成17年まで増加を続けてきましたが、それ以降は、横ばい傾向となっています。

(3) 土地・建物利用

- ◆木曾岬町役場周辺は、桑名都市計画区域マスタープランにおいて『地域拠点』に位置づけられています。
- ◆木曾岬干拓地のうち伊勢湾岸自動車道北側においては、公的利用（建設発生土ストックヤード及びわんぱく原っぱ）が開始され、南側においては、国内有数規模のメガソーラー事業が開始されています。さらに南側においては、都市的土地利用へのスムーズな移行を想定した運動広場等が整備される予定となっています。
- ◆土地利用現況より農地が大部分を占めていますが、毎年0.5～1.0ha程度の農地転用がみられます。
- ◆市街化区域内の建物は、住宅や軽工業施設、運輸・倉庫施設など、住宅系や工業系の建物が多くなっています。
- ◆市街化区域内に農地や遊休土地など、小規模ではありますが未利用地が点在しています。
- ◆地価は、住宅地と商業地ともに下落しており、商業地の10年間の下落幅は約32%と大幅に下落しています。

(4) 産業

- ◆工業は事業所数、従業者数ともに近年は減少傾向を示しています。
- ◆製造品等出荷額は平成19年までは増加傾向を示していたが、平成19年以降は概ね横ばい傾向となっています。
- ◆年間商品販売額は、平成11年と比較し、平成14年～19年は大幅に減少しています。
- ◆従業者一人あたりの販売額は、三重県の平均と比較し、大きく上回っています。

(5) 都市基盤**① 道路**

- ◆町内の幹線道路網は、東西軸は国道23号であり、南北軸は県道木曾岬弥富停車場線となっています。
- ◆伊勢湾岸自動車道が町南部に整備されており、弥富市との町境に弥富木曾岬ICが整備されています。
- ◆主要な道路は、南北軸は県道木曾岬停車場線県道、東西軸は国道23号であり、それ以外に町道により道路ネットワークが形成されています。
- ◆町道の整備に関する計画は平成13年以降策定されていません。また、道路の維持管理に関する計画も策定されていません。

② 公共交通

- ◆町内に鉄道はなく、自主運行バスが2路線運行し、弥富駅とネットワークされています。

③ 公園・緑地

- ◆公園は小規模なものが多く、都市計画緑地であるグルービーパーク木曾川が町北部に整備されています。

④ その他

- ◆木曾岬干拓地を除く北側は、堪水被害を未然に防止するために、堪水防除事業が進められ、排水路・排水機場の適切な配置により排水対策が行われており、木曾岬干拓地などの区域においても関係機関の協働のもと、排水対策が行われています。
- ◆農業振興区域内ではほぼ全域で土地改良事業等が実施済みです。
- ◆公共施設等総合管理計画が策定される予定であり、公共施設等の管理や施設の運営に関する方向性が示されます。

(6) 住民意向

- ◆町民アンケートでは、「公園・緑地の整備」や「景観や環境美化」、「調和のとれた土地利用の推進」の施策に対する不満割合が高くなっています。
- ◆町民の満足度が低く、重要度が高いとされている施策は「若者の定住促進」や「計画的な行財政運営の推進」です。
- ◆中学生アンケートでは、「災害に強い安全・安心な環境にすること」や「働くことができる場を増やすこと」、「道路や公共交通（バス）を便利にすること」が求められています。

第4章 現行都市計画マスタープランの検証

4-1 現行都市計画マスタープランの検証

(1) 方針別の検証

平成20年3月に策定した現行都市計画マスタープランに掲げた主な構想や整備方針などについて、現況を把握しつつ、課題を整理します。

評価は以下の「方針とおりに進捗している」「方針に向け進捗中である」「方針とおりに進捗していない」の3種類で行います。

【凡例】



方針とおりに
進捗している



方針に向け
進捗中である



方針とおりに
進捗していない

① まちづくりの目標

■目標人口

方 針	現 況	評 価
9,000人【平成27年】 (推計人口は6,600~6,700人)	6,357人【平成27年国勢調査】	
課題	・平成28年度に策定された人口ビジョン(平成72年の総人口が概ね5,000人)の目標に向けた取組が必要	

■土地利用フレーム

方 針	現 況	評 価
【住宅系市街地】 約31haの拡大 【商業系市街地】 約1haの拡大 【工業系市街地】 約10haの拡大	【住宅系市街地】 用途地域変更で1.9ha拡大 【商業系市街地】 川先地区地区計画で約0.9ha拡大 【工業系市街地】 拡大なし	
課題	・住宅系市街地及び工業系市街地の拡大に向けた取組が必要	

② 土地利用の方針

<市街地>

■住宅地

方針	現況	評価
○専用住宅地：開発された住宅団地を低層住宅地として保全 ○一般住宅地：町役場周辺部等の住環境の維持・改善 ○拡大住宅地：藤里台・なぎさ台団地、富田子団地、栄団地のそれぞれ隣接部等に専用住宅地を拡大	○専用住宅地 →低層住宅地が保全されている ○一般住宅地 →未対応 ○拡大住宅地 →未対応	
課題	・既存の低層住宅地の保全と専用住宅地の拡大が必要	

■商業地

方針	現況	評価
○現行商業系市街地の建物の用途純化 ○現行商業系市街地周辺に新たに商業地を拡大	○現行商業系市街地の建物の用途純化 →未対応 ○商業地の拡大 →川先地区に新たな商業地を整備	
課題	・商業地の維持・保全が必要	

■工業地

方針	現況	評価
○中央玄関口としての新たな流通・産業地を配置 ○鍋田川工業団地以北及び県道木曾岬弥富停車場線沿道等に新たに配置	○中央玄関口の形成 →未対応 ○新たな工業地形成 →未対応	
課題	・中央玄関口、鍋田川工業団地以北及び県道木曾岬弥富停車場線沿道等への新たな工業地の整備促進が必要 ・工業地域における住工混在の解消を図る必要	

<市街地外>

■農業地

方針	現況	評価
○現行農業地の保全 ○木曾岬干拓地の早期有効活用の促進	○現行の農業地の保全 →優良な農業地の維持が図られている ○木曾岬干拓地の有効活用 →都市的土地利用への移行に向け検討中	
課題	・木曾岬干拓地は土地利用計画に基づき、関係機関とともに早期に整備を促進する必要	

③ 交通施設の方針

<道路>

■主要幹線道路

方針	現況	評価
国道23号の騒音や振動対策等の道路環境整備について関係機関へ働きかけを推進	→防音壁の整備を実施	
課題	・沿道環境の快適性を維持していく必要	

■幹線道路

方針	現況	評価
○県道木曾岬弥富停車場線（県道バイパス含む）の整備	○バイパスの整備 →国道23号以南から干拓地の区間のバイパス整備完了 →国道23号以北のバイパス整備中	
○町道鍋田川線（歩道拡幅の充実などの機能の充実）	○町道鍋田川線整備 →順次道路改良を実施中	
○名古屋第3環状線へのアクセス道路の整備	○アクセス道路 →未対応	
課題	・県道木曾岬弥富停車場線バイパスの国道23号以北の区間の整備促進が必要 ・名古屋第3環状線などの関係事業の事業進捗を踏まえたアクセス道路の整備促進が必要	

■生活道路

方針	現況	評価
○交通安全施設の整備や歩行者の安全確保の実施	→町道雁ヶ地・福崎線、町道西対海地・和泉線、町道田代・小学校線等の交通安全施設の整備を実施中	
課題	・歩行者の安全性の確保・維持が必要	

<公共交通>

■バス

方針	現況	評価
○町内の主要施設や最寄駅などへのアクセス性の向上	→弥富駅へのアクセス利便性の向上を図るため、町内の各地から弥富駅へアクセスする中央線（往復16本/日）が平成19年に、源緑見入線（往復7本/日）が平成24年に整備	
課題	・路線の維持・更なる利便性の向上が必要	

④ 公園・緑地の方針

■公園・緑地

方針	現況	評価
○近隣公園を兼ねる地区公園 1ヶ所、街区公園 2～3ヶ所を整備 ○地区公園を役場周辺へ配置と街区公園を国道 23 号以南に 1ヶ所、国道 23 号以北に 1～2ヶ所配置 ○木曽川、鍋田川、中央幹線排水路等の河川・水域について、親水・親緑空間や自然体験機能など、地域特性に応じた整備・充実を図る	→県営水環境整備事業により親水施設(公園)、親水景観保全施設(遊歩道)を整備 →グルービーパークや街区公園の維持管理を行っているが、近隣公園や地区公園の整備は未対応	
課題	・地域が主体となった公園の維持管理の促進が必要 ・親水施設や親水景観保全施設の利活用が必要	

⑤ その他の都市施設の方針

■下水道

方針	現況	評価
○既存施設の維持・管理 ○下水道基本計画の見直し	→下水路改修工事や維持管理など実施 →下水道の長寿命化計画や総合地震対策計画などを策定	
課題	・施設の維持・管理の継続、計画に基づいた実施が必要	

■教育施設

方針	現況	評価
○地域コミュニティの核及び防災拠点としての機能強化	→地域コミュニティの核となり防災機能を備えた複合型施設の整備 →小学校の耐震補強を平成 11 年度に実施し、中学校の建替えを平成 18 年度に実施 →小中学校を一時避難場所として利用するため屋上までの外付け階段及び屋上手摺を設置	
課題	・複合型施設の活用や小中学校の更なる防災機能の強化が必要	

■その他の都市施設

方針	現況	評価
○児童館や体育館等の整備を検討	→中学校の体育館の一般開放や小学校の空きスペースを利用した学童への遊び場の提供等の実施	
課題	・既存施設の活用による代替機能の確保等を含めた、施設整備の検討が必要	

⑥ 防災の方針

■地震・水害対策

方針	現況	評価
<ul style="list-style-type: none"> ○堤防、水路、ポンプ施設等の耐震化・機能充実 ○南部地域への地域防災拠点の整備 ○避難路となる幹線道路の整備と公園・緑地、学校等との有機的ネットワーク化 ○宅地造成時の盛土の促進 	<ul style="list-style-type: none"> →湛水防除事業、川先排水機場の更新、高潮堤防補強工事、木曾川鍋田川水門改築工事等の実施 →河川防災ステーションの用地買収・基盤整備工事等を実施 →津波避難タワーを2基整備中 →自主防災組織の創設・相互連携及び消防団等との連携、自主防災訓練の実施、高齢者等の要援護者の避難支援の強化等の取り組みの実施 	
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・津波避難タワーの整備推進と防災ステーションの整備促進が必要 ・避難路の有機的ネットワークの検討が必要 	

⑦ 自然環境の保全・創出の方針

■水辺・緑地

方針	現況	評価
<ul style="list-style-type: none"> ○木曾川、鍋田川、中央幹線排水路等の水辺空間の親水・親緑空間として保全、活用 ○水質の浄化、水辺へのアクセス性の改善、水辺空間の清掃・管理の徹底等 ○緑の保全と緑化の促進 	<ul style="list-style-type: none"> →県営水環境整備事業により親水施設(公園)、親水景観保全施設(遊歩道)を整備[再掲] 	
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・親水施設や親水景観保全施設の利活用が必要 ・水辺空間の親水・親緑空間としての活用が必要 	

⑧ 景観形成の方針

■景観形成・緑化

方針	現況	評価
<ul style="list-style-type: none"> ○特徴ある輪中地景観の保全 ○幹線道路等公共施設や排水施設、農業施設等における景観形成 ○建築物や工作物の形態や色彩に関する景観形成 ○広告看板やサイン等に関する景観形成 ○公共公益的施設等における施設デザインや緑化 ○工場等事業所や新興住宅地における緑化 	<ul style="list-style-type: none"> →鍋田川堤防の桜並木の整備 →県営水環境整備事業により親水施設(公園)、親水景観保全施設(遊歩道)を整備[再掲] →農業景観の保全 	
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・桜並木や農業景観の継承・保全が必要 	

4-2 検証の結果

平成20年3月に策定した現行都市計画マスタープランに掲げた整備方針に基づき、様々な取り組みを実施してきました。

❖方針とおりに進捗している

防災については、堤防、水路、ポンプ施設等の耐震化・機能充実等の施設の整備が進んでいるとともに、自主防災組織の創設や防災訓練の開催など、ソフト施策も大きく展開されています。

基盤整備では、町民の日常の買い物の便に資する商業地の拡大による商業施設が誘致、県道木曾岬弥富停車場線の国道23号以南の区間の整備、町道の改良工事や安全施設対策が行われたほか、移動利便性の向上として、自主運行バスにて町内各地から弥富駅までのバスネットワークが強化され、公共交通におけるアクセス利便性が確保されました。

町内全域において、下水道（市街地：公共下水道事業、市街化調整区域：農業集落排水事業）の整備が完了しており、その維持・管理が図られています。



❖方針に向け進捗中である

役場周辺においては、地域コミュニティの核となり防災機能を備えた複合型施設の整備が進んでいるほか、更なる防災機能の強化として、河川防災ステーションの整備が進んでいます。

そのほか、木曾岬干拓地では、将来的な都市的土地利用への移行に向け、公的土地利用が進められています。



❖方針とおりに進捗していない

目標人口が達成されず、人口減少傾向が続くなかで、計画的な低層住宅地の拡大や専用住宅地の拡大が達成されませんでした。

また、町の活性化に向けた中央玄関口に位置づけられている国道23号沿道等の工業系市街地の拡大が実現できていない状況です。

さらに、県道木曾岬弥富停車場線の国道23号以北の区間の整備や名古屋第3環状線へのアクセス道路の整備、及び公園・緑地の方針に対する整備等の都市施設の整備が進んでいない状況です。



第5章 まちづくりの基本課題

上位・関連計画の整理、現況のまとめ、現行都市計画マスタープランの検証結果より、取り組むべきまちづくり上の課題を整理します。

(1) 土地利用

- ◆木曾岬町役場周辺は、地域拠点として、集約型都市構造の骨格を構築し、日常的なサービス機能の維持・集約を図る必要があります。
- ◆定住促進や産業振興、良好な生活環境の維持や優良農地の保全など、計画的な土地利用の推進を図る必要があります。
- ◆木曾岬干拓地は土地利用計画に基づき、関係機関とともに早期に整備を促進する必要があります。

(2) 市街地整備

- ◆人口ビジョンの目標値達成に向け、既存の住宅地の保全を図るとともに、現行の市街化区域に隣接する地区（藤里台・なぎさ台団地、富田子団地、栄団地のそれぞれ隣接部等）を住居系拡大候補地として位置づけ、住宅地の整備を検討する必要があります。
- ◆住工混在の解消や快適で安全な居住環境の形成など、良好な市街地を形成する必要があります。
- ◆若者が木曾岬町で働ける環境を整えるため、商業や工業を振興する必要があります。
- ◆商業振興に向け、既存の商業地を確保しつつ、新たな商業施設を誘致し、魅力ある商業集積を図る必要があります。
- ◆工業振興に向け、既存企業の町内での操業継続を図りつつ、新たな工業用地を確保し、企業誘致を図る必要があります。
- ◆国道 23 号沿線の市街化区域において、コンパクトな拠点市街地を形成する必要があります。

(3) 都市施設整備

① 道路

- ◆県道木曾岬弥富停車場線バイパスの国道 23 号以北の整備促進を関係機関に要請していく必要があります。
- ◆名古屋第 3 環状線などの関係事業の事業進捗を踏まえ、名古屋第 3 環状線へのアクセス道路の整備を促進する必要があります。
- ◆町道の安全施設整備など歩行空間の安全対策を引き続き進めるとともに、町道の維持管理や橋梁の長寿命化等を推進する必要があります。

② 公共交通

- ◆利用者数が年々増加している自主運行バスの利便性を確保するとともに、利用実態を踏まえた最適な運営形態を検討する必要があります。
- ◆自主運行バスの様々な利用促進策を展開するとともに、町民意識を高め、バス運行を町民全体で支えるための機運を更に高める必要があります。

③ 公園・緑地

- ◆町民の意向に沿った公園や緑地の整備・維持管理を推進していく必要があります。
- ◆地域が主体となった公園の維持管理を促進する必要があります。
- ◆親水施設や親水景観保全施設の整備や利活用を図る必要があります。
- ◆桜並木などの良好な景観を保全し、魅力的な環境を形成する必要があります。

④ 景観・環境

- ◆輪中などの景観形成や排水路の水質浄化等により、景観や環境美化に配慮したまちづくりを推進する必要があります。
- ◆木曽川の河川環境の整備と保全を推進する必要があります。

⑤ その他都市施設

- ◆複合型施設を町民のコミュニティ拠点とするために、防災性を高めるとともに、施設の利活用を図る必要があります。
- ◆公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の整備や維持管理を推進する必要があります。
- ◆北勢広域圏広域的水道計画等に基づき、安定した上水の供給を確保する必要があります。
- ◆老朽配水管の更新を図るとともに、主要管路の耐震化に向けた計画・整備を推進する必要があります。
- ◆下水道の長寿命化計画や総合地震対策計画などに基づき、適切な維持・管理を継続しながら、健全な下水道経営を進めていく必要があります。また、災害に備えた下水道施設の整備を推進していく必要があります。

⑥ 防災

- ◆津波被害に備え、ソフト事業の推進に加え、津波避難タワーの整備推進や防災ステーション内の水防センターの整備を推進する必要があります。
- ◆緊急避難所における防災機能の強化を図るとともに、避難路の有機的ネットワーク強化を検討する必要があります。
- ◆高潮対策や地震・津波対策に向け、木曽川、鍋田川の堤防の機能強化を図る必要があります。
- ◆自主防災組織における活動の強化や避難訓練などのソフト事業の推進に加え、国や県、他の自治体や企業等との連携を強化するなど、防災体制の強化を図る必要があります。

第6章 全体まちづくり構想

6-1 まちづくりの理念と目標

(1) まちづくりを進める上での課題と目標

本町のまちづくりを進める上で、取り組むべき課題と目標を整理すると、以下のようになります。

課題	目標	
○自主防災組織の活動の強化や避難訓練などのソフト防災事業の推進が必要	【目標1】 安全・安心・快適に暮らせるまちづくり	安全 安心
○津波避難タワーや防災ステーション、避難所や避難路などの防災基盤の機能強化が必要		
○高潮対策や地震・津波対策に向けた河川堤防の機能強化が必要		
○排水施設の適正な維持管理や機能の強化、長寿命化等を図ることが必要		
○安全な歩行空間の整備・維持が必要	【目標2】 広域交通のポテンシャルを活かした活力と交流のまちづくり	快適
○複合型施設を核としたコミュニティの拠点づくりが必要		
○町民の買い物利便確保のための商業の拠点づくりが必要		
○町民の日常生活を支える道路ネットワークの充実が必要		
○町民の日常的な足となるバス交通の利便性向上が必要		
○公園・緑地やレクリエーション施設の整備が必要		
○地域が主体となった公園の維持管理が必要		
○上下水道の長寿命化及び耐震化や安定した上水の供給確保等が必要		
○公共施設の維持管理や長寿命化を図ることが必要		
○南北道路軸の強化や広域道路との連携強化が必要		
○伊勢湾岸自動車道弥富木曾岬ICや名古屋第3環状線へのアクセス強化が必要	【目標2】 広域交通のポテンシャルを活かした活力と交流のまちづくり	交流
○若者が定着する働く場づくりが必要		
○若者の定住環境づくりが必要	【目標3】 水と緑と田園が織りなす自然豊かなまちづくり	活力
○既存住宅地の環境保全や住宅地の拡大が必要		
○魅力ある商業地の形成と町の玄関口づくりが必要		
○立地ポテンシャルを活かした工業地の形成が必要		
○木曾岬干拓地の都市的土地利用の早期実現が必要		
○水質の浄化と河川環境整備の推進が必要		
○河川の親水・親緑空間や親水景観の保全・整備が必要	【目標3】 水と緑と田園が織りなす自然豊かなまちづくり	環境
○公園・緑地やレクリエーション施設の整備が必要		
○良好な生活環境の維持や優良農地の保全が必要		
○桜並木を活かした景観保全や農業景観の継承・保全が必要		
○輪中の風土・景観の保全が必要	【目標3】 水と緑と田園が織りなす自然豊かなまちづくり	景観

(2) まちづくりの理念と目標

木曾岬町第5次総合計画の理念と本町のまちづくりの課題と方向性を踏まえ、まちづくりの基本理念を以下のとおりとします。

<木曾岬町のまちづくりの理念>
～安全・安心な暮らしを守り きずなを深め 活力ある都市と豊かな自然が共生するまち～

(参考：木曾岬町第5次総合計画の基本理念と将来像)

「暮らしを守り 豊かな心と活力を育む きずな深めるまち」

目標1：安全・安心・快適に暮らせるまちづくり

水を治める努力により、輪中の町を築きあげてきた祖先の意志を継承し、町の人々が助け合い、災害に強く安全・安心で、快適に暮らせるまちづくりを進めます。

《安全・安心》

- ◆ 自主防災組織の活動の強化や避難訓練などのソフト事業の推進と行政、企業、町民等が連携する防災体制の強化
- ◆ 輪中堤防の機能強化、津波避難タワーや水防センター、避難所の整備等による地震や津波、洪水に強いまちづくりの推進
- ◆ 地域の防災およびコミュニティの拠点となる複合型施設の充実・活用
- ◆ 安全な歩行空間の整備・維持の推進

《快適》

- ◆ 町民の日常の買い物の利便性を高める商業拠点の充実
- ◆ 町民が相互に生活を支え合い、きずなを深めることができる役場周辺でのコミュニティ拠点の形成・強化
- ◆ 県道木曾岬弥富停車場線及び主要町道等による道路ネットワークの整備・充実
- ◆ クルマに頼らなくても誰でも安心して利用できる公共交通の充実
- ◆ 安定した上水の供給や下水道の維持・保全のための耐震化、長寿命化等の推進
- ◆ 公園・緑地やレクリエーション施設、既存公共施設の維持・管理・利用促進

目標2：広域交通のポテンシャルを活かした活力と交流のまちづくり

伊勢湾岸自動車道や国道23号などの広域道路ネットワークや、木曾岬干拓地が本町の発展の可能性を高めています。そのため、これらポテンシャルを活かした活力と交流が溢れたまちづくりを進めます。

《交流》

- ◆伊勢湾岸自動車道弥富木曾岬IC、名古屋第3環状線及び国道23号と町内の道路ネットワークの連携強化
- ◆南北軸となる県道木曾岬弥富停車場線バイパスの整備促進

《活力》

- ◆若者が定住したくなる既存住宅地の居住環境の維持・改善と、新たな住宅地の整備の促進
- ◆町内の若者が町内で働く場の創出
- ◆木曾岬干拓地の産業拠点・新エネルギー拠点等としての活用
- ◆町の顔としての中央玄関口の形成と魅力ある商業地の形成
- ◆工業地の拡大・整備の推進

目標3：水と緑と田園が織りなす自然豊かなまちづくり

伊勢湾、木曾川、鍋田川に囲まれた、水と緑と田園が織りなす自然豊かなまちづくりを進めます。

《環境》

- ◆河川の水質浄化と環境整備の推進
- ◆木曾川、鍋田川、中央幹線排水路の親水・親緑化による水と緑に親しむまちづくりの促進
- ◆町民の身近な憩いの場としての公園・広場等の整備・充実
- ◆コンパクトな市街地と調和した農業環境の保全と農業の振興

《景観》

- ◆豊かな田園地域の自然と輪中の風土景観の保全と継承
- ◆桜並木などの良好な景観を保全し、魅力的な環境の形成

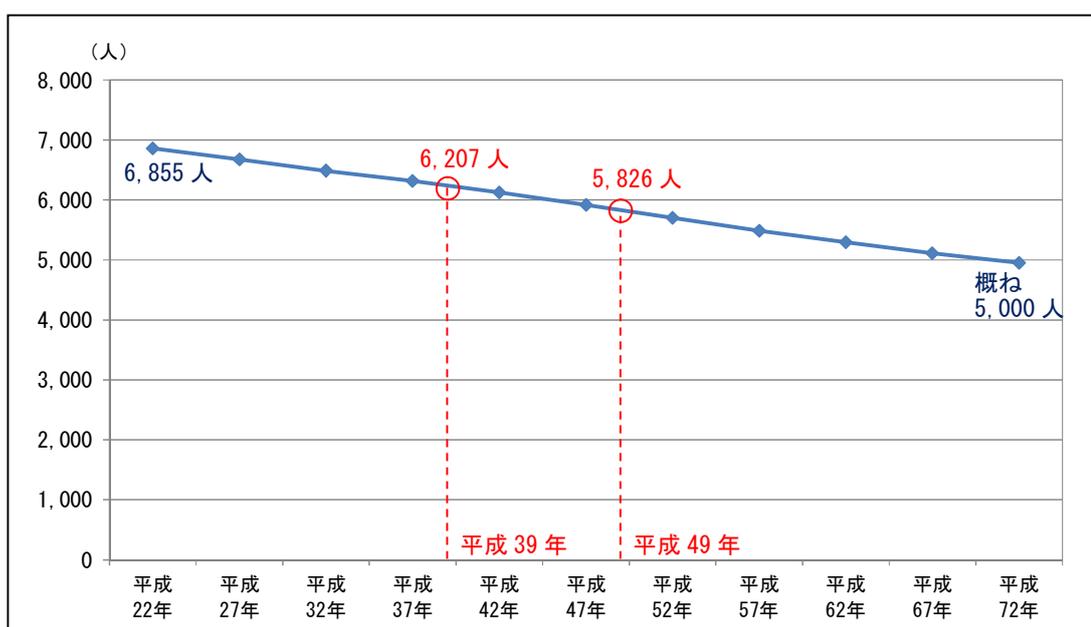
6-2 将来フレーム

将来フレームの目標年次は、計画の目標年次と整合させ、平成49年（2025年）とします。
なお、中間年を平成39年とします。

(1) 人口フレーム

人口フレームは平成28年3月に策定された人口ビジョンに準拠することとします。人口ビジョンの将来の目標人口は、社会減への対策を長期にわたり実施し、結婚・子育てのタイミングでの転出の抑制と町外からの転入を促進するシミュレーションに基づき設定され、平成72年（2060年）の総人口を概ね5,000人としています。

これに対し、平成49年（2025年）の人口を平成22年と平成72年の直線回帰より求めると約5,800人となり、中間年の平成39年時点では、約6,200人となります。



■人口ビジョンにおける目標人口

平成39年：概ね6,200人

平成49年：概ね5,800人

(2) 土地利用フレーム

① 住宅地フレーム

本町の将来人口は、減少することが予想されていますが、多様な生活スタイルが進む中、世帯数が増加することや、各種事業の推進により新たな居住者の流入等が見込まれるため、住宅地の拡大整備が必要となります。

昭和60年から平成27年の国勢調査の世帯数より、平成39年を推計すると、世帯数は2,358世帯となります。この結果より、市街化区域内の未利用地を除く区域に、約5.7haの住居系拡大市街地が必要となります。

住居系拡大市街地（平成39年時点）：約5.7ha

② 工業用地フレーム

工業振興に向け、本町で今後新たに工業地の拡大が必要となります。

昭和60年から平成26年までの製造品出荷額等の推移より、平成39年時点の製造品出荷額を推計すると、48,488百万円となります。この結果より市街化区域内の未利用地を除く区域に、約5.5haの工業系拡大市街地が必要となります。

工業系拡大市街地（平成39年時点）：約5.5ha

【参考】

三重県の都市計画区域マスタープラン(桑名都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)における人口推計及び土地利用フレームと、本都市計画マスタープランによる推計は、算出の年次と手法が異なっています。

6-3 将来都市像

(1) 将来都市構造の基本的考え方と構成要素

本町の将来都市構造を「エリア」、「軸」、「拠点」で表現し、各々の持つ役割を他分野の施策と連携を図りながら充実させ、まちづくりの目標に掲げた『安全・安心な暮らしを守り ぎずなを深め 活力ある都市と豊かな自然が共生するまち』の実現を目指します。

(2) エリア

エリアは、既成市街地を中心とした「住居エリア」、「商業エリア」、「工業エリア」とそれらを取り囲む「農業エリア」及び、町南側の「開発・構想エリア」、更に木曾川及び鍋田川の「水辺エリア」に大きく区分し、各エリアにおける土地利用の基本的な方向を示します。

① 住居エリア

既成市街地内の住宅団地の保全や未利用の住宅地の再整備と活用を図るとともに、既存住宅地と連坦する地区において、新たに住宅地の確保を図ります。また、生活道路や防災機能等を備えた小規模な公園を充実させるとともに、空き家・空き地の管理を進め、良好な居住環境を形成します。

② 商業エリア

国道23号と県道木曾岬弥富停車場線の交差点周辺において、既存の商業集積を活用しつつ魅力的な商業地の形成を図ります。

③ 工業エリア

国道23号沿道や鍋田川沿岸等における既存工業地の再生と未利用地への工業立地を促進するとともに、その周辺地区に工業エリアの拡大を図ります。

④ 農業エリア

無秩序な農地転用を抑制し、農業環境の維持保全を図るとともに、現在の既存の住宅地と連なる地区においては、新たな住宅地の整備を検討します。

⑤ 開発・構想エリア

木曾岬干拓地土地利用計画の実現に向けて関係機関と協働し整備を進めます。伊勢湾岸自動車道北側は、公的土地利用がされているわんぱく原っぱを中心に、将来的には工業系を主体とした産業機能を誘導し、都市的土地利用を図ります。また、伊勢湾岸自動車道南側では、新エネルギーランドとしてメガソーラー事業を推進します。さらに以南のエリアについては、将来的な都市的土地利用を見据え、新たな産業活動の場として活用を図り、エリア一体が本町の活力を牽引する整備を推進します。

⑥ 水辺エリア

木曾川及び鍋田川等の水域は、防災機能の強化に努めるとともに、水質の浄化及び自然豊かな水辺空間の保全と親水空間の整備に努めます。

(3) 拠点

拠点は、町民の日常的な生活の利便性を高める「コミュニティ拠点」、「地域商業拠点」、「広域レクリエーション拠点」と、町の活性化を促す「中央玄関口」、「産業拠点」を配置します。

① コミュニティ拠点

町役場を中心に小学校、郵便局等の公共公益施設が集積していることから、本町のコミュニティ及び防災の中心地として、複合型施設を中心に行政サービス機能の充実と防災機能のさらなる強化に努めるとともに、町民のコミュニティの拠点となるよう賑わい創出を図っていきます。

② 地域商業拠点

町民の身近な買い物拠点として、既存の商業機能を活かし、商業及びサービス機能の充実を図ります。また、商業施設を誘致し、魅力ある商業集積を図ります。

③ 広域レクリエーション拠点

広域的なレクリエーションの交流拠点として、既存のグルービーパーク木曾川の維持・保全を図ります。

④ 中央玄関口

本町中心部の国道23号と県道木曾岬弥富停車場線バイパスの交差点部に、玄関口にふさわしい市街地環境を形成します。また、木曾岬干拓地の拠点化を見据え、交通の結節点として人々が交流する場の形成を図ります。

⑤ 産業拠点

木曾岬干拓地の伊勢湾岸自動車道北側は、広域交通へのアクセス利便性を活かし、将来的には工業系を主体とした産業機能の誘導を行います。

(4) 軸

軸は、道路を骨格とする「交通軸」と、河川を骨格とする「環境軸」で構成します。

① 交通軸

<広域交通軸>

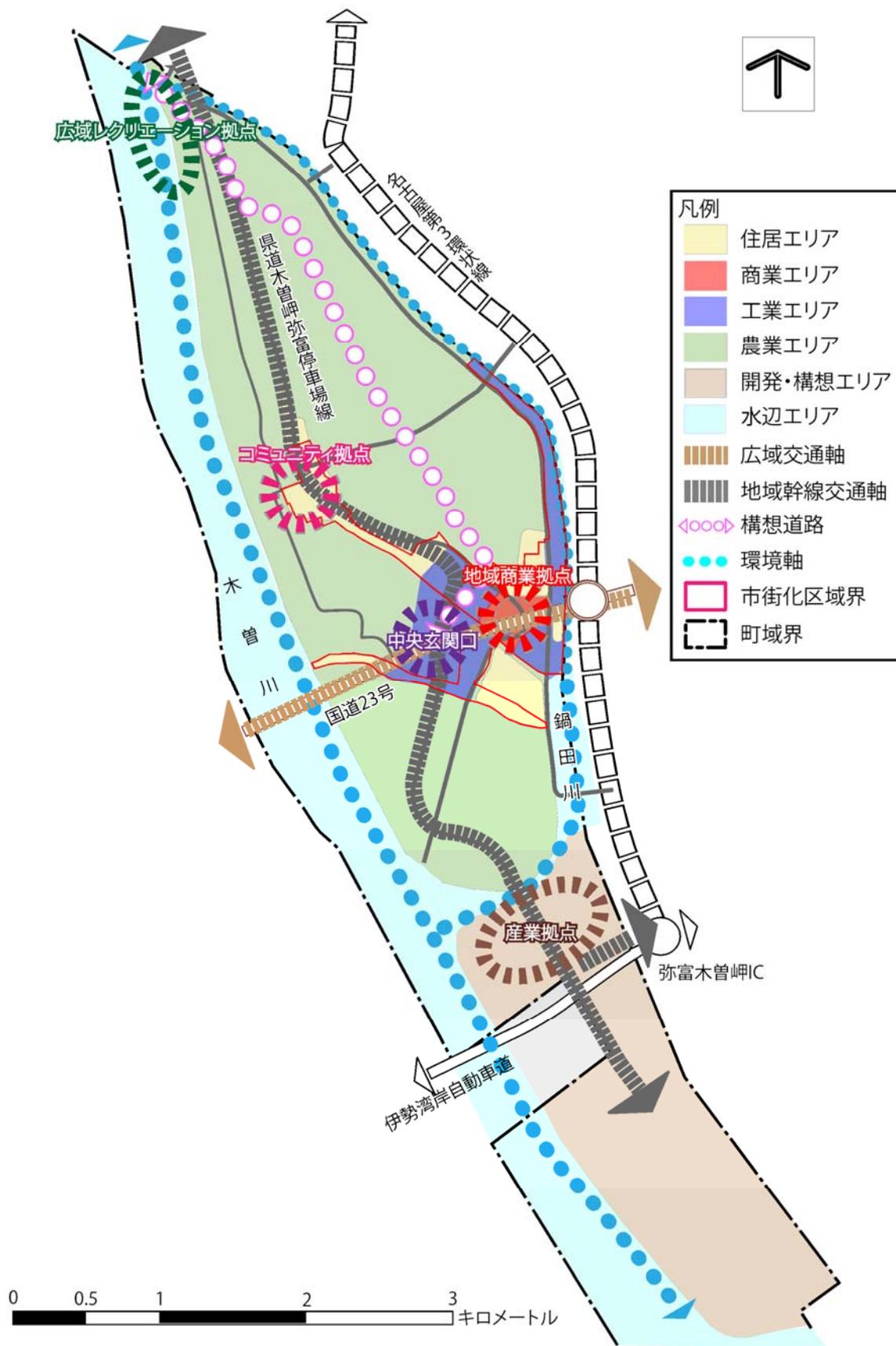
国道23号は、本町を東西に横断し、桑名市と弥富市を連絡する広域幹線道路であることから、広域交通軸として位置づけます。

<地域幹線交通軸>

県道木曾岬弥富停車場線及びバイパスは、本町を南北に縦断し、北端のグルービーパーク木曾川からコミュニティ拠点、中央玄関口、木曾岬干拓地及び伊勢湾岸自動車道弥富木曾岬ICなど、各拠点を連絡する地域幹線道路であることから地域幹線交通軸として位置づけます。

② 環境軸

本町を取り巻く木曾川河口の雄大な水辺と鍋田川の親しみやすい水辺を環状の軸として、景観や水辺空間の保全を図ります。



■将来都市構造図

6-4 分野別まちづくりの方針

6-4-1 土地利用

(1) 基本的な考え方

① コンパクトな市街地の形成

町の将来人口の減少が想定されますが、今後の町の活力や町民生活のサービス向上等のためには、町内の若者や町外からの転入者の増加を図るための住宅地の整備や地域サービスを提供する商業機能の充実等が必要となってきます。

しかし、大規模な都市的開発は、優良な農業地域を形成してきた本町の歴史や環境に反するものであり、本町の農業環境や自然環境と調和を図った都市環境の充実が望まれます。

そのため、今後も農業や自然環境と調整を図りながら、住宅地、商業地、工業地等を確保しつつ、コンパクトな市街地の形成を図ります。

② 防災機能の強化

木曾川、鍋田川、伊勢湾に囲まれた輪中の町であることから、高潮対策や地震津波対策を強化するとともに、市街地や集落地に避難拠点や避難路の整備・充実を図ります。

③ 豊かな農地の保全と振興

本町は、木曾川や鍋田川に囲まれた輪中地帯の豊かな農業地域として発展してきました。その歴史と環境を受け継ぎ、農業の維持・発展を図るために、都市的土地利用との調整を図りながら、今後も豊かな農地の保全を図ります。

④ 木曾岬干拓地の都市的土地利用の促進

木曾岬干拓地は、関係機関と連携し、自然環境や生態系に配慮しつつ都市的土地利用を促進していきます。

(2) 方針

① 市街地

既存の市街地を中心に次の土地利用の誘導を図ります。

<一般住宅地>

国道23号沿道の市街化区域においてコンパクトで拠点的な市街地の形成を図ります。また、良好な市街地の形成に向け、用途地域の見直しや地区計画の導入などにより、住工混在の解消や快適で安全な居住環境の形成を図ります。

<新たな住居系市街地誘導ゾーン>

これまでに開発された住宅団地などは、今後も低層住宅地として良好な環境の維持に努めるとともに、既存の住宅地と連なる地区において地域内外の交流による活性化に向けて、新たな住宅地の整備を検討します。

＜コミュニティゾーン＞

町役場を中心に小学校、郵便局等の公共公益施設が集積する地区に、本町のコミュニティの中心地となるコミュニティサービスや行政サービス施設の誘導・充実を図ります。また、庁舎機能と合せて、防災、子育て・生涯教育機能等を兼ね備えた複合型施設の利活用を促進します。

＜商業ゾーン＞

既存の商業機能の集積する国道 23 号と県道木曾岬弥富停車場線交差部周辺に、町民生活の利便性向上及び地域経済の活性化に向けた商業地の配置・誘導を図ります。

＜工業ゾーン＞

鍋田川右岸及び国道 23 号と県道木曾岬弥富停車場線バイパス交差部周辺の既存工業地の維持・振興に努めるとともに、残存する工業用地の活用に向けた企業誘致を図ります。

＜新たな産業振興誘導ゾーン＞

立地ポテンシャルを活かし、本町中心部に新たな交流・産業地を配置し、活力ある市街地の形成を図ります。

② 農業ゾーン

開発規制と開発指導により無秩序な開発を抑制しつつ、現行の優良な農業地は今後とも保全していくとともに、地域の実情に応じて農業集落地や住宅地の維持・保全を図ります。

③ 産業誘導ゾーン（北側）

伊勢湾岸自動車道北側においては、建設発生土ストックヤード及びわんぱく原っぱとして活用されている現状を鑑み、安全性や交通利便性といった本ゾーンが有するポテンシャルの有効活用に向け、工業系を主体とした都市的土地利用を関係機関とともに検討していきます。

④ 新エネルギーゾーン

メガソーラー事業を契機として、再生可能エネルギー等の環境に配慮した産業機能としての維持・活用を図ります。

⑤ 産業誘導ゾーン（南側）

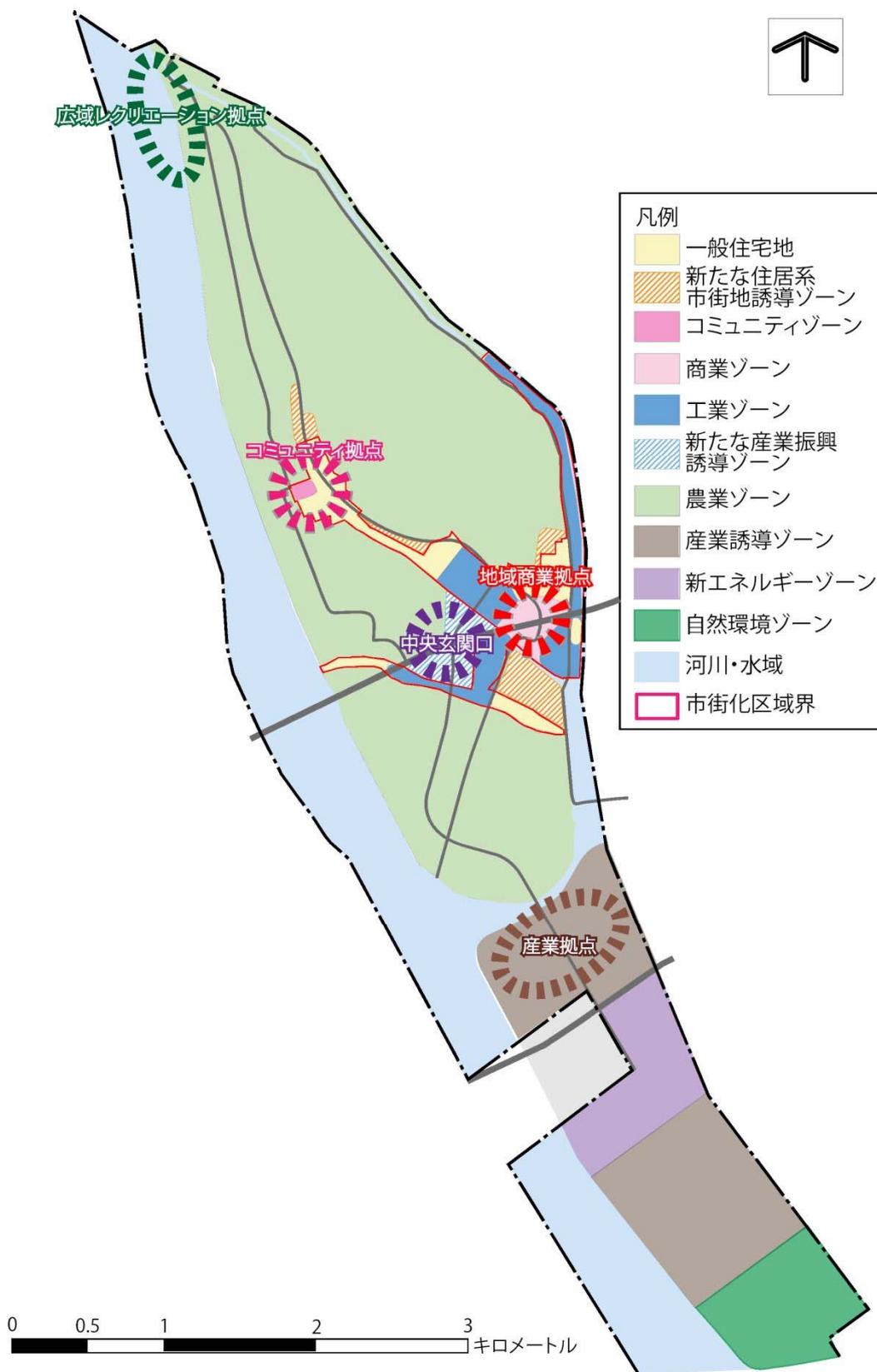
新エネルギーゾーン南側については、将来的には産業活動の場としての活用を見据え、段階的な都市的土地利用を促進します。なお、これらの整備にあたっては、自然環境や生態系に配慮します。

⑥ 自然環境ゾーン

木曾岬干拓地の最南端の地域は、自然が感じられる空間として、自然環境を保全していきます。

⑦ 河川・水域

木曾川及び鍋田川等の水域は、防災機能の強化に努めるとともに、水質の浄化及び自然豊かな水辺空間の保全と親水施設の整備に努めます。



■土地利用方針図

6-4-2 市街地整備

(1) 基本的な考え方

定住の促進や産業振興、良好な生活環境の維持など、総合的な観点で計画的な土地利用を促進し、快適に暮らすことができる市街地の形成を目指します。また、町民に身近な公園や水辺空間の整備、桜並木などの景観の保全など、潤いと魅力が感じられるまちづくりを進めます。

(2) 方針

① コンパクトな市街地の形成

優良な農業地域を形成してきた本町の歴史や環境を踏まえ、計画的な土地利用誘導による農業環境や自然環境と調和したコンパクトな市街地の形成を図ります。

② 良好な市街地の形成

住宅団地開発で整備された低層住宅地での緑化の促進等による居住環境の向上を図るとともに、住宅団地開発以外で形成されてきた既存住宅市街地内では、住工混在等が見受けられることから、用途混在の解消等により、快適で安全な居住環境の形成を図ります。

また、新たに拡大を図る住居系及び工業系市街地については、計画的な市街地の形成を図ります。

なお、今後発生が想定される空き家や空き地対策を進め、良好な市街地形成を図ります。

6-4-3 交通体系

(1) 基本的な考え方

本町の骨格をなす県道木曾岬弥富停車場線をはじめ、地域の生活を支える生活幹線道路の整備・充実を図り、コミュニティ拠点、地域商業拠点、中央玄関口、広域レクリエーション拠点等の拠点や工業地、あるいは主要な集落地等を相互に結ぶ幹線道路ネットワークの形成を図ります。なお、これらの幹線道路ネットワークは、歩行者の安全性を高めるため、歩道の整備や狭あい部の解消等を図ります。

また、通勤通学や高齢化社会の中で重要な交通手段となっている自主運行バスは更なる充実や町民と一体となった利用促進を図ります。

(2) 方針

① 道路

本町の道路は、次の機能を有する道路により構成するものとします。

主要幹線道路	都市間交通や通過交通等の比較的長いトリップの交通を大量に処理するため、高水準の規格を備え高い交通量を有する道路
幹線道路	主要幹線道路及び主要交通発生源等を有機的に結び、都市内の骨格を形成し比較的高水準の規格を備えた道路
生活幹線道路	沿道宅地へのサービスを目的とし、日常生活に密着した道路

以上のネットワークを形成する幹線道路は次のものを配置します。

<主要幹線道路>

愛知県豊橋市から三重県伊勢市へ至る国道23号は、本町のほぼ中央部を東西に横断していますが、県道木曾岬弥富停車場線及び同バイパスとの接続を維持します。

また、沿道のまちづくりに合わせて、沿道環境の快適性を維持します。

<幹線道路>

○県道木曾岬弥富停車場線及びバイパス

本町の中心を南北に縦断する幹線道路として、県道木曾岬弥富停車場線は、適切な維持管理を図るとともに、県道木曾岬弥富停車場線バイパスは、国道23号以北の未整備区間の解消に向け、整備を促進します。

○伊勢湾岸自動車道弥富木曾岬 IC へのアクセス道路

木曾岬干拓地のアクセス利便性を高めるために、木曾岬干拓地の事業進捗を踏まえ、広域道路ネットワークに資する県道木曾岬弥富停車場線バイパスから伊勢湾岸自動車道弥富木曾岬 IC へのアクセス道路の整備については、愛知県及び隣接市と十分に調整を図りながら、整備の実現に向け三重県に対して働きかけを行います。

<構想道路>

南北連携の強化のため構想道路を位置づけ、整備の実現に向け、三重県に対して働きかけを行います。

<生活幹線道路>

地域の生活幹線道路として、次の路線を位置づけ、その維持・改良等を図ります。

○名古屋第3環状線へのアクセス道路

本町から名古屋第3環状線へのアクセス向上を図るため、名古屋第3環状線の進捗との整合や、弥富市との調整を図りつつ、名古屋第3環状線へのアクセス道路の整備を検討します。

○町道源緑・中和泉線

町道源緑・中和泉線（旧県道木曾岬弥富停車場線の国道23号以南）は、南部地域の南北軸となる生活道路として、維持・改良を図ります。

○町道鍋田川線

地域の東側の南北軸となる生活幹線道路として、適正な維持管理に努めます。また、良好な沿道景観の維持のため、適切に桜並木の保全を図ります。

○町道川西幹線

西側の南北軸となる生活幹線道路として、適正な維持管理に努めます。

○町道西対海地・和泉線

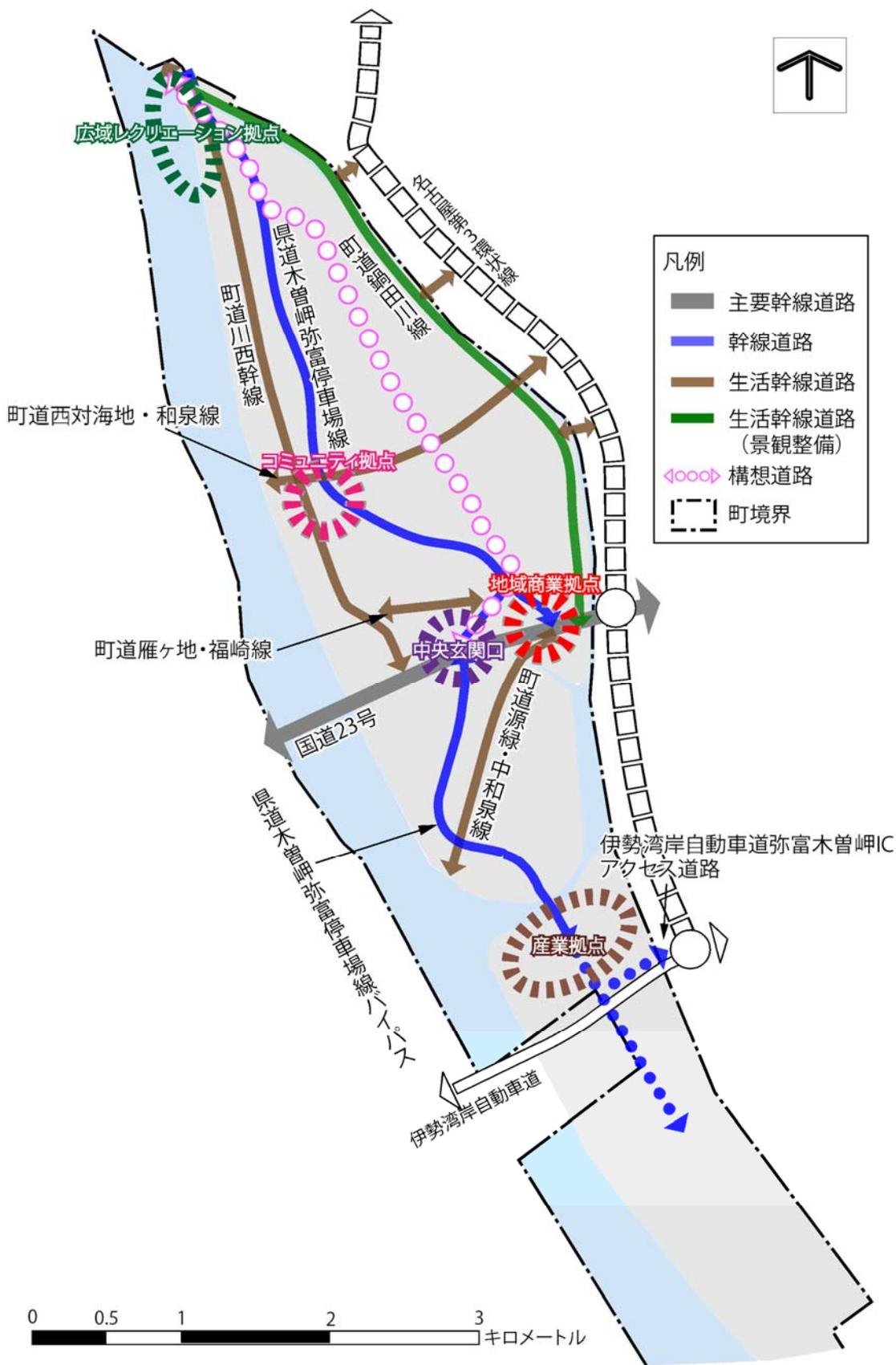
町北部の東西軸となる生活幹線道路として、適正な維持管理に努めます。

○町道雁ヶ地・福崎線

県道木曾岬停車場線と町道川西幹線を結ぶ東西軸となる生活幹線道路として、着実な整備を進め、供用開始後は適切な維持管理に努めます。

② 公共交通

自主運行バスは現在、中央線と源緑見入線の2系統が運行され、町民の日常的な交通手段となっています。これら路線の維持・活性化に努めるとともに、町内の主要施設や鉄道最寄り駅などへのアクセスの利便性のさらなる向上を目指し、ニーズに即したダイヤの見直しやバス停等の整備を図ります。また、町民のバス利用の促進に向け、利用促進策を検討します。



■道路網整備方針図

6-4-4 公園・緑地

(1) 基本的な考え方

既存のグルービーパーク木曾川をはじめとした木曾川及び鍋田川河川敷の公園・緑地の保全や市街地内及びその隣接地の身近な公園等の管理促進を図るとともに、緑化の推進を図ります。

(2) 方針

① 身近な公園等の維持・管理

身近な公園や桜並木、親緑空間等について、住民と行政が一体となって維持・管理を進めます。

② 水辺空間の管理と活用

弘法池、中央幹線排水路沿線の遊歩道などの親水空間の整備と適正な管理を行うとともに、グルービーパーク木曾川は広域的なレクリエーション拠点として適正な管理及び利用促進を図ります。

③ 緑化の推進

公共施設において率先して緑化を進めるとともに、住宅や事業所における生垣づくりや、壁面等の緑化など、民有地での積極的な緑化を促進します。

6-4-5 景観・環境

(1) 基本的な考え方

本町は、輪中地帯の純農村として、堤防上の農業集落と、輪中の平坦な水田農耕地帯で形成される輪中集落の特徴ある景観をなしています。一方で、視界を遮る自動車道路や幹線道路の整備、工場や住宅団地等の整備により、過去からの田園景観は大きく変わりつつあります。

これらの都市的景観が従来の田園景観に調和するよう、うるおいある景観づくりの推進と環境美化の促進に努めます。

(2) 方針

① うるおいある景観づくりの推進

市街地では、住宅地・商業地・工業地が配置されることから、それぞれの境界部分での緑化や建物や壁・屋上等の緑化の推進により緑の多い空間の確保を図ります。また、建築物や工作物、広告・看板・サイン等の形態や色彩に関する規制・誘導等により良好な市街地景観の形成を図るものとします。

農業ゾーンでは、樹木等の保全を図るとともに水田景観と調和する景観の形成の誘導を図ります。また、鍋田川や中央幹線排水路の水質浄化、身近に水と緑を感じられる親水空間を確保、美しい農業景観などの保全と継承を図ります。

② 環境美化の促進

広域におけるごみ処理施設の適切な維持・管理を図るとともに、町内における資源ごみの回収拠点の整備検討を行います。また、地域における清掃活動など、環境美化活動を推進します。

6-4-6 その他の都市施設

上下水道

(1) 基本的な考え方

上水道の安定的な供給と地震災害等に対して水道施設の減災を図るために配水管の整備と災害対策の推進を図ります。

下水道施設の効率的な維持管理の推進及び下水道事業の健全化を目指します。

(2) 方針

<上水道>

安全な水の安定的な供給を図ります。また、地震災害等に対応して、配水タンクの維持管理、老朽配水管の更新を図るとともに、主要管路の耐震化、耐震性貯水槽や配水タンク等の維持管理等を推進します。

<下水道>

処理場や管路など下水道施設の耐震補強工事、長寿命化工事の実施等の予防保全的な維持管理を進め、施設の延命化を図ります。

公共施設

(1) 基本的な考え方

町役場を核とした複合型施設は、行政、教育・文化、子育て、福祉、防災の機能と避難所を兼ね合わせた中心施設として、利活用を促進し、町民のコミュニティの拠点とします。なお、施設の整備や維持管理にあたっては、公共施設等総合管理計画と整合を図り進めます。

6-4-7 防災

(1) 基本的な考え方

本町は、海拔ゼロメートル地帯であり、かつ地盤沈下地帯であるという自然条件下にあります。また、津波浸水予測では、町域のほぼ全域が津波浸水想定区域となっており、2 mから高い所では4 m以上の浸水が想定されています。

このように本町は、地震・津波リスクが高い区域ですが、居住系、公共系施設の移転等の可能な区域が少なく、現位置において居住等を継続する必要があることから「三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針（平成28年8月三重県）」に基づく「現状維持型シナリオ」により、安全・安心なまちづくりの実現を目指し、生活インフラの整備・改善や災害に強いまちづくりを進めます。

(2) 方針

① 防災基盤の整備

<堤防・排水機場等の整備>

輪中堤防の耐震補強などの堤防の液状化対策や排水機場の補修・更新、排水路の整備・更新を推進します。また、道路・橋梁、上下水道等の耐震化等を図るとともに、高潮や津波被害を防止するため防災機能の強化や、豪雨対策のための湛水防除事業を推進します。

さらに、住宅等の建築物の耐震化や建物の建替え・宅地造成にあわせた十分な盛土の促進を図ります。

<防災拠点・避難路の整備>

防災拠点機能を備えた庁舎等の複合型公共施設の利活用を促進します。

また、防災機能の強化に向け、河川防災ステーションの整備促進を図るとともに、ステーション内に水防センターを整備します。

さらに、地震による津波被害に対応するため津波避難タワーの整備を推進するとともに、一時避難場所の機能強化、公共施設の防災拠点としての強化、防災備蓄の充実を図ります。

これら施設及び公園、緑地、学校等と避難道路となる幹線道路や緑道を有機的にネットワーク化します。

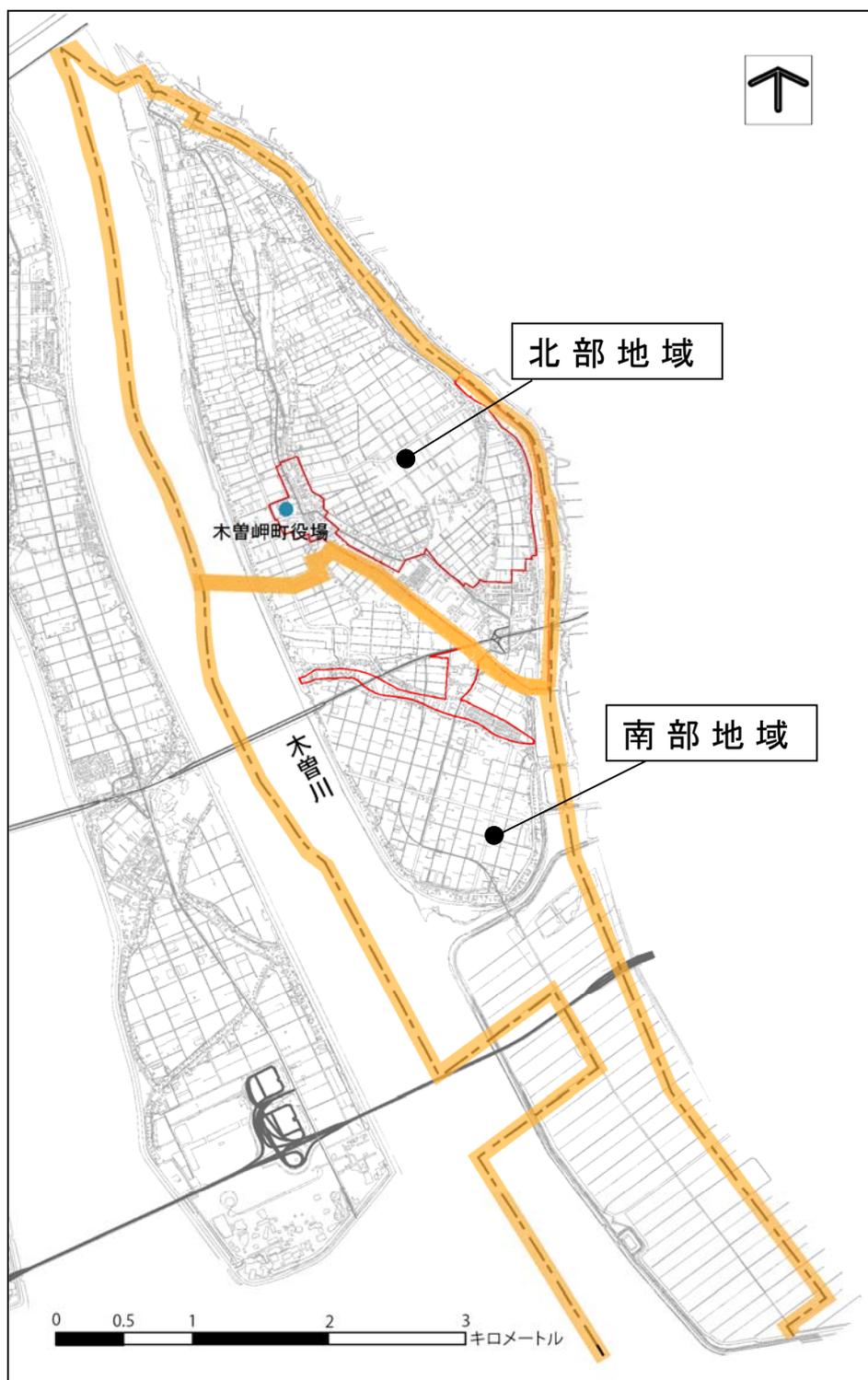
② 防災体制の強化等

南海トラフ地震に備えるために、国・県の動向を踏まえて、実効性の高い地域防災計画の策定とその推進を図ります。また、地域における消防力の強化や消防救急体制の強化、自主防災組織の創設、家庭における災害への備え等を促します。

第7章 地域別構想

7-1 地域の設定

地域別構想の地域設定は、現行の都市計画マスタープランにおける地域設定の考え方を踏まえつつ、地形地物や分団、地域としての一体性を考慮し、以下に示す2地域とします。



■地域設定図

7-2 北部地域

7-2-1 地域の概況

本地域は、県道木曾岬弥富停車場線が地域のほぼ中央を南北に縦断しており、その沿道に町役場や中心商業地を有する市街地が形成されています。

地域の南端を国道23号が東西に横断しており、県道木曾岬弥富停車場線と交差しています。

地域の北端の木曾川河川敷には、都市計画公園であるグルービーパーク木曾川があり、町民等のレクリエーションの場として活用されています。



■北部地域概況図

7-2-2 地域の特性

(1) 人口

○人口は、5,031人で、そのうち55.6%にあたる2,796人が、地域全体の10.3%の面積の市街化区域に居住しており、市街化区域内の人口密度は34.5人/haとなっています。

(2) 土地利用等

①土地利用状況

- 水田を中心とした農地(40.7%)が多くを占めています。
- 宅地は、住居系が7.9%で市街化区域を中心に、商業系が国道23号周辺及び町役場周辺に分布し、工業系が4.4%で国道23号沿道及び鍋田川沿いに分布しています。

②法適用状況

<区域区分・用途地域等>

○都市計画区域(782.7ha)のうち10.3%(81.0ha)が市街化区域で、市街化区域のうち44.6%が工業地域に、15.1%が近隣商業地域に、40.3%が住居系用途地域に指定されています。

<農業振興地域>

○市街化調整区域のほぼ全域が農業振興地域に指定されています。

<自然公園等>

- 地域全体が自然公園法による自然公園地域となっています。
- 一級河川木曾川及び鍋田川は、いずれも河川法に基づく河川区域及び河川保全区域となっています。

(3) 交通**①道路**

- 国道 23 号及び県道木曾岬弥富停車場線が、東西及び南北に通っています。
- 地域の生活道路として、地域内を縦横に町道が配置されています。

②公共交通

- 鉄道が無く、本地域から弥富駅へ自主運行バスが 2 路線、毎日 1 路線は 16 往復、もう 1 路線は 7 往復しています。

(4) 都市施設**①公園・緑地**

- 26 箇所（計 11,891 m²）整備されており、市街化区域内に集中しています。このうち都市計画公園は、北部の市街化調整区域内にある「グルービーパーク木曾川」（54,000 m²）のみです。

②下水道等

- 町内全域において、下水道（市街地：公共下水道事業、市街化調整区域：農業集落排水事業）の整備が行われています。

③公共公益施設

- 役場機能、文化資料館、保健センター等を集約するほか、防災拠点ともなる「木曾岬町複合型施設」が平成 28 年度に一部供用開始され、平成 29 年度に全体が供用される予定です。
- その他、福祉センター、木曾岬郵便局、北部公民館、東部公民館、中部幼稚園・中部保育園、小学校及び中学校等が立地しています。

(5) 市街地整備等の状況**①開発動向**

- 23 箇所（35.3ha）の開発行為のうち、22 箇所は市街化区域内で整備されています。また、「鍋田川工業団地」（10.0ha）、「見入辰高団地」（6.5ha）以外は小規模で、半数以上の 16 箇所が 1.0ha 以下の開発となっています。

②市街化区域内未利用地

- 市街化区域内には、市街化区域（81.0ha）の 7.9%（6.4ha）の未利用地が残っています。

(6) 防災等の状況**①津波浸水予測**

- 津波浸水予測はほぼ全ての地域で 3m 以上と予測されています。

②防災機能

- 避難所に指定されている施設が多く立地しています。
- 自主防災組織の活動や避難訓練などの防災事業への取り組みがなされています。

7-2-3 地域の課題

本地域の特性や全体構想を踏まえ、本地域の課題を以下のとおり整理します。

区 分	まちづくりの課題
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ○定住促進や産業振興、良好な生活環境の維持や輪中集落及び優良農地の保全など、計画的な土地利用の推進を図ることが必要
市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> ○安全で快適な居住環境の維持・形成が必要 ○現市街化区域隣接地での住宅地の拡大・整備の検討が必要 ○既存商業施設の魅力の向上による活性化が必要 ○工業振興に向け、既存企業の町内での操業の継続及び更新を図ることが必要
都市施設整備	<ul style="list-style-type: none"> <道路> ○県道木曾岬弥富停車場線の整備促進が必要 ○名古屋第3環状線などの関係事業の進捗を踏まえ、名古屋第3環状線へのアクセス道路の整備促進が必要 ○町道の安全施設整備などの安全対策を引き続き進めるとともに、維持管理や橋梁の長寿命化等を推進することが必要 <公共交通> ○自主運行バスの利用者確保、利用実態を踏まえた最適な運営形態の検討等が必要 ○自主運行バスの様々な利用促進策の展開、バス運行を町民全体で支える機運の向上が必要 <公園・緑地> ○住民が主体となり、その意向に沿った公園や緑地の整備・維持管理を推進することが必要 <その他の都市施設> ○複合型施設を町民のコミュニティ拠点・防災拠点として整備・活用することが必要 ○公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の整備や維持管理の促進が必要 ○排水施設の適正な維持管理や機能の強化、長寿命化等を図ることが必要 ○安定した上水の供給確保や老朽配水管の更新、主要管路の耐震化等の計画・整備を推進することが必要 ○下水道の長寿命化、適切な維持・管理、災害に備えた下水道施設の整備を推進していくことが必要
景観・環境	<ul style="list-style-type: none"> ○桜並木などの良好な景観を保全し、魅力的な環境を形成することが必要 ○木曾川の水質浄化や河川環境の整備・保全を図ることが必要 ○輪中景観の保全・形成や環境美化に配慮したまちづくりの推進が必要
防災	<ul style="list-style-type: none"> ○津波避難タワーや防災ステーション、避難所、避難路などの防災基盤の機能強化が必要 ○緊急避難所の防災機能の強化及び避難路の有機的ネットワーク強化が必要 ○高潮対策や地震・津波対策に向け、木曾川、鍋田川の堤防の機能強化が必要 ○自主防災組織の活動強化や避難訓練などのソフト事業の推進に加え防災体制の強化を図ることが必要

7-2-4 まちづくりの方針

(1) まちづくりの目標

北部地域の特性及び課題を踏まえ、まちづくりの目標を以下のとおりとします。

<北部地域のまちづくりの理念>
～町の核となる市街地と田園が融合した、安全・安心・快適な暮らしのまちの創造～

- **目標1：安全・安心・快適に暮らせるまちづくり**
- **目標2：広域交通のポテンシャルを活かした活力あるまちづくり**
- **目標3：水と緑と田園が織りなす自然豊かなまちづくり**

(2) まちづくりの方針

① 土地利用の方針

<一般住宅地>

これまでに開発された住宅団地などは、低層住宅地として良好な環境の維持に努めます。また、その他の住宅地においては、良好な住環境の形成に向け、用途地域の見直しや地区計画の導入などにより、住工混在の解消や快適で安全な居住環境の形成を図ります。

<新たな住居系市街地誘導ゾーン>

既存の住宅地と連なる地区において、新たな住宅地の整備を検討します。

<コミュニティゾーン>

町役場を中心に小学校、郵便局等の公共公益施設が集積する地区に、本町のコミュニティの中心地となるコミュニティサービスや行政サービス施設の誘導・充実を図ります。また、庁舎機能と合せて、防災、子育て・生涯教育機能等を兼ね備えた複合型施設の利活用を促進します。

<商業ゾーン>

既存の商業機能の集積する国道23号と県道木曾岬弥富停車場線交差部周辺に、町民生活の利便性向上及び地域経済の活性化に向けた商業地の配置・誘導を図ります。

<工業ゾーン>

鍋田川右岸及び国道23号と県道木曾岬弥富停車場線バイパス交差部周辺の既存工業地の維持・振興に努めるとともに、残存する工業用地の活用に向けた企業誘致を図ります。

<農業ゾーン>

開発規制と開発指導により無秩序な開発を抑制しつつ、現行の優良な農業地は今後とも保全していくとともに、地域の実情に応じて農業集落地や住宅地の維持・保全を図ります。

<河川・水域>

木曾川及び鍋田川等の水域は、防災機能の強化に努めるとともに、水質の浄化及び自然豊かな水辺空間の保全と親水施設の整備に努めます。

②市街地整備の方針

<コンパクトな市街地の形成>

優良な農業地域を形成してきた本町の歴史や環境を踏まえ、計画的な土地利用誘導による農業環境や自然環境と調和を図ったコンパクトな市街地の形成を図ります。

<良好な市街地の形成>

住宅団地開発で整備された低層住宅地での緑化の促進等による居住環境の向上を図るとともに、住宅団地開発以外で形成されてきた既存住宅市街地内では、住工混在等が見受けられることから、用途混在の解消等により、快適で安全な居住環境の形成を図ります。

また、新たに拡大を図る住居系市街地については、計画的な住宅地の形成を図ります。

なお、今後発生が想定される空き家や空き地対策を進め、良好な市街地形成を図ります。

③都市施設等の整備方針

<道路>

■主要幹線道路

国道 23 号は、県道木曾岬弥富停車場線との接続を維持します。また、沿道のまちづくりに合わせて、沿道環境の快適性を維持します。

■幹線道路

○県道木曾岬弥富停車場線及びバイパス

本町の中心を南北に縦断する幹線道路として、県道木曾岬弥富停車場線は、適切な維持管理を図るとともに、県道木曾岬弥富停車場線バイパスは、国道 23 号以北の未整備区間の解消に向け、整備を促進します。

○構想道路

南北連携の強化のため構想道路を位置づけ、整備の実現に向け、三重県に対して働きかけを行います。

■生活幹線道路

○名古屋第 3 環状線へのアクセス道路

本町から名古屋第 3 環状線へのアクセス向上を図るため、名古屋第 3 環状線の進捗との整合や、弥富市との調整を図りつつ、名古屋第 3 環状線へのアクセス道路の整備を検討します。

○町道源緑・中和泉線

町道源緑・中和泉線（旧県道木曾岬弥富停車場線の国道 23 号以南）は、南部地域の南北軸となる生活道路として、維持・改良を図ります。

○町道鍋田川線

地域の東側の南北軸となる生活幹線道路としての機能維持に向け、適正な維持管理に努めます。また、良好な沿道景観の維持のため、適切に桜並木の保全を図ります。

○町道川西幹線

西側の南北軸となる生活幹線道路として、適正な維持管理に努めます。

○町道西対海地・和泉線

町北部の東西軸となる生活幹線道路として、適正な維持管理に努めます。

○町道雁ヶ地・福崎線

県道木曾岬停車場線と町道川西幹線を結ぶ東西軸となる生活幹線道路として、着実な整備を進め、供用開始後は適切な維持管理に努めます。

<公共交通>

自主運行バスは、路線の維持・活性化に努めるとともに、町内の主要施設や鉄道最寄り駅などへのアクセスの利便性のさらなる向上を目指し、ニーズに即したダイヤの見直しやバス停等の整備を図ります。また、町民のバス利用の促進に向け、利用促進策を検討します。

<公園・緑地>

○身近な公園等の維持・管理

身近な公園や桜並木、親緑空間等について、住民と行政が一体となって維持・管理を進めます。

○水辺空間の管理と活用

グルービーパーク木曾川は、広域的なレクリエーション拠点として適正な管理及び利用促進を図ります。

○緑化の推進

公共施設において率先して緑化を進めるとともに、住宅や事業所における生垣づくりや、壁面等の緑化など、民有地での積極的な緑化を促進します。

<その他の都市施設>

○上水道

安全な水の安定的な供給を図ります。また、地震災害等に対応して、配水タンクの維持管理、老朽配水管の更新を図るとともに、主要管路の耐震化、耐震性貯水槽や配水タンク等の維持管理等を推進します。

○下水道

処理場や管路など下水道施設の耐震補強工事、長寿命化工事の実施等の予防保全的な維持管理を進め、施設の延命化を図ります。

○公共施設

町役場を核とした複合型施設は、行政、教育・文化、子育て、福祉、防災の機能と避難所を兼ね合わせた中心施設として、利活用を促進し、町民のコミュニティの拠点とします。なお、施設の整備や維持管理にあたっては、公共施設等総合管理計画と整合を図り進めます。

④都市防災の方針

<防災基盤の整備>

○堤防・排水機場等の整備

輪中堤防の耐震補強などの堤防の液状化対策や排水機場の補修・更新、排水路の整備・更新を推進します。また、道路・橋梁、上下水道等の耐震化等を図るとともに、高潮や津波被害を防止するため防災機能の強化や、豪雨対策のための湛水防除事業を推進します。

さらに、住宅等の建築物の耐震化や建物の建替え・宅地造成にあわせた十分な盛土の促進を図ります。

○防災拠点・避難路の整備

防災拠点機能を備えた庁舎等の複合型公共施設の利活用を促進します。

さらに、地震による津波被害に対応するため津波避難タワーの整備や避難所の機能強化、公共施設の防災拠点としての強化、防災備蓄の充実を図ります。

また、これら施設及び公園、緑地、学校等と避難道路となる幹線道路や緑道を有機的にネットワーク化します。

<防災体制の強化等>

地域における消防力の強化や消防救急体制の強化、自主防災組織の創設、家庭における災害への備え等を促します。

⑤環境・景観の方針

<うるおいある景観づくりの推進>

市街地では、住宅地・商業地・工業地が配置されることから、それぞれの境界部分での緑化や建物や壁・屋上等の緑化の推進により緑の多い空間の確保を図ります。また、建築物や工作物、広告・看板・サイン等の形態や色彩に関する規制・誘導等により良好な市街地景観の形成を図るものとします。

農業ゾーンでは、樹木等の保全を図るとともに水田景観と調和する景観の形成の誘導を図ります。また、鍋田川堤防の桜並木の整備を図るとともに鍋田川や中央幹線排水路の水質浄化、輪中の家並みや石垣、美しい農業景観などの保全と継承を図ります。

<環境美化の促進>

広域におけるごみ処理施設の適切な維持・管理を図るとともに、町内における資源ごみの回収拠点の整備検討を行います。また、地域における清掃活動など、環境美化活動を推進します。

7-3 南部地域

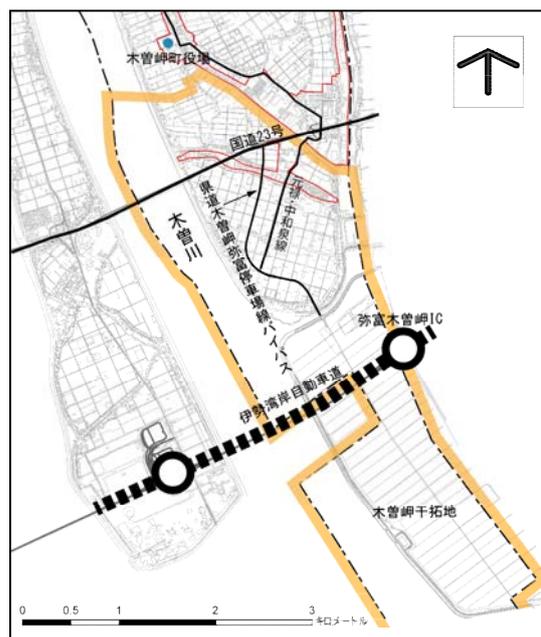
7-3-1 地域の概況

本地域は、北部に市街地及び田園地域が、南部に木曾岬干拓地があり、地域のほぼ中央部を県道木曾岬弥富停車場線及びバイパスが南北に縦断しています。

また、国道23号が東西に横断しており、県道木曾岬弥富停車場線バイパスと接続しています。

木曾岬干拓地の北部には、伊勢湾岸自動車道が通過しており、隣接する弥富市境界付近に弥富木曾岬ICが設置されています。

木曾岬干拓地は、三重県により都市的土地利用に向け、取組が進められています。



■南部地域概況図

7-3-2 地域の特徴

(1) 人口

○人口は、1,824人で、そのうち49.2%にあたる898人が、地域全体の2.6%の面積の市街化区域に居住しており、市街化区域人口密度は43.0人/haとなっています。

(2) 土地利用

①土地利用状況

○木曾岬干拓地が324.0haで、地域全体(789.3ha)の約41.0%の面積を占めています。

○農地(184.5ha)が木曾岬干拓地を除いた地区の大部分の53.4%を占めており、宅地は、住居系が7.4%、商業系が1.5%、工業系が4.5%で、主に市街化区域に分布しています。

②法適用状況

<区域区分・用途地域等>

○都市計画区域(789.3ha)のうち約2.6%(20.9ha)が市街化区域で、市街化区域のうち56.0%が工業系用途地域に、37.8%が住居系用途地域に指定されています。

<農業振興地域>

○木曾岬干拓地を除く、市街化調整区域のほぼ全域が農業振興地域に指定されています。

<自然公園等>

○地域全体が自然公園法による自然公園地域となっています。

○一級河川木曾川及び鍋田川は、いずれも河川法に基づく河川区域及び河川保全区域となっています。

(3) 交通

①道路

- 木曾岬干拓地に、伊勢湾岸自動車道が通り、弥富木曾岬ICが設置されています。
- 国道23号及び県道木曾岬弥富停車場線バイパスが、東西及び南北に通っています。
- 地域内を縦横に町道が、地域の生活道路として配置されています。

②公共交通

- 鉄道が無く、本地域から弥富駅へ自主運行バス2路線、毎日1路線は16往復、もう1路線は7往復しています。

(4) 都市施設

①公園・緑地

- 5箇所(3,020㎡)整備されており、市街化区域内に集中して分布しています。なお、地域内には、都市計画決定されている公園はありません。

②下水道等

- 町内全域において、下水道(市街地：公共下水道事業、市街化調整区域：農業集落排水事業)の整備が行われています。

③公共公益施設

- 本地域内にある主たる公共公益施設は、南部幼稚園・南部保育園です。

(5) 市街地整備等状況

①開発動向

- 5箇所(11.9ha)の開発行為が実施されており、「白鷺川工業団地」が5.3ha、次いで、北部の「なぎさ台団地」が2.4haとなっています。

②市街化区域内未利用地

- 市街化区域内には、約5.3%(1.1ha)の未利用地が残っています。

(6) 防災等の状況

①津波浸水予測

- ほぼ全域で3m以上と予測されていますが、伊勢湾岸自動車道北側の都市的土地利用に移行するエリアについては、安全な都市基盤の創出に向け、盛土造成が進められています。

②防災機能

- 避難所に指定されている施設の立地が少ない状況です。
- 自主防災組織の活動や避難訓練などの防災事業への取り組みがなされています。

7-3-3 地域の課題

本地域の特性や全体構想を踏まえ、本地域の課題を以下のとおり整理します。

区 分	まちづくりの課題
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ○定住促進や産業振興、良好な生活環境の維持や輪中集落及び優良農地の保全など、計画的な土地利用の推進を図ることが必要 ○木曾岬干拓地は、土地利用計画に基づき、関係機関とともに、早期に整備促進を図ることが必要
市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> ○現市街化区域隣接地での住宅地の拡大・整備の検討が必要 ○交通結節点での新たな工業施設等の誘致により、魅力ある町の玄関口づくりが必要 ○工業振興に向け、既存企業の町内での操業継続を図りつつ、新たな工業用地の確保・企業誘致を図ることが必要
都市施設整備	<ul style="list-style-type: none"> <道路> ○伊勢湾岸自動車道弥富木曾岬IC、名古屋第3環状線へのアクセス道路の整備促進が必要 ○県道木曾岬弥富停車場線バイパス整備促進を関係機関に要請していくことが必要 ○町道の安全施設整備などの安全対策を引き続き進めるとともに、維持管理や橋梁の長寿命化等を推進することが必要 <公共交通> ○自主運行バスの利用者確保、利用実態を踏まえた最適な運営形態の検討等が必要 ○自主運行バスの様々な利用促進策の展開、バス運行を町民全体で支える機運の向上が必要 <公園・緑地> ○住民が主体となり、その意向に沿った公園や緑地の整備・維持管理を推進することが必要 <その他の都市施設> ○公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の整備や維持管理を促進することが必要 ○排水施設の適正な維持管理や機能の強化、長寿命化等を図ることが必要 ○安定した上水の供給確保や老朽配水管の更新、主要管路の耐震化等の計画・整備を推進することが必要 ○下水道の長寿命化、適切な維持・管理、災害に備えた下水道施設の整備を推進していくことが必要
景観・環境	<ul style="list-style-type: none"> ○木曾川の水質浄化や河川環境の整備・保全及び良好な水辺景観を感じられる親水空間の確保が必要 ○輪中景観の保全・形成や環境美化に配慮したまちづくりの推進が必要
防災	<ul style="list-style-type: none"> ○津波避難タワーや防災ステーション、避難所、避難路などの防災基盤の機能強化が必要 ○高潮対策や地震・津波対策に向け、木曾川、鍋田川の堤防の機能強化が必要 ○自主防災組織の活動強化や避難訓練などのソフト事業の推進に加え、防災体制の強化を図ることが必要

7-3-4 まちづくりの方針

(1) まちづくりの目標

南部地域の特性及び課題を踏まえ、まちづくりの目標を以下のとおりとします。

<南部地域のまちづくりの理念>

～木曾岬干拓地と広域交通を活かした活力と交流のあるまちの創造～

■ 目標1：木曾岬干拓地を活かした活力のあるまちづくり

■ 目標2：広域交通のポテンシャルを活かした交流のまちづくり

■ 目標3：安全・安心で潤いが感じられるまちづくり

(2) まちづくりの方針

① 土地利用の方針

<一般住宅地>

低層住宅地として良好な環境の維持に努めます。

<新たな住居系市街地誘導ゾーン>

既存の住宅地と連なる地区において、新たな住宅地の整備を図ります。

<工業ゾーン>

国道23号と県道木曾岬弥富停車場線バイパス交差点周辺の既存工業地の維持・振興に努めるとともに、未利用地の情報を把握し、残存する工業用地の活用に向けた企業誘致を図ります。

<新たな産業振興誘導ゾーン>

立地ポテンシャルを活かし、本町中心部に新たな交流・産業地を配置し、活力ある市街地の形成を図ります。

<農業ゾーン>

開発規制と開発指導により無秩序な開発を抑制しつつ、現行の優良な農業地は今後とも保全していくとともに、地域の実情に応じて農業集落地や住宅地の維持・保全を図ります。

<産業誘導ゾーン（北側）>

伊勢湾岸自動車道北側においては、建設発生土ストックヤード及びわんぱく原っぱとして活用されている現状を鑑み、安全性や交通利便性といった本ゾーンが有するポテンシャルの有効活用に向け、工業系を主体とした都市的土地利用を関係機関とともに検討していきます。

<新エネルギーゾーン>

メガソーラー事業を契機として、再生可能エネルギー等の環境に配慮した産業機能としての維持・活用を図ります。

<産業誘導ゾーン（南側）>

新エネルギーゾーン南側については、将来的には産業活動の場としての活用を見据え、段階的な都市的土地利用を促進します。なお、これらの整備にあたっては、自然環境や生態系に配慮します。

<自然環境ゾーン>

木曾岬干拓地の最南端の地域は、自然が感じられる空間として、自然環境を保全していきます。

<河川・水域>

木曾川及び鍋田川等の水域は、防災機能の強化に努めるとともに、水質の浄化及び自然豊かな水辺空間の保全と親水施設の整備に努めます。

②市街地整備の方針**<コンパクトな市街地の形成>**

優良な農業地域を形成してきた本町の歴史や環境を踏まえ、計画的な土地利用誘導による農業環境や自然環境と調和を図ったコンパクトな市街地の形成を図ります。

<良好な市街地の形成>

新たに拡大を図る住居系及び工業系市街地については、計画的な市街地の形成を図ります。なお、今後発生が想定される空き家や空き地対策を進め、良好な市街地形成を図ります。

③都市施設等の整備方針**<道路>****■主要幹線道路**

国道23号は、県道木曾岬弥富停車場線バイパスとの接続を図り、町の玄関口としての機能強化を図ります。

■幹線道路**○県道木曾岬弥富停車場線バイパス**

地域の中心を南北に縦断する幹線道路として、県道木曾岬弥富停車場線バイパスは、国道23号以北の未整備区間の解消に向け整備を促進します。

○伊勢湾岸自動車道弥富木曾岬 IC へのアクセス道路

木曾岬干拓地のアクセス利便性を高めるために、木曾岬干拓地の事業進捗を踏まえ、広域道路ネットワークに資する県道木曾岬弥富停車場線バイパスから伊勢湾岸自動車道弥富木曾岬 IC へのアクセス道路の整備については、愛知県及び隣接市と十分に調整を図りながら、整備の実現に向け三重県に対して働きかけを行います。

○構想道路

南北連携の強化のため構想道路を位置づけ、整備の実現に向け、三重県に対して働きかけを行います。

■生活幹線道路

○町道源緑・中和泉線

町道源緑・中和泉線（旧県道木曾岬弥富停車場線の国道23号以南）は、南部地域の南北軸となる生活道路として、維持・改良を図ります。

○町道川西幹線

西側の南北軸となる生活幹線道路として、適正な維持管理に努めます。

○町道雁ヶ地・福崎線

県道木曾岬停車場線と町道川西幹線を結ぶ東西軸となる生活幹線道路として、着実な整備を進め、供用開始後は適切な維持管理に努めます。

<公共交通>

自主運行バスは、路線の維持・活性化に努めるとともに、町内の主要施設や鉄道最寄り駅などへのアクセスの利便性のさらなる向上を目指し、ニーズに即したダイヤの見直しやバス停等の整備を図ります。また、町民のバス利用の促進に向け、利用促進策を検討します。

<公園・緑地>

○身近な公園等の維持・管理

身近な公園や親緑空間等については、住民と行政が一体となって維持・管理を進めます。

○水辺空間の管理と活用

中央幹線排水路沿線の親水空間の整備促進を行うとともに、適正な管理を行います。

○緑化の推進

公共施設において率先して緑化を進めるとともに、住宅や事業所における生垣づくりや、壁面等の緑化など、民有地での積極的な緑化を促進します。

<その他の都市施設>

○上水道

安全な水の安定的な供給を図ります。また、地震災害等に対応して、配水タンクの維持管理、老朽配水管の更新を図るとともに、主要管路の耐震化、耐震性貯水槽や配水タンク等の維持管理等を推進します。

○下水道

処理場や管路など下水道施設の耐震補強工事、長寿命化工事の実施等の予防保全的な維持管理を進め、施設の延命化を図ります。

○公共施設

本地域内には、公共施設等総合管理計画と整合を図りつつ、公共公益施設の整備・誘導を進めます。

④都市防災の方針

<防災基盤の整備>

○堤防・排水機場等の整備

輪中堤防の耐震補強などの堤防の液状化対策や排水機場の補修・更新、排水路の整備・更新を推進します。また、道路・橋梁、上下水道等の耐震化等を図るとともに、高潮や津波被害を防止するため防災機能の強化や、豪雨対策のための湛水防除事業を推進します。

さらに、住宅等の建築物の耐震化の促進と建物の建替えや宅地造成にあわせて、十分な盛土を行う事を奨励します。

○防災拠点・避難路の整備

防災機能の強化に向け、河川防災ステーションの整備促進を図るとともに、ステーション内に水防センターを整備します。

さらに、地震による津波被害に対応するため津波避難タワーの整備を推進するとともに、避難所の機能強化、公共施設の防災拠点としての強化、防災備蓄の充実を図ります。

<防災体制の強化等>

地域における消防力の強化や消防救急体制の強化、自主防災組織の創設、家庭における災害への備えの促進等を促します。

⑤環境・景観の方針

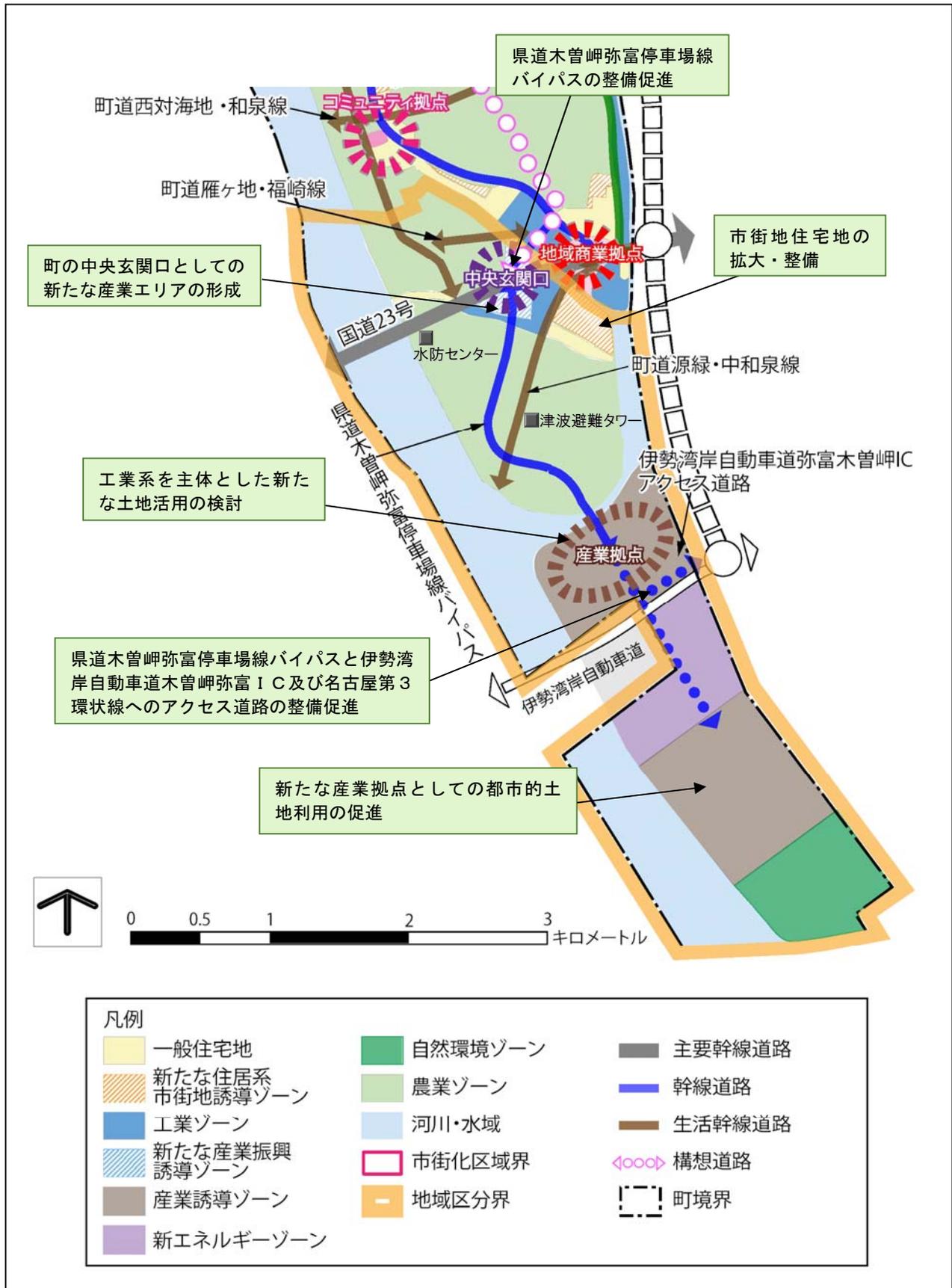
<うるおいある景観づくりの推進>

市街地では、住宅地・工業地が配置されることから、それぞれの境界部分での緑化や建物や壁・屋上等の緑化の推進により緑の多い空間の確保を図ります。また、建築物や工作物、広告・看板・サイン等の形態や色彩に関する規制・誘導等により良好な市街地景観の形成を図るものとします。

農業ゾーンでは、樹木等の保全を図るとともに水田景観と調和する景観の形成の誘導を図ります。また、鍋田川や中央幹線排水路の水質浄化、身近に水と緑を感じられる親水空間を確保、美しい農業景観などの保全と継承を図ります。

<環境美化の促進>

広域におけるごみ処理施設の適切な維持・管理を図るとともに、町内における資源ごみの中間処理施設の整備検討を行います。また、地域における清掃活動など、環境美化活動を推進します。



■南部地域のまちづくり方針図

第8章 推進方策

8-1 まちづくりの推進体制

(1) 長期的な視点に立った戦略的・計画的なまちづくりの推進

まちづくりには、多大な費用と時間が必要であり、また、多くの町民や関係者の理解と協力が必要となります。

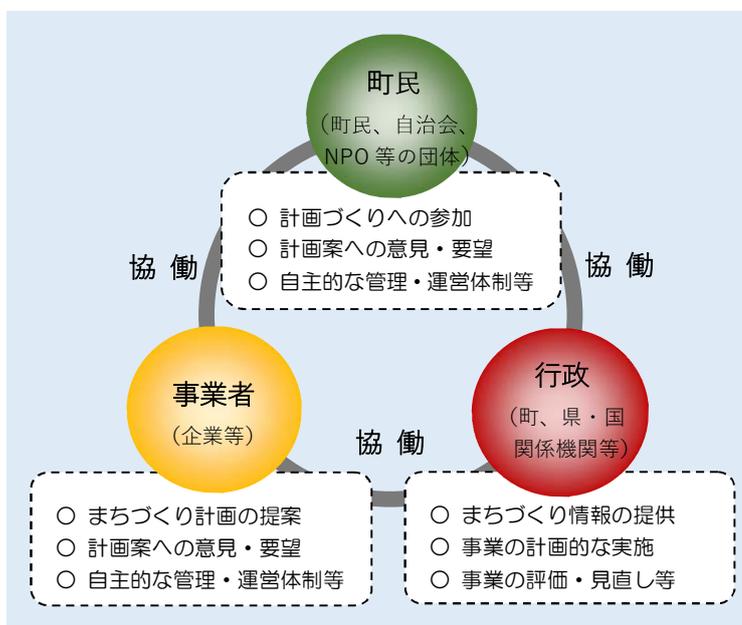
今後、持続的なまちづくりを推進していくためには、限られた財源と人材をいかに活用し、計画的かつ効果的に事業を推進することができるかが重要となります。

そのため、整備の必要性や緊急性、住民合意の形成、事業熟度等の様々な視点から検討を行い、多様な方策による財源の確保を図りつつ、長期的な視点に立った戦略的かつ計画的なまちづくりを推進していきます。

(2) 協働によるまちづくりの推進

町全体の将来像や地域ごとの将来像を実現していくためには、まちづくりの主体となる町民、団体（自治会、NPO等）、事業者（企業）及び行政がまちづくりの将来像や目標を共有し、適切な役割分担のもとに、密接に連携した協働のまちづくりを進めていくことが重要となります。

このため、まちづくりに関する情報の提供や自主的なまちづくり活動への支援、住民参加の推進などに取り組みます。



(3) 庁内体制の充実

本計画を推進していくためには、ハードとソフトが融合した総合的かつ一体的な施策等の展開が必要であり、庁内の関係各課との連携を図りながら、個々の計画や事業の調整を行いつつ、総合的な観点からまちづくりを進めていくことが必要です。

そのため、関係各課が横断的に協議・調整を行うとともに、計画段階から事業実施段階に至るまで、より多くの町民、まちづくり団体及び事業者等の意見を反映する体制づくりを推進していきます。

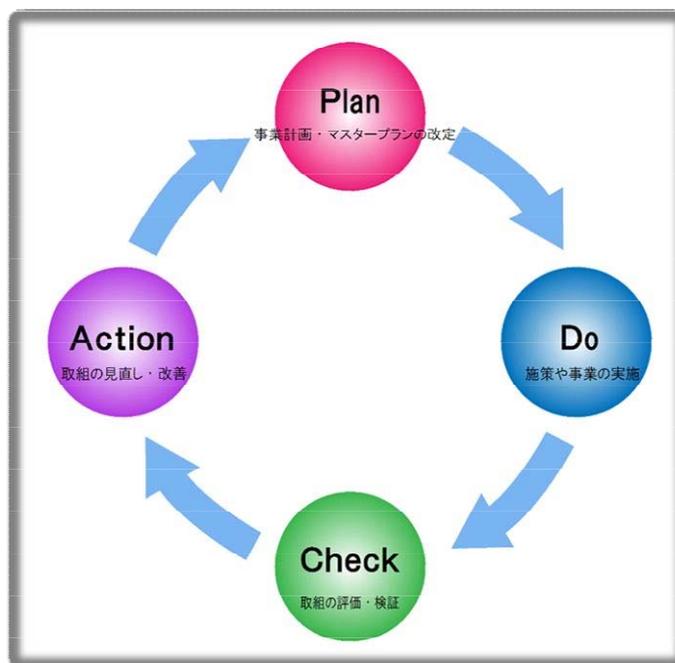
(4) 国・県・近隣市町及び関係機関等との連携強化

道路や河川等の事業者となる国や県に対して、早期整備や改修等の働きかけを行っていきます。また、広域的な交通網や施設の適正配置など、広域的なまちづくりや本町所管外のまちづくりを推進していくにあたっては、本計画をもとに、関係機関等との連携・調整を図っていきます。

8-2 都市計画マスタープランの進行・管理

(1) 各事業等の進行管理と評価

本都市計画マスタープランは、平成 29 年度を初年度とし、平成 49 年度を目標年次としています。その間、社会情勢の変化や上位・関連計画の見直し等、本都市計画マスタープランを取り巻く環境が変化していくことを踏まえ、本都市計画マスタープランにおける各事業等の進捗状況を定期的に評価・検証するとともに、庁内関係各課や関係機関と連携・調整を行いながら、PDCAサイクルの適切な運用による計画的な進行管理を行っていくことが必要です。



なお、事業の評価は、第5次総合計画の計画期間である平成35年度を目途に、町の財政状況を勘案しつつ、各事業の実施や継続に関して、必要性・緊急性・整備効果等を総合的に評価します。また、地域ごとの将来像やまちづくりのテーマの実現に向けて、短期あるいは中長期に渡って時間をかけて実施するものなど、事業優先度も勘案しつつ段階的に進めていきます。

また、計画の進行管理については、定期的に情報公開を行うなど、行政・町民が協働で行う体制づくりを検討します。

(2) 都市計画マスタープランの見直し

概ね 10 年後の平成 39 年度～平成 40 年度を目途に、都市計画基礎調査結果や第 6 次総合計画をもとに、町の現状や社会情勢の変化等を整理・分析するとともに、町の将来展望や町民の新たなニーズ等を把握し、本都市計画マスタープランの評価・見直しを検討します。

